
第2編 震災対策編

<目 次>

第1章 総則	2-1
第1節 計画の目的及び位置づけ	2-1
第2節 災害対策の基本理念、基本方針及び活動目標	2-3
第3節 双葉町の概況と災害要因の変化	2-6
第4節 双葉町の地震災害と地震・津波想定調査	2-8
第5節 調査研究推進体制の充実	2-22
第6節 防災関係機関の実施責任と処理すべき業務の大綱	2-22
第2章 災害予防計画	2-24
第1節 防災組織の整備・充実	2-24
第2節 防災情報通信網の整備	2-26
第3節 都市の防災対策	2-27
第4節 上水道、下水道及び工業用水道施設災害予防対策	2-32
第5節 電力、ガス施設災害予防対策	2-35
第6節 河川・海岸等災害予防対策	2-36
第7節 地盤災害等予防対策	2-38
第8節 火災予防対策	2-39
第9節 積雪・寒冷対策	2-41
第10節 緊急輸送路等の指定	2-42
第11節 避難対策	2-43
第12節 医療（助産）救護・防疫体制の整備	2-47
第13節 食料等の調達・確保、防災資機材等の整備及び廃棄物処理計画の策定	2-48
第14節 防災教育	2-50
第15節 防災訓練	2-53
第16節 地域防災力の充実強化	2-55
第17節 要配慮者対策	2-56
第18節 ボランティアとの連携	2-59
第19節 災害時相互応援協定の締結	2-60
第20節 双葉町特有の状況を踏まえた災害予防対策	2-60
第3章 災害応急対策計画	2-61
第1節 応急活動体制	2-61
第2節 職員の動員配備	2-63
第3節 地震災害情報の収集伝達	2-68
第4節 通信の確保	2-73
第5節 相互応援協力	2-74

第6節	災害広報	2-75
第7節	消火活動	2-76
第8節	救助・救急	2-79
第9節	自衛隊災害派遣要請	2-80
第10節	避難	2-81
第11節	避難所の設置・運営	2-82
第12節	医療（助産）救護	2-83
第13節	道路の確保（道路障害物除去等）	2-84
第14節	緊急輸送対策	2-85
第15節	防疫及び保健衛生	2-86
第16節	廃棄物処理対策	2-87
第17節	救援対策	2-89
第18節	被災地の応急対策	2-90
第19節	応急住宅の供与・住宅の応急修理	2-91
第20節	行方不明者の捜索、遺体の措置等	2-92
第21節	生活関連施設の応急対策	2-93
第22節	道路、河川管理施設等及び公共建設物の応急対策	2-94
第23節	文教対策	2-98
第24節	要配慮者対策	2-98
第25節	ボランティアとの連携	2-98
第26節	災害救助法の適用等	2-98
第27節	双葉町特有の状況を踏まえた災害応急対策	2-98
第4章	災害復旧計画	2-99
第1節	施設の復旧対策	2-99
第2節	被災地の生活安定	2-100
第5章	津波災害対策	2-101
第1節	津波災害対策の概要	2-101
第2節	津波災害予防対策	2-109
第3節	津波災害応急対策	2-121
第4節	津波災害復旧・復興計画	2-137
第5節	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震他対策推進計画	2-138

第1章 総則

第1節 計画の目的及び位置づけ

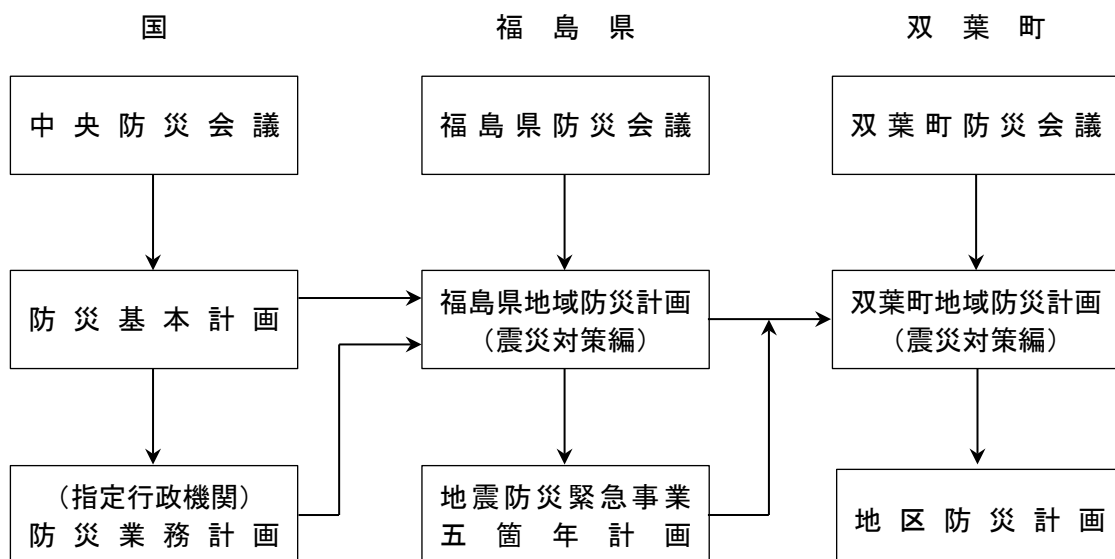
1 計画の目的

地域防災計画震災対策編は、本町の地震災害及び津波災害全般に関して、総合的な対策を定めたものであり、町、関係機関、住民等が、本計画に基づき災害に強い、安全な地域づくりを進めるとともに、相互に緊密な連携を取りつつ、その有する全機能を有効に発揮し、地震災害及び津波災害が発生した際に的確な災害応急対策及び復旧対策を実施することにより、住民の生命、身体及び財産を地震災害及び津波災害から守ることを目的とする。

2 計画の位置づけ

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、双葉町防災会議が作成する計画で、地震災害及び津波災害に関する計画として定めたものであり、国の防災基本計画、防災業務計画、県地域防災計画と連携した計画である。

図表2-1 国、県、双葉町における防災会議と防災計画（震災対策編）の位置づけ



3 計画の構成

このことについては、「第1編第1章第1節3」を参照するものとする。

4 計画の推進及び修正

(1) 地震防災緊急事業五箇年計画

県は、地震防災対策の強化を図るため、地震防災対策特別措置法に基づき地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する地震防災緊急事業五箇年計画を策定しており、町は積極的に事業の推進を図る。

(2) 計画の推進と修正

町防災計画の計画的な推進を図るため、地震防災緊急事業五箇年計画に定められた実施事業を中心として緊急度の高いものから優先的に事業及び対策を実施する。

また、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときはこれを修正するものとする。

5 計画の周知徹底

町及び関係機関は、平素から訓練、研究その他の方法により、この計画の習熟及び周知徹底を図るものとする。

(1) 防災教育及び訓練の実施

このことについては、「第1編第1章第1節5(1)」を参照するものとする。

(2) 防災広報の徹底

このことについては、「第1編第1章第1節5(2)」を参照するものとする。

第2節 災害対策の基本理念、基本方針及び活動目標

1 災害対策の基本理念

このことについては、「第1編第1章第2節1」を参照するものとする。

2 基本方針

この計画は、地震防災に関し、国、県及びその他の公共機関等と連携し、必要な体制を確立し、実施責任を明確にするとともに、災害予防、災害応急対策、災害復旧及びその他必要な災害対策の基本を定めることにより、総合的、計画的な地震防災行政の整備及び推進を図ることを目的としており、計画の樹立及びその推進に当たっては、以下の事項を基本とする。

(1) 災害に強いコミュニティの形成

このことについては、「第1編第1章第2節2(1)」を参照するものとする。

(2) 広域連携による災害対応力の強化

このことについては、「第1編第1章第2節2(2)」を参照するものとする。

(3) 災害対策本部の応急対策活動能力の強化

このことについては、「第1編第1章第2節2(3)」を参照するものとする。

(4) 職員全体の対応能力の強化

このことについては、「第1編第1章第2節2(4)」を参照するものとする。

(5) 要配慮者への配慮

このことについては、「第1編第1章第2節2(5)」を参照するものとする。

(6) 防災拠点等となる建築物の機能確保

このことについては、「第1編第1章第2節2(6)」を参照するものとする。

(7) 地震・津波被害想定調査結果の反映

近年における社会経済情勢の変化、東日本大震災及び阪神・淡路大震災の教訓等の反映に努めるとともに、「第1章第4節2」及び「第5章第1節2」に掲げる「地震被害・津波被害の想定」に対応できるように、体制の整備に努めていく必要がある。

具体的には、災害対策本部の初動体制、救助・救急活動、消火活動、医療・救護活動等の発生直後の応急・復旧対策活動、情報伝達体制、物資等の調達体制、広域的な応援協力体制、避難対策、ボランティアの受入れ体制等に関する新たな知見を踏まえて防災

行政を立案していくことが重要である。

(8) 災害に強いまちづくり

このことについては、「第1編第1章第2節2(7)」を参照するものとする。

3 発災後の時間別の活動目標

被害の様相は、発災直後からの時間の経過とともに刻々と変化する。そのため、各時間帯で優先すべき災害対策活動の目標も段階的に変化する。

防災関係機関等の様々な防災主体が、相互に連携しながらスムーズな災害対策活動を実施するためには、各主体に共通の活動目標が基本として存在していることが重要である。

このため、発災後の時間的な区切り方、各段階での呼び方、活動目標を整理する。

図表 2-2 発災後の時間別の活動目標

発 災 後 フ ェ ー ズ		活 動 目 標
直 後	即時対応期	<ul style="list-style-type: none"> ■ 初動体制の確立 ・ 対策活動要員の確保（非常招集） ・ 対策活動空間と資機材の確保 ・ 被災情報の収集・解析・対応
直後～数時間以内		<ul style="list-style-type: none"> ■ 生命・安全の確保（瞬時の対応） ・ 初期消火、救助・救出、応急医療活動の展開 ・ 火災延焼の阻止活動、津波・火災延焼に対応した住民避難誘導活動等 ・ 広域的な応援活動の要請
1日目～3日目	緊急対応期	<ul style="list-style-type: none"> ■ 生命・安全の確保（72時間以内の対応） ・ 専門部隊等も加えた本格的な行方不明者の捜索、救出活動、災害医療等の生命の安全に関わる対策 ・ 広域的な協力による火災消火対策活動、地盤崩壊対策活動等の遂行 ・ 道路啓開、治安維持に関する対策 ・ 有毒物・危険物の漏洩対策等の二次災害の防止関連対策 ・ 給食、給水、避難所の開設と運営、救援物資等の調達と配給、生活関連情報の提供等の代替サービスの提供
4日目～1週間	応急対応期1	<ul style="list-style-type: none"> ■ 被災者の生活の安定（最低限の生活環境） ・ ライフラインの早期復旧等の社会的なフローの早急な回復
1週間～1ヶ月	応急対応期2	<ul style="list-style-type: none"> ■ 被災者の生活の安定（日常活動環境） ・ 通勤、通学手段、就業、就学環境の早急な回復 ・ 代替ルートの整備等による物流等の経済活動環境の回復
1ヶ月～数ヶ月	復旧対応期	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地域・生活の回復 ・ 被災者のケア ・ ガレキの撤去 ・ 都市環境の回復 ・ 生活の再建
数ヶ月以降	復興対応期	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地域・生活の再建・強化 ・ 教訓の整理 ・ 都市復興計画の推進 ・ 都市機能の回復・強化

第3節 双葉町の概況と災害要因の変化

1 概況

(1) 位置及び地勢

このことについては、「第1編第1章第3節1 (1)」を参照するものとする。

(2) 地質

地質については、「第1編第1章第3節1 (2)」を参照するものとする。

(3) 河川及び海岸

このことについては、「第1編第1章第3節1 (3)」を参照するものとする。

(4) 人口

このことについては、「第1編第1章第3節1 (4)」を参照するものとする。

(5) 土地利用の変遷

このことについては、「第1編第1章第3節1 (5)」を参照するものとする。

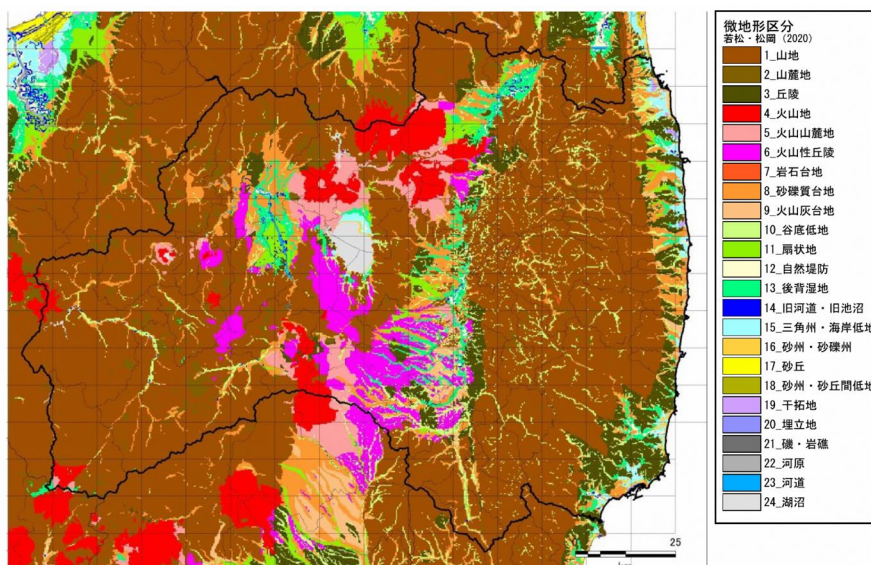
(6) 地域の災害危険性の把握

このことについては、「第1編第1章第3節1 (6)」を参照するものとする。

(7) 地盤の固有周期分布特性

福島県の微地形区分図（形態（起伏）・成因・形成過程・構成物質・表層の含水状況などによって地形的特徴を表した図）については以下のとおり。

図表 2-3 地形的特徴を表した図（出所）「福島県地震・津波被害想定調査報告書令和4年11月より」



2 災害要因の変化

このことについては、「第1第1章第3節2」を参照するものとする。

第4節 双葉町の地震災害と地震・津波想定調査

1 既往の地震災害と本町周辺における地震発生特性

地震は、発生の仕組みからみると、大きく分けて二つのタイプにまとめられる。プレートがぶつかりあうプレート境界で発生する海溝型地震と、プレート内部の活断層がずれることによって発生する内陸の直下の地震の二つである。

(1) 直下の地震（内陸部の断層の破壊によって発生する地震）

本町に関わる阿武隈高地東縁部にある双葉断層は、宮城県亶理郡亶理町から福島県相馬市を経て南相馬市にかけてほぼ南北方向に延びており、全体としての長さは16～40kmで、左横ずれが卓越し、西側隆起成分を伴う断層である。

(2) 海溝型地震（プレート境界部を震源として発生する地震）

ア 本県沖における地震発生特性

海溝型地震はプレート活動に起因し、プレート境界部で発生する。本県沖は太平洋プレートの沈み込み部であるために、比較的地震発生頻度の高い地域であるといえる。また、隣接する他県沖にもプレート境界が連続しているために、本県沖以外で地震が発生した場合でも被害を受ける可能性がある。

イ 地震発生履歴

(ア) 1987年（昭和62年）4月7日福島沖地震

この地震により、石堀の転倒4箇所、屋根のむね瓦の落下28箇所、被害総額9,000千円の被害が発生した。

(イ) 2011年（平成23年）3月東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）モーメントマグニチュード (M_w) = 9.0

11日午後2時46分頃、三陸沖を震源とした地震があり、県内全域で大きな揺れが発生し、11市町村で最大震度6強を観測した。浜通り沿岸が大津波に襲われ、沿岸を中心に大きな被害が発生した（下記（4）に詳述）。

また、4月11日には浜通りを震源として余震と思われる $M=7.0$ の地震が発生し、いわき市、古殿町、中島村で震度6弱を観測した。

(3) 過去の津波被害

本県では、記録に残る以下の津波災害が発生している。

ア 1611年（慶長16年）12月M=8.1

三陸沿岸及び北海道東岸にかけて大きな地震があり、津波により相馬領で700名が死亡した。

イ 1677年（延宝5年）11月（磐城地方）M=8.0

磐城地方に強い地震があり、500余名が死亡した。また、午後8時ごろ小名浜に津波があり、家屋1,000余戸が流出し、80余名が溺死した。

ウ 1696年（元禄9年）6月（磐城地方）強震地域—磐城小名浜

磐城地方に強い地震があり、小名浜に高潮が発生。この地震と高潮のため、2,450名が死亡した。

エ 1793年（寛政5年）2月（陸前・陸中・磐城、震源は宮城県沖）M=8.0~8.4

余震が多く、相馬では10ヶ月も続いた。また、津波は相馬・いわきで発生しており、この地震による人的被害は相馬で死者8名、矢祭で死者3名となっている。

オ 1938年（昭和13年）11月（福島県東方沖地震）M=7.5

津波による被害は発生しなかったが、小名浜で107cmの津波を観測した。

カ 1960年（昭和35年）5月（チリ地震津波）Mw=9.5

チリ沖で発生した巨大地震に伴い、津波が地震発生から約1日後に日本沿岸に到達した。いわゆる遠地津波であり、県内で死者4名、負傷者2名の人的被害が発生した。

(4) 東北地方太平洋沖地震とそれに伴う大津波（東日本大震災）の発生

3月11日午後2時46分、三陸沖（北緯38度06.2分、東経142度51.6分、深さ24km）を震源としたMw=9.0の巨大地震が発生し、福島県沿岸に巨大津波が到達し、甚大な被害が発生した。

ア 津波警報等の発表状況

3月11日14時49分 津波警報（大津波）発表 予想高さ3m

15時14分 予想高さの修正 6m

15時30分 予想高さの修正 10m以上

3月12日20時20分 津波警報（津波）に切り替え

3月13日7時30分 津波注意報に切り替え

17時58分 津波注意報解除

イ 津波の観測値

相馬 第1波 -1.2m（引き波） 時刻不明

最大波 9.3m以上 15時51分

小名浜 第1波 260 c m 15時8分
 最大波 333 c m 15時39分

ウ 被害

浜通り沿岸全域が津波被害に襲われ、中通りにおいても建物や灌漑ダム等への被害が生じた。また長期間にわたって余震が続き、死者・行方不明者合わせて4,168名（令和5年8月1日現在。「平成23年東北地方太平洋沖地震による被害状況即報（第1793報）」（福島県災害対策本部）より）という、本県の歴史上類を見ない大災害となった。

エ 原子力災害の誘発

津波により東京電力ホールディングス(株)福島第一原子力発電所の冷却系統に支障が発生し、炉心溶融により放射性物質が漏洩する国内最悪の原子力災害が発生した。周辺地域は警戒区域に指定され、16万人以上の住民が他地域への避難を余儀なくされた。

オ 津波浸水面積

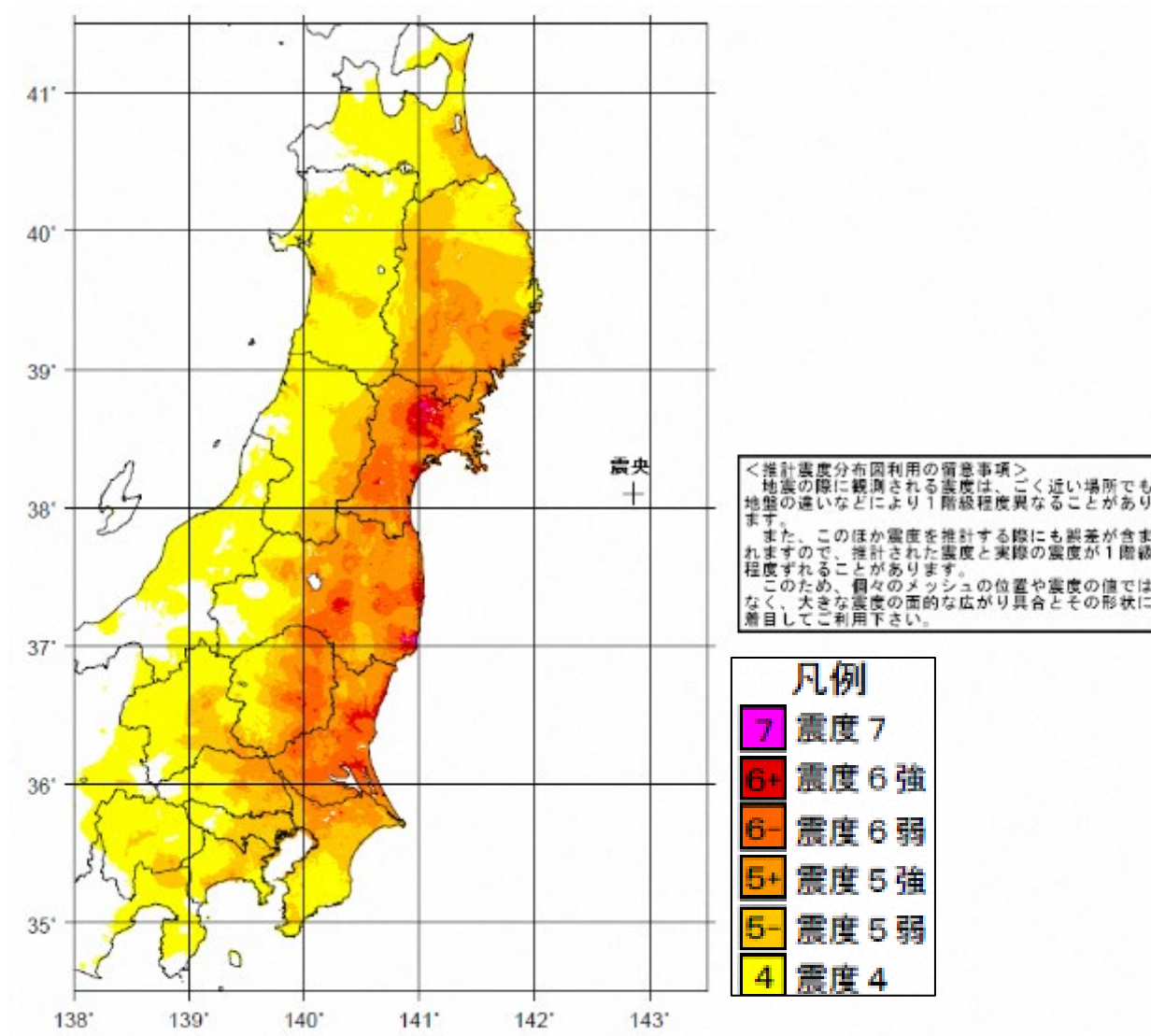
国土地理院の調査によれば、津波浸水は最大で内陸4kmまで達し、面積にして約112km²が浸水し、本町の面積に占める浸水面積は、5.9%であった。

図表2-4 東北地方太平洋沖地震による津波浸水面積

市町	浸水面積 (km ²)											全体	浸水率	
	田	その他の農用地	森林	荒地	建物用地	幹線交通用地	その他の用地	河川地及び湖沼	海浜	海水域	ゴルフ場			全体
10市町計	59	3	5	1	13	2	10	7	4	8	0.5未満	112	2456	4.6%
新地町	5	0.5未満	0.5未満	0.5未満	1	1	3	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0	11	46	23.9%
相馬市	13	1	2	0.5未満	2	0.5未満	3	1	1	6	0	29	197	14.7%
南相馬市	28	1	1	0.5未満	3	1	1	2	1	0.5未満	0.5未満	39	398	9.8%
浪江町	3	0.5未満	0.5未満	0.5未満	1	0	0.5未満	1	0.5未満	0.5未満	0	6	223	2.7%
双葉町	2	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0	3	51	5.9%
大熊町	1	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0	2	79	2.5%
富岡町	1	0.5未満	0.5未満	0	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0	1	68	1.5%
楢葉町	2	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0	3	103	2.9%
広野町	1	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満	1	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0	2	59	3.4%
いわき市	2	0.5未満	1	0.5未満	5	0.5未満	3	2	1	1	0.5未満	15	1231	1.2%

東北地方太平洋沖地震の推計震度分布図

(出典：気象庁 HP (平成 23 年 2011 年) 東北地方太平洋沖地震 The 2011 off the Pacific coast of Tohoku Earthquake ～) の推計震度分布図を加工して作成)



図表 2 - 5 東北地方太平洋沖地震の推計震度分布図

2 地震被害の想定

県では、平成7年度から3カ年を通じて地震・津波被害想定調査を実施した。なお、令和元年度から見直し調査に着手しており、令和4年度に完了した。ここでは、その結果のうち、本町に関連する部分の概要を示す。

(1) 想定地震の設定

県内に影響を及ぼす可能性のある地震は、次の4種類とされた。

地震名	マグニチュード
① 福島盆地西縁断層帯を震源とする地震	Mj 7.8 Mw 7.1
② 会津盆地東縁断層帯を震源とする地震	Mj 7.7 Mw 7.0
③ 想定東北地方太平洋沖地震	Mj 9.0 Mw 9.0
④ 各市町村直下の地震	Mj 7.3 Mw 6.8

図表2-6 想定地震の概要

※マグニチュードについて

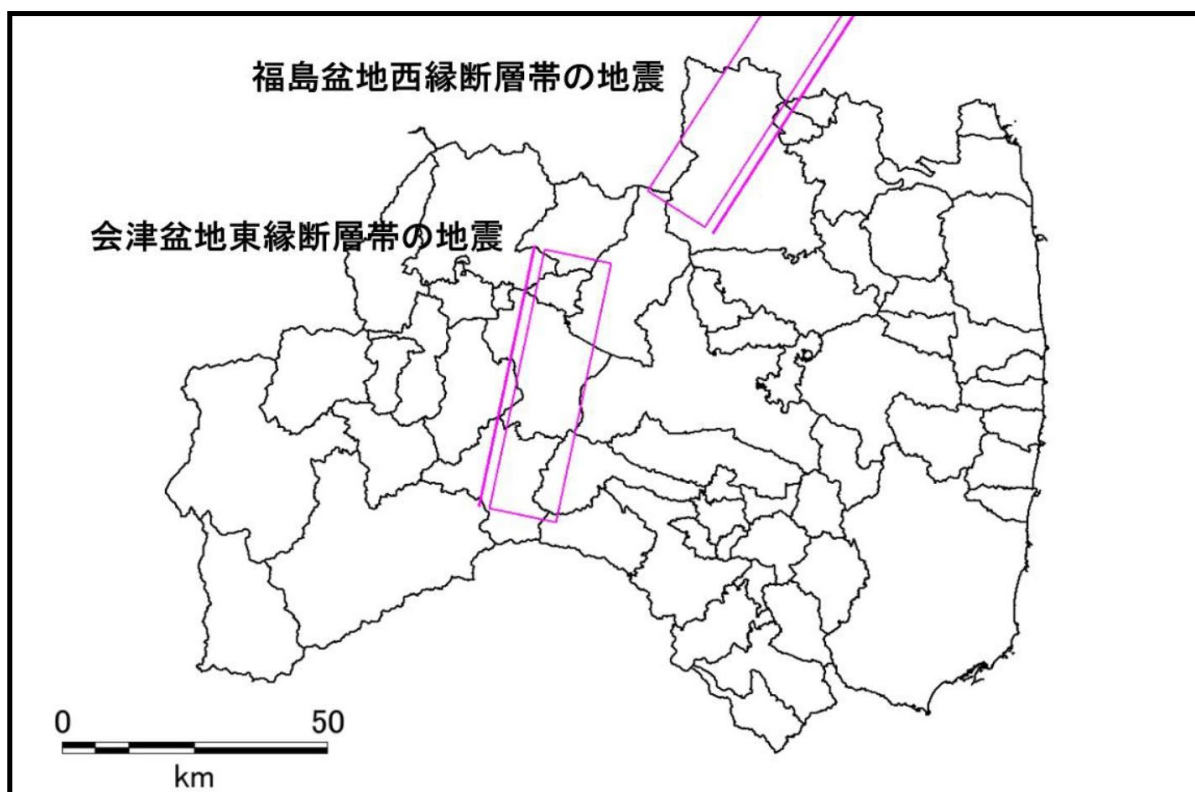
活断層の地震のマグニチュードは、断層の長さから気象庁マグニチュード(Mj)を算出しています。モーメントマグニチュード(Mw)は、その断層の長さを用いて震源(波源)断層モデルを作成して求めている。

想定東北地方太平洋沖地震のモーメントマグニチュード(Mw)は、震源(波源)断層の規模を設定し、求めている。

マグニチュード(Mj)は地震計で観測される波の振幅から計算されますが、規模の大きな地震になると岩盤のずれの規模を正確に表せません。これに対してモーメントマグニチュードは物理的な意味が明確で、大きな地震に対しても有効である。

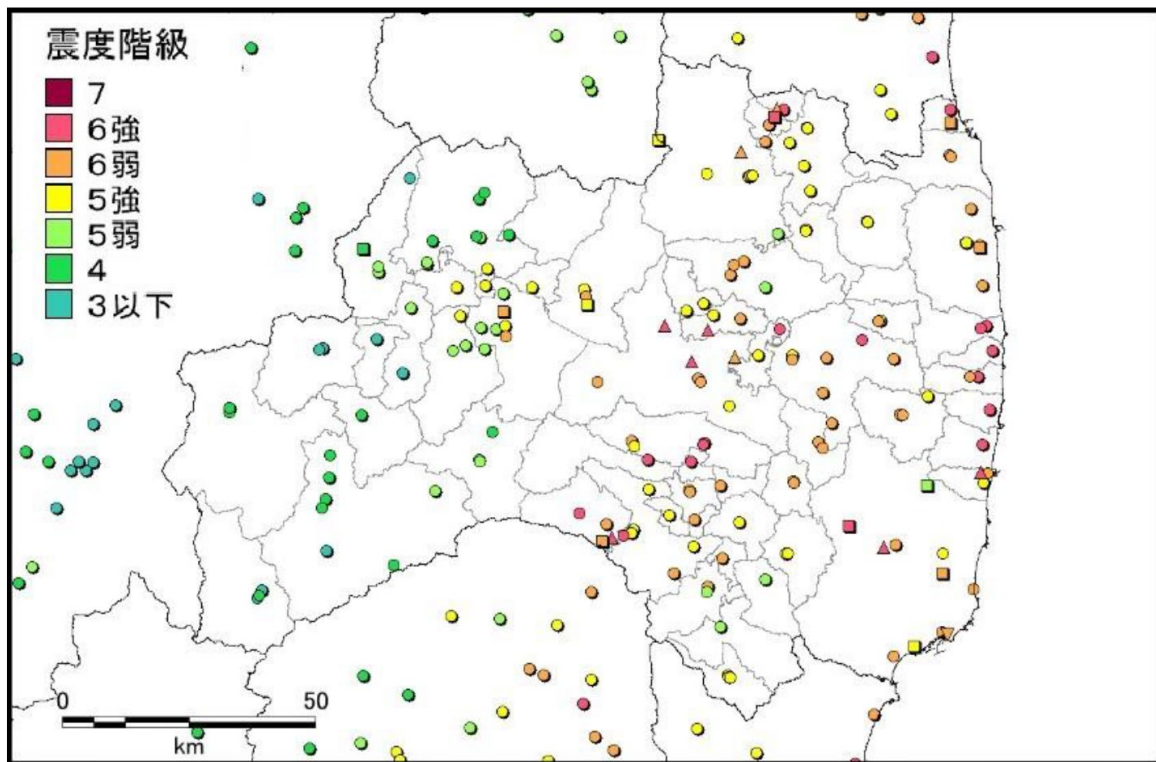
福島盆地西縁断層帯を震源とする地震及び会津盆地東縁断層帯を震源とする地震については、地震調査研究推進本部の全国地震動予測地図のうち震源断層を特定した地震動予測地図で設定された震源モデルのうち、地震が発生した場合に影響が大きい震源モデルを設定している。

図表2-7 福島盆地西縁断層帯を震源とする地震及び会津盆地東縁断層帯を震源とする地震の震源位置図



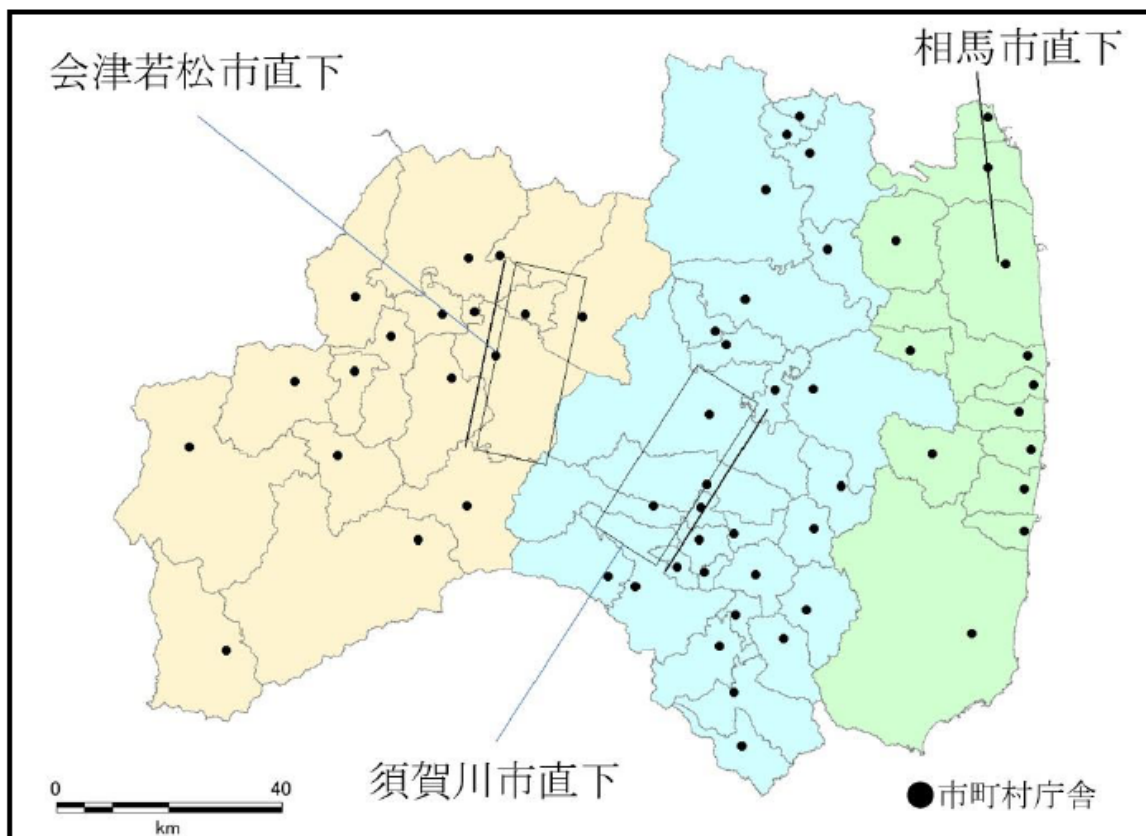
想定東北地方太平洋沖地震については、現在の構造物や人口分布の状態、地震の再来による被害の状況を求めるために設定し、実際に県内外で観測された震度を収集し、地震・津波被害想定調査で作成した地盤モデルの状況を加味して、地表の震度分布を求めた。津波については、津波浸水想定による最悪の状況を考慮した津波シミュレーション結果を用いている。

図表 2-8 平成 23 年東北地方太平洋沖地震の観測震度



各市町村直下の地震は、地震・津波被害想定調査時の近年に発生した内陸の被害地震の多くが、地表断層が不明瞭な場所で発生していることから、どこで起きてもおかしくない地震として、市役所や役場の直下に仮想の地震を設定している。

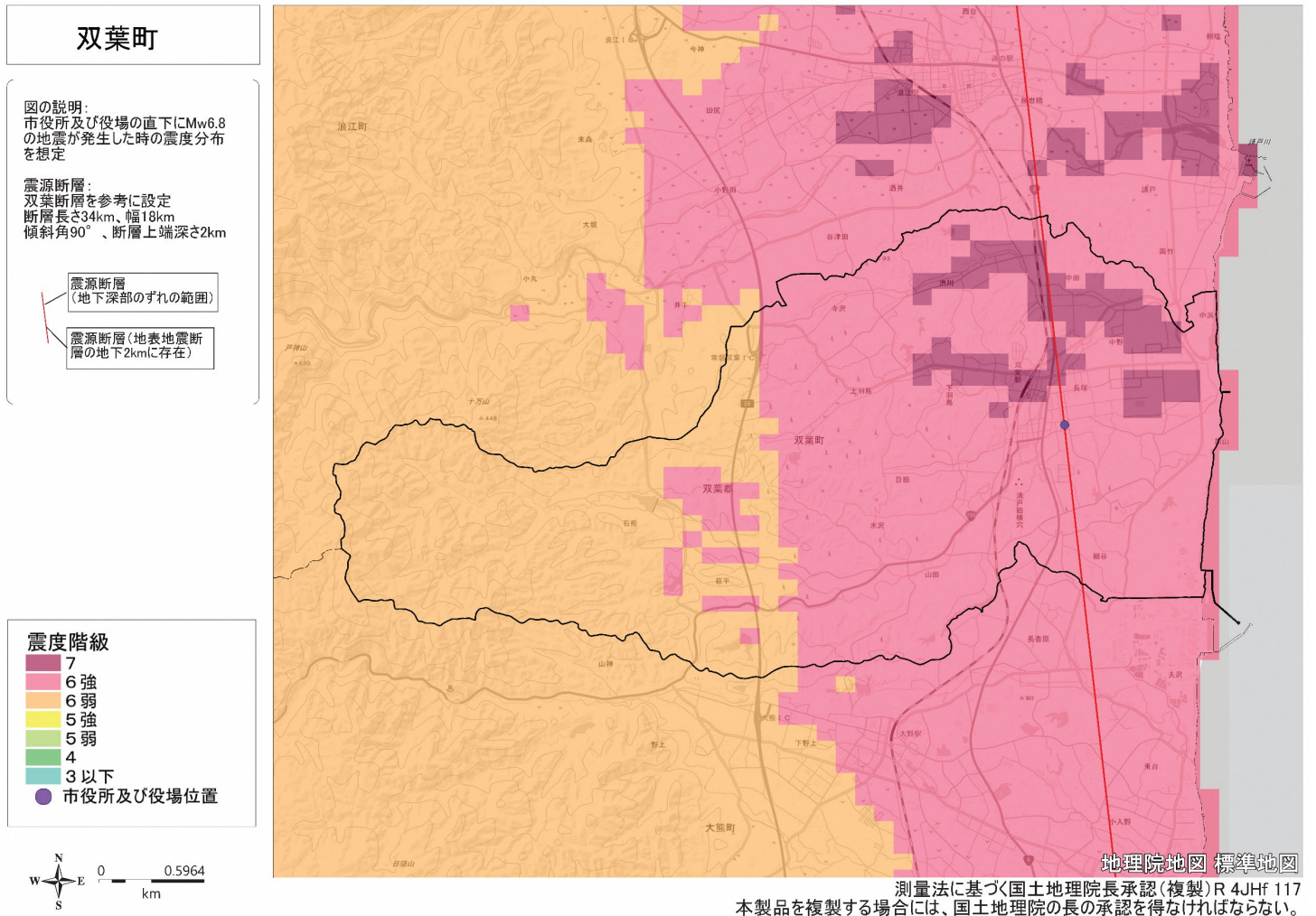
図表2-9 市町村直下の地震の震源モデル例



会津地方は会津盆地東縁断層帯、中通り地方は福島盆地西縁断層帯、浜通り地方は双葉断層の震源断層モデルを参考に設定された。

双葉町直下の地震では、震度6弱から7の揺れが想定されている。

図表2-10 双葉町直下地震の想定震度分布



(2) 福島県の被害想定結果

ア 定量被害想定結果の概要

大項目	小項目	季節時刻	単位	地震名		
				会津盆地東縁断層帯の地震	福島盆地西縁断層帯の地震	想定東北地方太平洋沖地震
建物被害（全壊）	液状化による全壊被害	冬	棟	634	564	4,233
		夏	棟	634	564	4,233
	揺れによる全壊被害	冬	棟	23,312	19,107	14,069
		夏	棟	10,232	19,104	13,918
	土砂災害による全壊被害	冬	棟	33	12	113
		夏	棟	35	12	113
	津波による全壊被害	冬	棟			4,965
		夏	棟			4,965
	火災による焼失被害	冬 5時	棟	2,813	5,477	1,388
		夏 12時	棟	5,061	6,525	4,411
		冬 18時	棟	11,991	13,936	8,591
	建物全壊・焼失棟数 計	冬 5時	棟	26,792	25,159	24,768
夏 12時		棟	15,962	26,204	27,640	
冬 18時		棟	35,970	33,618	31,971	
人的被害（死者数）	建物倒壊による被害	冬 5時	人	1,448	1,240	764
		夏 12時	人	248	517	327
		冬 18時	人	1,086	918	588
	うち屋内収容物等	冬 5時	人	18	16	41
		夏 12時	人	14	13	30
		冬 18時	人	14	12	31
	土砂災害による被害	冬 5時	人	4	1	11
		夏 12時	人	1	1	5
		冬 18時	人	2	1	8
	津波による被害	冬 5時	人			746
		夏 12時	人			751
		冬 18時	人			796
	火災による被害	冬 5時	人	151	230	55
		夏 12時	人	174	232	114
		冬 18時	人	535	516	259
	ブロック塀・自動販売機の転倒、屋外落下物による被害	冬 5時	人	*	*	*
		夏 12時	人	*	*	*
		冬 18時	人	*	*	*
死者数 計	冬 5時	人	1,602	1,471	1,577	
	夏 12時	人	423	749	1,197	
	冬 18時	人	1,624	1,434	1,651	
人的被害（負傷者数）	建物倒壊による被害	冬 5時	人	7,520	9,494	13,756
		夏 12時	人	10,673	7,702	10,633
		冬 18時	人	7,474	7,206	10,534
	うち屋内収容物等	冬 5時	人	374	346	947
		夏 12時	人	299	277	751
		冬 18時	人	285	264	720
	土砂災害による被害	冬 5時	人	5	2	14
		夏 12時	人	2	1	6
		冬 18時	人	3	1	10
	津波による被害	冬 5時	人			152
		夏 12時	人			124
		冬 18時	人			155
	火災による被害	冬 5時	人	1,199	2,019	527
		夏 12時	人	2,177	2,817	1,568
		冬 18時	人	6,425	6,702	3,575
	ブロック塀・自動販売機の転倒、屋外落下物による被害	冬 5時	人	*	*	*
		夏 12時	人	*	*	1
		冬 18時	人	1	1	2
負傷者数 計	冬 5時	人	8,724	11,515	14,449	
	夏 12時	人	12,852	10,520	12,332	
	冬 18時	人	13,904	13,910	14,276	

大項目	小項目	季節時刻	単位	地震名		
				会津盆地東縁断層帯の地震	福島盆地西縁断層帯の地震	想定東北地方太平洋沖地震
人的被害 (負傷者のうち重傷者数)	建物倒壊による被害	冬 5時	人	2,191	1,821	1,200
		夏12時	人	2,188	1,229	1,007
		冬18時	人	1,883	1,300	947
	うち屋内収容物等	冬 5時	人	66	63	164
		夏12時	人	53	50	132
		冬18時	人	51	48	126
	土砂災害による被害	冬 5時	人	2	1	7
		夏12時	人	1	*	3
		冬18時	人	2	1	5
	津波による被害	冬 5時	人			78
		夏12時	人			64
		冬18時	人			80
	火災による被害	冬 5時	人	480	808	211
		夏12時	人	872	1,128	628
		冬18時	人	2,574	2,684	1,432
ブロック塀・自動販売機の転倒、 屋外落下物による被害	冬 5時	人	*	*	*	
	夏12時	人	*	*	*	
	冬18時	人	*	*	1	
重傷者数 計	冬 5時	人	2,673	2,630	1,497	
	夏12時	人	3,061	2,358	1,703	
	冬18時	人	4,459	3,985	2,464	
生活支障等	避難者	避難所	人	27,315	28,970	66,517
		避難所外	人	18,210	19,313	37,773
		避難者 計	人	45,525	48,283	104,290
	避難者	避難所	人	17,644	29,722	66,455
		避難所外	人	11,762	19,814	37,948
		避難者 計	人	29,406	49,536	104,402
	避難者	避難所	人	33,953	32,236	71,324
		避難所外	人	22,635	21,490	41,107
		避難者 計	人	56,588	53,726	112,431
	災害廃棄物	冬 5時	トン	3,589,90	3,628,113	6,196,792
		夏12時	トン	3,763,636	3,709,092	6,430,480
		冬18時	トン	4,299,325	4,281,859	8,561,123
津波堆積物		トン			2,446,829	
ライフライン被害	電力	停電人口	人	384,066	405,544	1,257,825
		(停電率)	(%)	19.7	20.8	64.4
	上水道	断水人口	人	218,971	257,383	672,405
		(断水率)	(%)	11.2	13.2	34.4
	下水道	機能支障人口	人	166,591	166,146	374,792
		(機能支障率)	(%)	8.5	8.5	19.2
	都市ガス	供給停止戸数	戸	16,932	42,913	151,456
		(供給停止率)	(%)	8.6	21.7	76.5
通信(固定電話)	不通回線数	回線	66,517	70,919	220,876	
	(不通回線率)	(%)	19	20.3	63.1	
交通 被害 施設	緊急輸送道路	被害箇所数(揺れ)	箇所	56	101	205
		被害箇所数(津波)	箇所			19
	鉄道(在来線等)	被害箇所数(揺れ)	箇所	329	460	986
		被害箇所数(津波)	箇所			24

※「*」はわずかという意味である。

※「計」と記載がある項目について、表中の数量は集計結果を切り上げているため、合計が合わない場合がある。

※避難者数は、被災当日の人数を掲載している。

※停電率とは、電力供給人口に対する停電人口の割合を指す。

※断水率とは、供給人口に対する断水人口の割合を指す。

※機能支障率とは、下水道の処理人口に対する機能支障人口の割合を指す。

※供給停止率とは、都市ガスの需要家数に対する供給停止戸数の割合を指す。

※不通回線率とは、固定電話の回線数に対する不通回線数の割合を指す。

※ライフライン被害(電力、上水道、下水道、都市ガス、通信(固定電話))については、被災直後の被害状況を示している。

(3) 東北地方太平洋沖地震の地震被害発生の特異性

「(1) 想定地震の設定」において設定した想定地震のうち、「想定東北地方太平洋沖地震」は、以下に示すような特性を有する地震被害の発生が想定される。

ア 建物被害、人的被害

建物被害は冬 18 時で揺れによって 14,069 棟の建物が全壊、71,714 棟の建物が半壊すると見込まれる。全壊棟数の約 3 割が郡山市の被害であるが、被害はほぼ県全域に及んでいる。また、揺れ以外に津波被害が発生する。人的被害は冬 18 時で 1,651 人の死者、14,276 人の負傷者（うち重傷者 2,464 人）の発生が見込まれる。多くがいわき市で発生するが、相馬市や南相馬市のほか沿岸部で津波による死傷者が多数発生するほか、内陸部の市町村においても広域に被害は発生すると予測されている。

ブロック塀等による死傷者はわずか、屋内収容物等による死者は冬 5 時で 41 人だが、屋内収容物等による負傷者は郡山市やいわき市で多く発生し、947 人、重傷者は 164 人にのぼる。

津波では、4,965 棟の全壊、6,576 棟の半壊が想定され、人的被害が最大となる冬 18 時では、796 人の死者、155 人の負傷者（うち、80 人の重傷者）の発生が予測され、ほとんどはいわき市での被害が見込まれている。

イ 火災による被害

冬 18 時では、郡山市で 31 件、いわき市で 21 件、須賀川市で 11 件、福島市で 6 件となるほか、半数近くの市町村で 1 件以上の出火が発生する。全県で 120 件の火災が発生（発災直後だけではなく数日後の出火も含む）し、一部は消防機関や消防団の活動により消火、あるいは自然鎮火するが、郡山市で 15 件、いわき市で 6 件、須賀川市で 7 件、白河市、国見町等で 2 件、全県で 45 件の火災が残り、延焼火災に発展する。

ウ ライフライン被害

電力は、発災直後に 125 万人以上もの人が停電の影響を受けるが、被災 1 日後には約 36 万人、被災 1 週間後には約 1 万 7 千人まで停電の影響を受ける人口は減少する。被災 1 か月後でも依然として約 1 万 3 千人が停電の影響を受けると見込まれており、広域で被災する地震であることから影響の長期化も避けられない。

上水道は、発災直後に約 67 万人が断水の影響を受ける。断水の影響を受ける人口は被災 1 日後には約 63 万人、被災 1 週間後に約 43 万人と減少し、被災 1 か月後に約 11 万人となるが、電力被害同様に、被害が広域に及び他の地震と比較して一層上水道の全県の復旧には期間を要する。

下水道は、発災直後に約 37 万人が機能支障の影響を受ける。機能支障の影響を受ける人口は被災 1 日後には約 31 万人、被災 1 週間後に約 14 万人と減少し、被災 1 か月後に

約7万1千人となるが、電力被害同様に、被害が広域に及び他の地震と比較して一層下水道の全県の復旧には期間を要する。

都市ガスは、会津若松市、郡山市、いわき市、白河市、本宮市、西郷村で全域が供給停止となる以外は概ね被害はない。供給停止は1か月以上継続する。

LPガスは、都市ガスほどの規模ではないが、郡山市、いわき市、福島市、会津若松市で1,000箇所を超える被害が発生するほか、県内広域に被害が発生し、被害総数としては、約17,000箇所と想定される。ただし、LPガスは点検後に、利用を再開できるケースも多く、都市ガスに比べると復旧は早い。

通信は、郡山市や須賀川市、桑折町、国見町、鏡石町、西郷村、檜葉町、新地町で不通回線率8割を超えるなど通信被害は県内広域に及ぶ。被災1か月後も若干の被災箇所は残り、完全復旧まで数か月を要す可能性もある。

エ 避難者

冬18時発災では、被災1日後に112,431人（うち、避難所避難者は71,324人）の避難者が見込まれる。いわき市で59,809人と県内最大の避難者が発生するほか、郡山市でも21,040人の避難者が発生すると見込まれる。県内広域にわたって避難者が発生すると見込まれる。1週間後には停電や断水の継続によって避難者が増加し、155,053人（うち、避難所避難者は83,277人）となる。1か月後には避難所避難者は減少（38,084人）するものの、依然避難者全体では126,946人ももの県民が避難生活を余儀なくされる。

また津波によって、21箇所の避難所が浸水深1cm以上の浸水、16箇所の避難所が50cm以上（床上浸水に相当）の浸水被害を受ける。

オ 廃棄物

いわき市や郡山市を中心に8,561,123トン（冬18時）の災害廃棄物の発生、南相馬市や相馬市を中心に2,446,829トン（冬18時）の津波堆積物の発生が見込まれる。

カ 重要文化財

震度が6強以上となる文化財は3棟となった。また延焼の危険性がある文化財も数棟見込まれる。津波の浸水の影響は1棟見込まれる。

（4）本町の被害想定

ア 震度分布

想定地震	福島盆地西縁 断層帯地震	会津盆地西縁 断層帯地震	東北地方 太平洋沖地震	各市町村直下の 地震
町域の震度	震度4～5弱	震度3～4	震度6弱～6強	震度6弱～7

イ 想定される被害等

4つの想定地震のうち、本町に大きな被害をもたらすと予測されているのは、想定東北地方太平洋沖地震と双葉町直下地震である。これらの地震について、町の被害想定を、次表に示すものとする。

図表2-11 双葉町の想定東北地方太平洋沖地震被害想定

項目		冬の5時	夏の12時	冬の18時	
建物被害 (棟)	液状化	全壊	68	68	68
		半壊	252	252	252
	揺れによる倒壊	全壊	457	457	457
		半壊	983	983	983
	火災	焼失(風速8m/s)	0	121	123
		焼失(風速4m/s)	0	107	81
出火件数		1	1	2	
人的被害 (人)	死者	1	*	*	
	負傷者	1	*	*	
	重傷者	*	*	*	
避難者数 (人)	被災1日後	0	0	0	
	被災1週間後	0	0	0	
	被災1か月後	0	0	0	
災害廃棄発生量(トン)		138,585	147,928	202,088	

*：わずか 0：被害なし

図表2-12 双葉町直下の地震被害想定(建物被害 単位：棟数)

項目	夏	冬
全壊	1,011	1,011
半壊	1,138	1,138

図表2-13 双葉町直下の地震被害想定(人的被害 単位：人)

項目	夏			冬		
	5時	12時	18時	5時	12時	18時
死者	0	0	0	0	0	0
負傷者	0	0	0	0	0	0
重傷者	0	0	0	0	0	0

3 津波危険予測

このことについては、後述の「第5章第1節(2)」を参照するものとする。

第5節 調査研究推進体制の充実

このことについては、「第1編第1章第4節」を参照するものとする。

第6節 防災関係機関の実施責任と処理すべき業務の大綱

このことについては、「第1編第1章第5節」を参照するものとする。

第7節 住民等の責務

このことについては、「第1編第1章第6節」を参照するものとする。

第8節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備

1 整備計画

(1) 整備すべき施設等

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震や「本章第4節第2」の地震から町土並びに町民の生命、身体及び財産を保護するため、地震防災上緊急に整備すべき次の施設等については、地震防災対策特別措置法に基づく地震防災緊急事業五箇年計画及び日本海溝・千島海溝地震対策特別措置法を踏まえ、計画的に整備を図るとともに、施設の高台への移転の促進を図るものとする。

- ア 避難場所
- イ 避難経路
- ウ 消防用施設
- エ 消防活動を確保するための道路
- オ 緊急輸送を確保するために必要な道路、交通管制施設、港湾施設、漁港施設
- カ 共同溝等
- キ 地震防災上改築又は補強を要する医療機関
- ク 地震防災上改築又は補強を要する社会福祉施設
地震防災上改築又は補強を要する公立の幼稚園
- ケ 地震防災上改築又は補強を要する公立の小学校、中学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校の前期課程
- コ 地震防災上改築又は補強を要する公立の特別支援学校
- サ キ から コ まで掲げるもののほか、地震防災上補強を要する公的建造物
- シ 津波発生時における円滑な避難確保のための海岸保全施設、河川管理施設
- ス 砂防設備、保安施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、ため池

- セ 地域防災拠点施設
- ソ 防災行政無線設備
- タ 地震災害時における飲料水、電源確保のための設備等
- チ 地震災害時において必要となる非常用食料、救助用資機材等の物資の備蓄倉庫
- ツ 地震災害時における応急救護設備又は資機材
- テ 老朽住宅密集市街地に係る地震防災対策
- ト その他地震防災上緊急に整備すべき施設

(2) 施設等の整備にあたり留意すべき事項

ア 避難場所

最大規模の津波にも対応できる避難場所として、指定行政機関及び地方公共団体の庁舎等や民間施設を含む津波避難ビル等の適切な指定を行う。

また、必要に応じて、屋内空間を備えた避難場所の整備を行う。地震発生時の建築物の倒壊や火災被害等の物的被害、それらに伴う人的被害の発生が懸念される地域において避難場所等を検討する場合には、必要に応じて、延焼被害軽減対策等に取り組む。

イ 避難経路

必要に応じて、積雪等に配慮した避難経路の整備を行う。

ウ その他

施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう整備等の順序及び方法について考慮する。

寒冷地特有の課題や、沿岸地特有の地理的条件についても配慮する。

第2章 災害予防計画

第1節 防災組織の整備・充実

【総務課、住民生活課】

災害対策の総合的かつ円滑な実施を図るため、町及び防災関係機関は、防災体制を整備し、広域的な応援も含めた防災関係機関相互の連携を強化するとともに、地域全体の防災力の向上に結びつく自主防災組織等の整備を促進して、防災組織体制の万全を期す。

1 町の防災組織

(1) 双葉町防災会議

このことについては、「第1編第2章第1節1(1)」を参照するものとする。

(2) 双葉町災害対策本部

このことについては、「第1編第2章第1節1(2)」を参照するものとする。

(3) 双葉町水防本部

このことについては、「第1編第2章第1節1(3)」を参照するものとする。

2 自主防災組織

(1) 設置の目的

このことについては、「第1編第2章第1節2(1)」を参照するものとする。

(2) 組織編成

このことについては、「第1編第2章第1節2(2)」を参照するものとする。

3 応援協力体制の整備

(1) 県内市町村間の相互応援及び県外市町村との相互応援

このことについては、「第1編第2章第1節3(1)」を参照するものとする。

(2) 消防の相互応援

このことについては、「第1編第2章第1節3(2)」を参照するものとする。

(3) 訓練及び情報交換の実施

このことについては、「第1編第2章第1節3(3)」を参照するものとする。

(4) 民間協力計画

このことについては、「第1編第2章第1節3(4)」を参照するものとする。

(5) 自衛隊との連携体制

このことについては、「第1編第2章第1節3(5)」を参照するものとする。

(6) 公的機関等の業務継続性の確保

このことについては、「第1編第2章第1節3(6)」を参照するものとする。

第2節 防災情報通信網の整備

【秘書広報課、住民生活課】

災害時に災害情報システムが十分機能し、活用できる状態に保つために、町、県及び防災関係機関は、防災情報通信網を整備するとともに、併せて設備の安全対策を講じるものとする。

1 町防災行政無線の整備

このことについては、「第1編第2章第2節1」を参照するものとするが、地震災害の特性上、次については特に留意する

- (1) 町防災行政無線施設の整備に当たっては、施設の耐震補強及び無線設備の耐震対策に十分配慮する。
- (2) 無線設備の障害発生を未然に防止するため、専門業者等による定期保守点検を実施するとともに、障害発生時に迅速な対応を可能とするため、保守用部品等の確保に努める。
- (3) 地震発生時の通信連絡を円滑に行うため、防災行政無線を使用した通信訓練を定期的実施し、予備電源を含む予備装置等の取扱いの習熟に努める。

2 福島県総合情報通信ネットワークの概要

このことについては、「第1編第1章第2節2」を参照するものとする。

3 福島県総合防災情報システム

このことについては、「第1編第1章第2節3」を参照するものとする。

4 移動無線（MCA）の導入検討

このことについては、「第1編第1章第2節4」を参照するものとする。

5 その他通信網の整備・活用

このことについては、「第1編第1章第2節5」を参照するものとする。

第3節 都市の防災対策

【建設課、住民生活課、総務課】

市街地において地震が発生した場合、住民の生命、財産の被害が大きくなるおそれがあることから、町は、被害を最小限に防止するため、建築物の耐震化・不燃化の促進、公園の整備・保全による防災空間の確保、計画的な街路整備による避難及び輸送路の確保、さらには既存市街地の再開発等による総合的な都市防災の整備に取り組み、災害に強い安全なまちづくりを積極的に推進する。

1 建築物防災対策

(1) 福島県耐震改修促進計画

県は、既存建築物の防災対策をより効果的に推進するため、地震対策及び防火対策等、各種の対策を相互に関連づけた総合的な福島県耐震改修促進計画を平成18年度に策定し、令和3年12月に改定した。

町は、既存建築物の防災対策をより効果的に推進するため、同計画を踏まえ、町耐震改修促進計画を策定するとともに、耐震診断及び防災診断の実施及び落下物対策、ブロック塀等安全対策など地震対策及び防火対策等を相互に関連づけた総合的な防災対策に努める。

(2) 建築物の耐震性強化

建築物の耐震性については、建築基準法により最低の基準が定められているが、昭和56年に制度化された新耐震設計基準の適用以前の建築物については、必ずしも十分な耐震性を有していないものがあるのが現状である。

このため、町は、建築物の所有者又は管理者に対し、耐震工法及び耐震補強等の重要性について啓発を行い、建築物の耐震性の強化を図る。

また、「建築物の耐震改修促進に関する法律」の改正に伴い、要緊急安全確認大規模建築物、要安全確認計画記載建築物及び特定建築物についての的確な法の施行に努める。

(3) 被災建築物の応急危険度判定制度の充実

町は、地震により被災した建築物（一般住宅を含む）が、余震等による二次災害に対して安全であるかどうかの判定活動を民間の建築士等の協力を得て行うため、「福島県地震被災建築物応急危険度判定士認定制度」を周知するとともに、町職員の判定士登録に努める。また、地震により被災した避難所がある場合には、判定を優先的に行うものとする。

(4) 窓ガラス等の落下物防止対策

町は、地震時に建築物の窓ガラス、看板等落下物による危険を防止するため、次の対策を講ずる。

- ア 容積率 400%以上の地域内に存する建築物及び町地域防災計画において定められた避難場所までの避難路等に面する建築物で地階を除く階数が3以上のものを対象に落下物の実態調査を行う。
- イ 実態調査の結果、落下物のおそれのある建築物について、その所有者又は管理者に対し改善を指導する。
- ウ 建築物の所有者又は管理者に対し、窓ガラス、看板等の落下物防止対策の重要性について啓発を行う。

(5) ブロック塀の倒壊防止対策

町は、地震によるブロック塀（石塀を含む）の倒壊を防止するため、次の施設を推進する。

- ア 住民に対し、ブロック塀の安全点検及び耐震性の確保について広報紙等を活用し、啓発を図るとともに、ブロック塀の造り方、点検方法及び補強方法等についてパンフレット等を作成し、知識の普及を図る。
- イ 町内のブロック塀の実態調査を行い、ブロック塀の倒壊危険箇所の把握に努める。なお、実態調査は通学路、避難路及び避難場所等に重点を置く。
- ウ ブロック塀を設置している住民に対して日ごろから点検に努めるよう指導するとともに、危険なブロック塀に対しては造り替えや生け垣化等を奨励する。
- エ ブロック塀を新設又は改修しようとする住民に対し、建築基準法に定める基準の遵守を指導する。

(6) 建築物不燃化の促進

ア 防火・準防火地域の指定

町は、県と協力して、建築物が密集し、火災により多くの被害を生ずるおそれのある地域を防火地域又は準防火地域に指定し、耐火建築物、準耐火建築物、その他建築基準法で規定する防火措置を講じた建築物の建築を推進する。

- (7) 防火地域は、原則として容積率 400%以上の近隣商業地域及び商業地域について指定を行うほか、集団的地域としての「建築物密集地域」「公共施設等重要施設の集合地域」、あるいは路線的な地域としての「幹線街路沿いの商業施設等の連坦する地域」等都市防災上の観点から、特に指定が必要と考えられる地域についても順次指定を進める。

(イ) 準防火地域は、原則として住居専用地域、工業地域及び工業専用地域を除く容積率300%以上の区域及び建築物が密集し、又は用途が混在し火災の危険が予想される地区等について指定を進める。

イ 建築物の防火の促進

新築、増改築等建築物については、建築基準法に基づき指導を行うとともに、既存建築物については、次の法制度体系を通じ事業の推進を図る。

(ア) 既存建築物に対する改善指導

町は、大型店、旅館等の不特定多数の人が集まる既存特殊建築物の防災性を常時確保するため、建築基準法第12条の規定に基づく定期報告制度を活用し、建築物の安全性確保と施設改善を指導する。

(イ) 防火対象物定期点検報告制度

町は、消防機関が実施する「防火対象物定期点検報告制度」に基づき、必要に応じ、消防機関と連携して防火避難施設の改善指導を行う。

2 防災上重要な建築物の耐震性確保等

町は、大規模な地震による災害時に、応急対策活動の拠点となる施設を防災上重要建築物として指定し、それらの施設の重要度に応じた耐震性の確保を図る。

(1) 防災上重要建築物の指定

町は、次の施設を防災上重要建築物に指定する。

ア 防災拠点施設

双葉町役場庁舎

イ 避難施設

今後、指定避難所の指定に併せて整理

ウ 緊急医療施設

双葉町診療所の指定については今後、検討を進めます。

(2) 耐震診断・耐震化の実施

町は、防災上重要建築物について耐震診断を速やかに実施し、公共建築物の耐震診断の実施状況や実施結果をもとにした耐震性に係るリストの作成及び公表を行い、耐震化を行う等、耐震性の確保を図る。

(3) 建築設備の耐震性確保

町は、防災上重要建築物に該当する施設が、大規模な地震の発生後も継続してその機能を果たせるよう、建築設備についても耐震性に十分配慮する。特に、防災拠点施設、避難施設、緊急医療施設においては、ライフライン系統の断絶等の不測の事態に備え、非常用設備の整備に努める。

(4) ロッカー、書架等の転倒防止対策

町は、防災上重要建築物に該当する施設が、大規模な地震の発生後も継続してその機能を果たせるよう、ロッカー、書架等の転倒防止対策を行うとともに、転倒防止対策について、定期的に確認を行うこととする。

(5) 防災拠点施設の主な設備等

町は、改築等によって、新たに防災拠点施設の整備を行う場合には、下記の設備の整備について配慮する。

- ア 非常電源設備
- イ 耐震性貯水槽
- ウ 防災行政無線
- エ 備蓄倉庫
- オ 臨時ヘリポート
- カ 非常用排水設備又は排水槽

3 防災空間の確保

(1) 緑地保全地区の指定

町における樹林地、草地、水辺地等の良好な自然環境を形成している土地の区域で、無秩序な市街化の防止、公害又は災害の防止のために必要な遮断地帯、緩衝地帯又は避難地帯として適切な位置、規模及び形態を有するものについては、都市緑地保全法に基づく緑地保全地区を指定し、町は、町が定める「緑の基本計画」に基づき、計画的に指定の推進を図り、防災効果を発揮する防災空間の確保に努める。

(2) 都市公園等の整備

都市公園等は、都市における緑とオープンスペースの中核として、自然とのふれあい、活力ある長寿・福祉社会の形成、コミュニティの醸成、スポーツ・レクリエーション活動等、住民の多様なニーズに対応する都市生活の根幹的施設であると同時に、大規模な災害の発生時には、延焼防止、避難場所あるいは救援活動の拠点として防災上重要な役割を担っている。

また、国の防災公園等に関する施策の拡充を踏まえ、町は、計画的に整備拡大を図り、防災効果を発揮する防災空間の確保に努める。

(3) 都市計画道路の整備

都市の基本的施設の一つである道路は人が歩き、車が走るためばかりではなく、コミュニティの形成等、市民生活のあらゆる面で利用されていると同時に、災害時には、避難路や救援路さらには防火帯の役目を果たすなど重要な役割を果している。

町は、災害時の避難路のネットワーク化とともに、緊急支援物資の輸送、救急、消防等に緊急活動に効果を発揮する幹線道路ネットワークの計画的な整備を推進する。整備に当たっては、十分な道路幅員の確保、電線類の地中化、緑化等により、災害に強い構造とするとともに、複数の経路でどの地域にもアクセスできるようネットワーク化を図る。

(4) 都市空間の利用

都市の基盤として整備される道路や都市公園等は都市の貴重な空間であり、災害時には延焼遮断空間等として防災上重要な役割を持つ。これらの都市空間においても、耐震性貯水槽、備蓄倉庫、ヘリポート等の災害時に必要となる施設を整備するほか、町はライフラインの信頼性を確保するため、各事業者と協力して電線類共同溝等の整備を推進する。

(5) オープンスペースの確保

町は、災害発生時に備え、住民の避難場所、物資の輸送拠点、応援部隊の活動拠点、資材置場、仮設住宅の建設用地、がれきの仮置場等に活用できる公園、グラウンド、河川敷、農地等のオープンスペースについて、定期的に調査を実施し、その把握に努める。

4 市街地の開発等

(1) 住環境整備事業の推進

市街地において、不良住宅が集団的に存する地区等は災害時に被害の拡大が懸念される。

これらの地区を居住環境、都市基盤及び都市防火等の観点から整備することにより、良好な市街地が形成され、防災性の高い安全で快適なまちづくりが図られる。

(2) 土地区画整理事業の推進

町は、都市計画区域内の土地について、公共施設の整備改善及び宅地の利用増進を目的とした土地区画整理事業を実施することにより、防災的効果を有した安全で快適なま

ちづくりを推進する。

第4節 上水道、下水道及び工業用水道施設災害予防対策

【双葉地方水道企業団、建設課、住民生活課】

上水道、下水道及び工業用水道施設の耐震性を強化して、地震時の被害を最小限にとどめ、かつ速やかに被害施設の復旧を可能にするために必要な施策を実施することを目的とする。

1 上水道施設予防対策

(1) 水道施設等の整備

双葉地方水道企業団は、水道施設のより一層の耐震化を図り、水道水の安定供給と二次災害の防止のため、次により水道施設の整備を図る。

- ア 水道施設の耐震化を効果的・効率的に進めるため、既存施設の耐震性診断等を行い、順次計画的に耐震化を進める。
- イ 基幹施設の分散や系統多重化により補完機能を強化するとともに、配水系統のブロック化により地震被害の軽減等を図る。
- ウ 施設の機能を十分に発揮させるために必要不可欠な情報伝送設備や遠隔監視・制御設備、自家発電設備等の電気機械設備について耐震化を図る。
- エ 水道施設の耐震化事業には、事業収入の増加につながらない大きな投資を必要とすることから、必要経費の確保を図る。

(2) 応急復旧用資機材の確保

双葉地方水道企業団は、応急復旧用資機材を備蓄しておくとともに、資機材の備蓄状況を把握しておく。

(3) 相互応援

双葉地方水道企業団等は、応急復旧作業を迅速に進めるための人員等の確保のため、隣接水道事業者等、さらには地震による同時被災を免れると思われる水道事業者等と応急復旧等の応援活動に関する応援協定を締結しておくなど、相互応援体制の整備を図る。

2 下水道施設予防対策

(1) 下水道施設の整備

町は、下水道施設の計画、設計、施工及び維持管理に当たり、立地条件に応じ、地震に対して次の対策を実施する。

- ア ポンプ場及び処理場内の重要施設について耐震計算を行い、その他の施設については、ある程度の地震被害を想定し、施設の複数化、予備の確保等により機能の確保を図り、また、補修の容易な構造とするなど、復旧対策に重点を置いた整備を図る。
- イ ポンプ場及び処理場では、地震時においても最小限の排水機能が確保されるよう整備を図る。また、停電及び断水に対して速やかに対応できるよう考慮する。
- ウ 地震の程度により排水機能に支障を来たす場合があるので、緊急用として重要な管渠及び処理場については、バイパス等の整備の検討を行う。
- エ 液状化対策として、主要な管渠工事に当たっては、事前に地質調査を実施するとともに埋戻しに液状化が起こりにくい材料を使用するなど工法の検討を行う。
- オ ポンプ場及び処理場内での各種薬品、重油及びガス等の燃料用設備の設置に当たっては地震による漏洩、その他の二次災害が発生しないよう考慮する。
- カ 施設の維持管理においては、定期点検等による危険箇所の早期発見とその改善を行い、施設の機能保持を図る。

(2) 応急復旧用資機材の確保

復旧工事を速やかに施工するため、必要な資機材の備蓄に努めるとともに、資機材の優先調達を図る。

また、地震発生時にすぐ対応できるように、下水道台帳とともに維持管理記録を一体として整理し、さらに優先的に調査する必要がある箇所を特定するための下水道防災マップの作成を行っておくものとする。

(3) 要員の確保

応急復旧に必要な要員の配備計画をあらかじめ定めておくとともに、必要な人員を確保するため、施設の施工業者、管理委託業者及び他の下水道事業者等と災害時の応援協定等の締結を進める。

(4) 福島県下水道防災連絡会議

町、県及び下水道関係の公共的団体からなる福島県下水道防災連絡会議が組織されており、「福島県下水道防災計画」の策定及び同計画の具体的な実践と震災対策等の推進を図るとともに、災害発生時の協力体制の整備を目的としている。

(5) 下水道業務継続計画の策定

大規模地震や津波の発生時には、調査や応急復旧などに係るリソース（資機材・人員）が被災し、その活用に制約が生じるため、発災後の対応が十分に実施できない可能性がある。

このため、リソースの制約及び発災後の対応の完了時期を考慮した上で、下水道にかかる初動期における体制及び優先実施業務を定めた「下水道業務継続計画（下水道BCP）」を策定し、下水道機能の維持・早期の回復を図る。

3 工業用水道施設予防対策

（1）工業用水道施設等の整備

双葉地方水道企業団等は、災害時における工業用水の安定供給を確保するため、次により工業用水道施設等の耐震化等に努めるものとする。

ア 工業用水道施設設計指針に基づき、基幹施設等の耐震化を図る。

イ 機械・電気設備における予備電源の整備等により安定給水に向けた機能の強化を図る。また、工業用水使用企業に対し、災害時の対策として受水槽の設置等の指導に努める。

ウ 施設の維持管理については、定期点検等による危険箇所の早期発見とその改善を行い、施設の機能保持を図る。

エ 管路の被災による給水への影響を少なくするため、管路の複線化等を促進する。

（2）復旧資材の確保

緊急時に調達が難しい復旧資材を計画的に備蓄する。

第5節 電力、ガス施設災害予防対策

【東北電力ネットワーク(株)、LPガス事業者、住民生活課】

電力、ガス施設の耐震性の強化及び被害の軽減のための諸施策を実施し、震災時の被害を最小限にとどめ、安定した電力およびガスの供給の確保を図るため予防措置を講ずるものとする。

1 電力施設災害予防対策

(1) 防災体制の確立

災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合に対処するため、東北電力(株)(本店、支店及び各事業所)に災害対策組織を整備し、防災体制を確立しておくとともに、その組織の運営方法及び関係機関との連携・協調の体制についても定めておくものとする。

(2) 事業計画

東北電力ネットワーク(株)は、送電設備・変電設備・配電設備の耐震性強化策を推進するとともに、電気工作物の点検等を行い、電力の安定供給に努める。

2 ガス施設(LPガス)災害予防対策

(1) 防災体制の確立

LPガス事業者は、災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合に対処するため、初動措置段階における組織として、災害対策に関する規程及び保安規程に基づく体制を整備し、初動措置として実施すべき事項を明確にしておくものとする。

(2) 事業計画

LPガス事業者は、地震防災応急対策に係る措置を円滑に実施することによって、二次災害の防止や供給停止の早期復旧を図るための地震防災計画を策定し、これを段階的に推進していくものとする。

- ア LPガス設備の耐震性の強化計画
- イ 情報収集のための無線等通信設備の整備
- ウ 防災資機材の管理等
- エ 防災訓練の実施
- オ 防災関係機関との相互協力

第6節 河川・海岸等災害予防対策

【建設課、農業振興課】

大規模地震に伴う水害を予防するため、河川及び海岸管理施設の整備を計画的に進めるとともに、消防力（水防）の強化等に努め、地震後の二次災害対策に万全を期す。

なお、水防対策については、「第1編第2章第4節」を参照するものとする。ただし、地震災害における二次災害防止対策として、次の項目についてはその対策を推進する。

1 河川管理災害予防対策

町は、県の協力を得て、河川の水防上危険な箇所状況を周知するとともに、危険箇所の解消を図るため、必要に応じて耐震性に配慮した河川改修等治水事業を積極的に推進し、河川管理施設の整備促進に努める。

また、地震により河川管理施設が被災した場合は、早急に復旧し浸水被害に備える。

2 海岸保全施設災害予防対策

町は、県等の協力を得て、高潮や津波等の危険から郷土の保全を図るべく、今後とも海岸保全施設の整備促進に努める。

また、地震により海岸保全施設が被災した場合は、早急に復旧し、高潮・津波の来襲に備える。

3 水防体制の強化

- (1) 水防の重要性、水防活動への住民参加等水防意識の啓発を図るとともに、水防演習等により水防工法の習得に努める。
- (2) 水防活動に必要な人員の確保が困難なことが予想されることから、関係機関は、関係団体等と調整協議し、人員の確保に努める。
- (3) 水防活動に必要な資機材の確保について、水防倉庫の充実、水防資機材の備蓄強化に努める。

4 ため池施設災害対策

老朽化したため池が決壊した場合は、下流の住宅や公共施設等に甚大な被害を与えるおそれがある。

このため、ため池の防災・減災対策に当たっては、地震による破損等で決壊した場合に浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれや、下流に甚大な被害を与えるおそれのあるため池を「防災重点農業用ため池」として指定し、堤体補修等

のハード対策を実施するとともに、緊急連絡体制等の整備やハザードマップ作成などのソフト対策も実施し、住民への周知による被害の軽減を図る。

第7節 地盤災害等予防対策

【建設課、農業振興課、住民生活課】

地震による被害の大きさは、地盤の特性及び地形等が大きな要素を占めている。したがって、地震による被害を未然に予防又は軽減するためには、その土地の地形、地質及び地盤を十分に理解し、その土地の自然特性及び災害特性に適した土地利用を計画的に実施していく必要がある。

このため、今後適正な土地利用を推進するとともに災害時の被害を軽減するための諸対策を実施していく。

1 土石流対策

このことについては、「第1編第2章第4節2（2）」を参照するものとする。

2 地すべり対策

このことについては、「第1編第2章第4節2（3）」を参照するものとする。

3 急傾斜地崩壊対策

このことについては、「第1編第2章第4節2（4）」を参照するものとする。

4 二次災害予防対策

町は、余震あるいは降雨等による二次的な災害を防止するための砂防関係施設及び土砂災害警戒区域等を、専門技術者（斜面判定士、山地防災ヘルパー）等を活用した点検体制の整備を図る。

また、町は、危険性が高いと判断された箇所についての警戒体制、関係機関及び地域住民への周知体制、避難誘導體制等についてもあらかじめ検討しておく。

第8節 火災予防対策

【住民生活課、消防本部、消防団】

地震発生時における被害の拡大を防ぐためには、火災を最小限にとどめることが重要であり、同時多発的な火災の発生を未然に防止し、出火防止、初期消火の徹底、体制の整備、火災の拡大要因の除去及び消防力の強化などの対策を実施する必要がある。

1 出火防止対策

(1) 防火防災意識の高揚啓発

地震発生時には、同時多発的な出火の可能性が高いため、町、消防本部及び県は、春・秋季の全国火災予防運動をはじめとする各種火災予防運動等を通じ、地震発生時の出火防止に関する知識の普及啓発活動を推進する。

また、ライフラインの復旧時に出火する場合もあるので、電気のブレーカーの遮断及びガスの元栓閉鎖など避難時における対応についての普及啓発を図る。

(2) 住宅防火対策の推進

町及び消防本部は地震発生時における住宅からの火災発生を未然に防止するため、対震安全装置付火気使用設備器具の普及に努めるとともに、住宅防火診断等を通じ、各家庭における火気使用設備・器具の適切な使用方法を指導する。

特に、住宅火災による被災の危険性が高い寝たきり又は一人暮らしの高齢者、身体障がい者の家庭について優先的に住宅防火診断等を実施する。

(3) 防火管理者制度の効果的運用

火災による人的、物的損害を最小限度に止めるため、防火対象物の防火管理体制を強化し、失火の防止、出火の際の早期通報、初期消火及び避難誘導を確実にできる体制を確立する必要がある。そのため、消防本部は防火管理者講習等を開催するとともに、選任義務のある防火対象物には必ず防火管理者が置かれるように選任、解任届を励行させる。

(4) 予防査察指導の強化

火災の未然防止には、建物及び消防用設備の維持管理が重要であり、消防本部は年間計画に基づき予防査察を計画的に実施するとともに、特に飲食店、スーパー等の不特定多数の者が出入りする施設については、立入検査を励行し管理権限者に対する防火体制の徹底について指導を行う。

2 初期消火体制の整備

(1) 消火器等の普及

このことについては、「第1編第2章第5節4(1)」を参照するものとする。

(2) 自主防災組織の初期消火体制

このことについては、「第1編第2章第5節4(2)」を参照するものとする。

3 火災拡大要因の除去計画

(1) 道路等の整備

このことについては、「第1編第2章第5節5(1)」を参照するものとする。

(2) 建築物の防火対策

このことについては、「第1編第2章第5節5(2)」を参照するものとする。

(3) 薬品類取扱施設対策

このことについては、「第1編第2章第5節5(3)」を参照するものとする。

4 消防力の強化及び広域応援体制の整備

(1) 消防力の強化

このことについては、「第1編第2章第5節1(1)」を参照するものとする。

(2) 広域的な応援体制の整備

このことについては、「第1編第2章第5節2(1)」を参照するものとする。

5 消防水利の整備

このことについては、「第1編第2章第5節1(2)」を参照するものとする。

6 救助体制の整備

このことについては、「第1編第2章第5節1(3)」を参照するものとする。

第9節 積雪・寒冷対策

【住民生活課、建設課】

積雪・寒冷期において地震が発生した場合、他の季節に発生する地震災害と比べて、積雪により被害が拡大することや緊急輸送路、避難路・避難場所の確保等に支障が生ずる場合が想定される。

このため、町及び防災関係機関においては、積雪・寒冷対策を推進し、地震災害の軽減に努める。

1 交通の確保

地震発生時には、町、県及び防災関係機関の行う緊急輸送等の円滑な実施を図るため、緊急輸送路の確保を図ることが重要である。

このため、町は、町内の道路網について、関係機関との相互連携の下に除雪体制を整備する。

2 寒冷対策の推進

(1) 避難所対策

避難施設における暖房等の需要増大が予想されるため、町は、ストーブ等電源を要しない暖房機具、燃料のほか、積雪寒冷期を想定した資機材（長靴、防寒具、スノーダンプ、スコップ、救出用スノーボート等）の備蓄に努める。

また、停電時における暖房設備の電源確保のため、非常用電源等バックアップ設備の整備に努める。

(2) 被災者及び避難者対策

町は、被災者及び避難者に対する防寒用品の整備・備蓄に努めるとともに、応急仮設住宅は、積雪のため早期着工が困難となることや避難生活が長期化することが予想されることから、被災者・避難者の生活確保のための長期対策を検討しておく。

第10節 緊急輸送路等の指定

【総務課、建設課】

町は、災害応急対策活動の実施に必要な物資、資機材、要員等の円滑かつ広域的な輸送を行うため、各拠点との有機的連携を考慮し、緊急輸送路等を事前に指定するとともに、計画に基づき、その整備を実施する。

1 町緊急輸送路等の指定

このことについては、「第1編第2章第8節1」を参照するものとする。

2 緊急輸送路等の耐震化

町は、県緊急輸送路等及び町緊急輸送路に面する建築物について、「福島県耐震改修促進計画」に基づき耐震診断・耐震改修の促進に努める。

第11節 避難対策

【戸籍税務課、住民生活課、健康福祉課、教育総務課、生涯学習課】

大地震による災害は、火災などの二次災害と相まって、大規模かつ広域的なものとなるため、適切な避難計画の整備、避難対策の推進を図る。

1 避難計画の策定

町は、地震による火災、家屋の倒壊、津波、山崩れ、地すべり等の災害発生時に、安全かつ迅速な避難誘導が行えるよう、町地域防災計画の中に、次の事項を内容とした避難計画を策定する。

なお、避難計画の策定に当たっては、避難先の伝達方法、避難の長期化、県外も含めた市町村間を越えた広域避難の際のコミュニティを維持しながらの避難先の指定についても考慮するものとする。

- (1) 高齢者等避難に関する情報提供、指示を行う基準
- (2) 高齢者等避難に関する情報提供、指示の伝達方法
- (3) 指定緊急避難場所及び指定避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口及び責任者
- (4) 指定緊急避難場所及び指定避難所への経路及び誘導方法
- (5) 指定避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項
 - ア 給水措置
 - イ 給食措置
 - ウ 毛布、寝具等の支給
 - エ 衣料、日用必需品の支給
 - オ 負傷者に対する応急救護
 - カ 家庭動物との同行避難のためのケージ等の支援
- (6) 指定避難所の管理に関する事項
 - ア 避難所の管理者（原則として市町村職員を指定）及び運営方法
 - イ 避難収容中の秩序保持
 - ウ 避難者に対する災害情報の伝達
 - エ 避難者に対する応急対策実施状況の周知徹底
 - オ 避難者に対する各種相談業務
- (7) 指定避難所の整備に関する事項
 - ア 収容施設
 - イ 給食施設

- ウ 給水施設
- エ 情報伝達施設
- オ トイレ施設（仮設トイレ、防疫用資機材、清掃用資機材等）
- カ 家庭動物等の保管施設
- (8) 高齢者、障がい者等の要配慮者に対する救援措置に関する事項
 - ア 情報の伝達方法
 - イ 避難及び避難誘導
 - ウ 避難所における配慮等
 - エ 老人デイサービスセンターの活用等
- (9) 避難の心得、その他防災知識の普及啓発に関する事項
 - ア 広報紙、掲示板、パンフレット等の発行
 - イ 標識、誘導標識等の設置
 - ウ 住民に対する巡回指導
 - エ 防災訓練等

2 指定緊急避難場所の指定等

避難計画において定める指定緊急避難場所は、災害対策基本法第 49 条の 4 の規定に基づきあらかじめ指定等の手続きをしておく。

(1) 指定緊急避難場所の指定

このことについては、「第1編第2章第9節3（1）」を参照するものとする。

(2) 管理者の同意

このことについては、「第1編第2章第9節3（2）」を参照するものとする。

(3) 知事への通知等

このことについては、「第1編第2章第9節3（3）」を参照するものとする。

(4) 管理者届出義務

このことについては、「第1編第2章第9節3（4）」を参照するものとする。

(5) 指定の取消

このことについては、「第1編第2章第9節3（5）」を参照するものとする。

3 指定避難所の指定等

避難計画において定める指定避難所は、災害対策基本法第 49 条の 7 の規定に基づき

あらかじめ指定等の手続きをしておく。

(1) 指定避難所の指定

このことについては、「第1編第2章第9節4(1)」を参照するものとする。

(2) 管理者の同意

このことについては、「第1編第2章第9節4(2)」を参照するものとする。

(3) 知事への通知等

このことについては、「第1編第2章第9節4(3)」を参照するものとする。

(4) 管理者の届出義務

このことについては、「第1編第2章第9節4(4)」を参照するものとする。

(5) 指定の取消

このことについては、「第1編第2章第9節4(5)」を参照するものとする。

(6) 指定した施設の整備

このことについては、「第1編第2章第9節4(6)」を参照するものとする。

4 指定緊急避難場所等を指定する場合の留意点

(1) 指定緊急避難場所と指定避難所の関係

このことについては、「第1編第2章第9節5(1)」を参照するものとする。

(2) 地域との事前協議

このことについては、「第1編第2章第9節5(2)」を参照するものとする。

(3) 学校を指定する場合の措置

このことについては、「第1編第2章第9節5(3)」を参照するものとする。

(4) 県有施設の利用

このことについては、「第1編第2章第9節5(4)」を参照するものとする。

(5) その他の施設の利用

このことについては、「第1編第2章第9節5(5)」を参照するものとする。

5 避難路の選定等

このことについては、「第1編第2章第9節6」を参照するものとする。

6 避難場所等の居住者等に対する周知

このことについては、「第1編第2章第9節7」を参照するものとする。

7 学校、病院等施設における避難計画

学校、病院、工場及びその他防災上重要な施設の管理者は、それぞれ作成する消防計画の中に、以下の事項に留意して避難に関する計画を作成し、避難対策の万全を図る。

(1) 学校等の避難計画

このことについては、「第1編第2章第9節8(1)」を参照するものとする。

(2) 社会福祉施設等における避難計画

このことについては、「第1編第2章第9節8(2)」を参照するものとする。

(3) 病院における避難計画

このことについては、「第1編第2章第9節8(3)」を参照するものとする。

(4) その他の防災上重要な施設の避難計画

このことについては、「第1編第2章第9節8(4)」を参照するものとする。

(5) 広域避難計画

このことについては、「第1編第2章第9節8(5)」を参照するものとする。

8 避難所の運営体制の整備

このことについては、「第1編第2章第9節9」を参照するものとする。

第12節 医療（助産）救護・防疫体制の整備

【健康福祉課、住民生活課】

地震発生時には、広域的あるいは局地的に、救助や医療救護を必要とする多数の傷病者が発生することが予想され、また、医療機関においても一時的な混乱により、その機能が停止することも十分に予測される。

町は、医療（助産）救護活動を迅速に実施し、人命の安全を確保するとともに、被害の軽減を図るために必要な医療（助産）救護・防疫体制の整備充実を図る。

1 医療（助産）救護体制の整備

（1）医療（助産）救護活動体制の確立

このことについては、「第1編第2章第10節1（1）」を参照するものとする。

（2）災害時医薬品等備蓄供給体制の確立

このことについては、「第1編第2章第10節1（2）」を参照するものとする。

（3）血液確保体制の確立

このことについては、「第1編第2章第10節1（3）」を参照するものとする。

（4）傷病者等搬送体制の整備

このことについては、「第1編第2章第10節1（4）」を参照するものとする。

（5）医療関係者に対する訓練等の実施

このことについては、「第1編第2章第10節1（5）」を参照するものとする。

2 防疫対策

（1）防疫体制の確立

このことについては、「第1編第2章第10節2（1）」を参照するものとする。

（2）防疫用薬剤等の備蓄

このことについては、「第1編第2章第10節2（2）」を参照するものとする。

（3）し尿処理・清掃活動体制の確保計画

このことについては、「第1編第2章第10節2（3）」を参照するものとする。

第13節 食料等の調達・確保、防災資機材等の整備及び廃棄物処理計画の策定

【住民生活課、健康福祉課、双葉地方水道企業団、復興推進課、農業振興課、建設課】

町及び防災関係機関は、住民の生活を確保するため、食料、飲料水等の確保に努めるとともに、地震災害発生時における応急対策活動を円滑に行うため、防災資機材等の整備及び廃棄物処理計画の策定を図る。

また、住民は、最低3日分、推奨1週間分の食料、飲料水等の備蓄に努めるとともに、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）を日ごろから備えておくものとする。

1 食料、生活物資の調達及び確保

(1) 食料

このことについては、「第1編第2章第11節1(1)」を参照するものとする。

(2) 生活物資

このことについては、「第1編第2章第11節1(2)」を参照するものとする。

2 飲料水等の確保

(1) 応急飲料水の確保

このことについては、「第1編第2章第11節2(1)」を参照するものとする。

(2) 資機材等の整備

このことについては、「第1編第2章第11節2(2)」を参照するものとする。

3 防災資機材等の整備及び輸送手段等の確保

(1) 防災資機材の整備

このことについては、「第1編第2章第11節3(1)」を参照するものとする。

(2) 備蓄倉庫等の整備

このことについては、「第1編第2章第11節3(2)」を参照するものとする。

(3) 民間事業者との連携

このことについては、「第1編第2章第11節3(3)」を参照するものとする。

4 災害廃棄物処理計画の策定

このことについては、「第1編第2章第11節4」を参照するものとする。

第14節 防災教育

【住民生活課、教育総務課、生涯学習課】

地震による災害発生の防止、あるいは災害発生時における被害の軽減を図るため、町、県及び防災関係機関は日ごろから地震防災対策を進めるとともに、地震発生時には同時多発的な被害の発生が予想されることから、住民一人ひとりが自らの生命と財産を守るため、日頃から個人や家庭において防災対策を講じるとともに、地域やコミュニティの中で住民同士が連携した実践的な防災活動を定期的実施し、自助・共助の取り組みを充実させることが重要である。

このため、町、県及び防災関係機関は、住民に対し地震防災上必要な防災知識の普及啓発及び防災組織の育成指導に努めるとともに、気象庁が発表する緊急地震速報(警報)について、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報にも努めるものとする。

また、消防学校において自主防災組織の指導者等を対象とした教育の充実を図る。

1 住民等に対する防災教育

(1) 防災知識の普及啓発

このことについては、「第1編第2章第12節1(1)」を参照するものとする。

なお、津波対策について、避難意識の向上を図るため、視覚的な効果としてデジタル技術等を活用するなど、津波に関する効果的な防災教育や訓練を実施するよう努める。

また、町は、県(危機管理総室)等と協力し、東日本大震災の教訓や日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震により想定される被害等を踏まえ、防災意識の普及・啓発に努めるとともに、地域住民等が津波からの避難を始めとして、国からの指示が発せられた場合等に的確な判断に基づいた行動ができるよう次のとおり教育・広報を実施する。

防災教育に当たっては、地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織、各種の商工団体等の協力を得るなどの多様な手段を用い、できるだけ住民等の立場を考慮した具体的な教育・広報を行うよう配慮する。

要配慮者のニーズ等に十分配慮し、地域において要配慮者等を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、性的マイノリティを含めあらゆる性別や年代の視点に十分配慮するよう努める。

防災教育に当たって、ラジオ、テレビ、映画、新聞等を含む媒体を利用するほか、可能な限り地域の実情を反映した具体的な内容とするよう考慮する。

地震対策の実施上の相談を受ける窓口を設置する等具体的に地域住民等が地震対策を講ずる上で必要とする知識等を与えるための体制の整備についても留意する。

現地の地理に不案内な観光客等に対しては、パンフレットやチラシを配布したり避難

誘導看板を設置したりするなどして、避難対象地域や避難場所、避難経路等についての広報を行うよう留意する。

(2) 地域防災力の向上

このことについては、「第1編第2章第12節1(2)」を参照するものとする。

2 防災上重要な施設における防災教育

町及び防災関係機関は、病院、社会福祉施設、旅館、その他不特定多数の人々が集まり、地震発生時に人的被害が発生する可能性が高い施設について、これらの施設における防災教育の徹底を図る。

(1) 病院、社会福祉施設等における防災教育

このことについては、「第1編第2章第12節2(1)」を参照するものとする。

(2) ホテル及び旅館等の宿泊施設における防災教育

このことについては、「第1編第2章第12節2(2)」を参照するものとする。

(3) その他、不特定多数の人が利用する施設における防災教育

このことについては、「第1編第2章第12節2(3)」を参照するものとする。

3 防災対策に携わる全ての職員に対する教育・研修・訓練

このことについては、「第1編第2章第12節3」を参照するものとする。

4 学校教育における防災教育

(1) 児童生徒に対する教育

このことについては、「第1編第2章第12節4(1)」を参照するものとする。

(2) 教職員に対する防災研修

このことについては、「第1編第2章第12節4(2)」を参照するものとする。

5 災害教訓の伝承

(1) 災害教訓の収集、公開

このことについては、「第1編第2章第12節5(1)」を参照するものとする。

(2) 災害教訓の伝承の取組

このことについては、「第1編第2章第12節5（2）」を参照するものとする。

第15節 防災訓練

【住民生活課】

災害発生時に迅速かつ的確な行動を行うためには、災害時にどのような行動をとるべきか、災害時の状況を想定した、日ごろからの訓練が重要である。

このため、町は、災害対策基本法第48条の規定に基づき、総合防災訓練をはじめとする各種の防災訓練を実施し、地域防災計画の習熟、防災関係機関相互の連絡協調体制の確立及び防災体制の充実を図り、併せて住民の防災意識の高揚を図っている。

なお、各種の防災訓練の実施に当たっては、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、地震発生時の対応行動の習熟を図るよう努めるとともに、高齢者、障がい者等の要配慮者の参加についても配慮するものとする。

1 総合防災訓練

このことについては、「第1編第2章第13節1」を参照するものとする。

2 個別訓練

(1) 通信訓練

町は、地震・津波情報の受伝達、災害発生時の被害状況の把握及び応急対策の指令を迅速かつ適切に行えるよう通信訓練を実施する。特に、本町防災行政無線等による通信が十分な効果が発揮できるよう、情報等の迅速かつ的確な伝達、通信機器類の操作、平常時通信から災害時通信への適切な切り替え(統制)等について訓練を行うものとする。

なお、実施の際は、県総合情報通信ネットワーク、衛星携帯電話、電子メールなどの多重化した通信手段及び非常電源電設備を使用し、有効に活用できるよう備える。

また、有線、町防災行政無線及び県総合情報通信ネットワークが使用不能になったときに備え、非常通信協議会が実施する非常通信訓練に参加し、非常時の通信連絡の確保を図る。

(2) 動員訓練

このことについては、「第1編第2章第13節2(4)」を参照するものとする。

(3) 災害対策本部運営訓練

このことについては、「第1編第2章第13節2(5)」を参照するものとする。

(4) 避難所設置運用訓練

このことについては、「第1編第2章第13節2(6)」を参照するものとする。

3 事業所、自主防災組織及び住民等の訓練

(1) 事業所（防火管理者）における訓練

このことについては、「第1編第2章第13節3（1）」を参照するものとする。

(2) 自主防災組織等における訓練

このことについては、「第1編第2章第13節3（2）」を参照するものとする。

(3) 一般住民の訓練

このことについては、「第1編第2章第13節3（3）」を参照するものとする。

4 訓練の評価と地域防災計画等への反映

このことについては、「第1編第2章第13節4」を参照するものとする。

第16節 地域防災力の充実強化

【住民生活課、復興推進課、農業振興課】

地震災害の発生防止、あるいは災害発生時における被害の軽減を図るためには、町及び防災関係機関が防災対策を講ずるとともに、地域住民が“自らの命と地域は自分達で守る”という意識のもとに、自主防災組織を結成し、地域における相互扶助による防災活動の中心として、自主防災組織において、日ごろから防災活動を積極的に行うことが重要である。

特に地震災害においては、倒壊家屋からの早期救出・出火時の初期消火が最も重要であり、人命確保の主役としての自主防災組織の役割は極めて大きい。

さらに、企業に対しても災害時に果たす役割を十分認識させ防災活動の推進に努めさせることが重要である。

1 自主防災組織

このことについては、「第1編第2章第14節1」を参照するものとする。

2 消防団の再構成

このことについては、「第1編第2章第14節2」を参照するものとする。

3 企業防災の促進

このことについては、「第1編第2章第14節3」を参照するものとする。

4 地区防災計画の作成

このことについては、「第1編第2章第14節4」を参照するものとする。

第17節 要配慮者対策

【住民生活課、健康福祉課】

地震・津波災害の発生時において、高齢者、乳幼児、妊産婦、傷病者、障がい者（児）及び外国人等いわゆる「要配慮者」が災害の発生時において、犠牲になる場合が多くなっている。

こうした状況を踏まえ、今後は、要配慮者の防災対策を積極的に推進していくことが、従来以上に重要な課題となっている。

1 町地域防災計画、全体計画において定める全般的事項

(1) 町地域防災計画において定める事項

このことについては、「第1編第2章第15節1（1）」を参照するものとする。

(2) 全体計画において定める事項

このことについては、「第1編第2章第15節1（2）」を参照するものとする。

(3) 支援体制及び避難用器具等の整備

このことについては、「第1編第2章第15節1（3）」を参照するものとする。

2 避難行動要支援者名簿の作成、利用及び提供

(1) 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

このことについては、「第1編第2章第15節2（1）」を参照するものとする。

(2) 避難行動要支援者名簿の作成

このことについては、「第1編第2章第15節2（2）」を参照するものとする。

(3) 要配慮者の情報利用等

このことについては、「第1編第2章第15節2（3）」を参照するものとする。

(4) 名簿情報の更新

このことについては、「第1編第2章第15節2（4）」を参照するものとする。

(5) 名簿情報の提供

このことについては、「第1編第2章第15節2（5）」を参照するものとする。

(6) 名簿情報の提供における配慮

このことについては、「第1編第2章第15節2（6）」を参照するものとする。

(7) 秘密保持義務

このことについては、「第1編第2章第15節2(7)」を参照するものとする。

3 個別計画の策定

このことについては、「第1編第2章第15節3」を参照するものとする。

4 社会福祉施設等における対策

(1) 施設等の整備

このことについては、「第1編第2章第15節4(1)」を参照するものとする。

(2) 組織体制の整備

このことについては、「第1編第2章第15節4(2)」を参照するものとする。

(3) 緊急連絡体制の整備

このことについては、「第1編第2章第15節4(3)」を参照するものとする。

(4) 防災教育・防災訓練の充実

このことについては、「第1編第2章第15節4(4)」を参照するものとする。

5 在宅者に対する対策

(1) 情報伝達体制の整備

このことについては、「第1編第2章第15節5(1)」を参照するものとする。

(2) 防災知識の普及・啓発

このことについては、「第1編第2章第15節5(2)」を参照するものとする。

(3) 支援体制及び避難用器具等の整備

このことについては、「第1編第2章第15節5(3)」を参照するものとする。

6 外国人に対する防災対策

このことについては、「第1編第2章第15節6」を参照するものとする。

7 避難所への移送

このことについては、「第1編第2章第15節7」を参照するものとする。

8 避難所における要配慮者支援

このことについては、「第1編第2章第15節8」を参照するものとする。

第18節 ボランティアとの連携

【住民生活課、健康福祉課】

大規模な地震災害時における県内外からの多くのボランティアの申し入れに対して、町、県及び関係機関・団体は相互に協力し、ボランティアの受付、調整等を行うための体制の整備を図る。

また、ボランティアの受入れに際しては、医療、看護、老人介護や外国人との会話力、建築物の応急危険度判定等ボランティアの技能が効果的に生かされるよう配慮する。

1 ボランティア団体等の把握、登録等

町は、迅速かつ的確な応急対策活動が行われるように日本赤十字社福島県支部、県社会福祉協議会、町社会福祉協議会などと連携を図りながら、ボランティア団体及び専門的な知識、技能をもつボランティアの把握に努めるものとする。

なお、応急危険度判定士については、講習会を実施の上、県において認定登録を行い、災害時には関係機関にその情報を提供するものとされている。

2 ボランティアの連携体制の整備

(1) 町からの情報提供

このことについては、「第1編第2章第16節2(1)」を参照するものとする。

(2) コーディネート体制の整備

このことについては、「第1編第2章第16節2(2)」を参照するものとする。

(3) ボランティア活動保険

このことについては、「第1編第2章第16節2(3)」を参照するものとする。

3 ボランティアの種類

このことについては、「第1編第2章第16節3」を参照するものとする。

第19節 災害時相互応援協定の締結

【総務課、復興推進課、民生活課】

1 自治体間の相互応援協力

(1) 都道府県間、知事会の枠組み

このことについては、「第1編第2章第17節1(1)」を参照するものとする。

(2) 市町村間の枠組み

このことについては、「第1編第2章第17節1(2)」を参照するものとする。

2 民間事業者・団体との災害時応援協定

このことについては、「第1編第2章第17節2」を参照するものとする。

3 応援協定の公表

このことについては、「第1編第2章第17節3」を参照するものとする。

4 連絡体制の整備

このことについては、「第1編第2章第17節4」を参照するものとする。

第20節 双葉町特有の状況を踏まえた災害予防対策

【住民生活課】

このことについては、「第1編第2章第18節」を参照するものとする。

第3章 災害応急対策計画

第1節 応急活動体制

【総括班】

町域に大規模な地震災害が発生した場合に、町は、速やかに災害対策本部等組織の編成、要員の確保を行い、初動体制を確立するとともに、関係機関と緊密な連携を図り、災害の拡大を防止するための活動体制を整備する。

1 防災行動計画

(1) 防災行動計画作成の意義

このことについては、「一般災害対策編第3章第1節1(1)」を参照するものとする。

(2) 防災行動計画の作成

このことについては、「一般災害対策編第3章第1節1(2)」を参照するものとする。

2 災害対策本部の設置

町長は、町域に地震が発生し、迅速かつ的確な災害対策を実施するため必要があると認めたとき、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条及び双葉町災害対策本部条例に基づき、双葉町災害対策本部（以下「本部」という。）を設置するものとする。

(1) 設置及び廃止の基準

設置基準	①町内において震度5強以上を観測したとき。【自動設置基準】 ②気象庁の発表にかかわらず、町内に地震による大規模な災害が発生したとき、又は発生するおそれがあるときで町長が必要と認めたとき。 ③気象庁が、福島県に大津波警報を発表したとき。【自動設置基準】 ④津波により、町内に大規模な災害が発生したとき、又は災害が発生するおそれがあるときで町長が必要と認めたとき。
廃止基準	①予想された災害の危険が解消したと認めたとき。 ②災害応急対策がおおむね完了したと認めたとき。

(2) 設置及び廃止の通知

このことについては、「第1編第3章第1節2(2)」を参照するものとする。

(3) 設置等権限の代理者

このことについては、「第1編第3章第1節2(3)」を参照するものとする。

(4) 本部の設置場所

このことについては、「第1編第3章第1節2(4)」を参照するものとする。

3 本部の組織

このことについては、「第1編第3章第1節3」を参照するものとする。

4 災害救助法が適用された場合の体制

このことについては、「第1編第3章第1節4」を参照するものとする。

第2節 職員の動員配備

【総括班】

地震発生時において、初動体制をいち早く確立することが、その後の円滑な災害応急対策活動を実施するために極めて重要である。

このため、職員の配備基準を明確にするとともに、職員の動員伝達方法、自主参集の基準等を明確にしておく必要がある。

具体的な対策については、「第1編第3章第2節」を参照するものとする。ただし、職員の動員配備基準等については、次のとおりである。

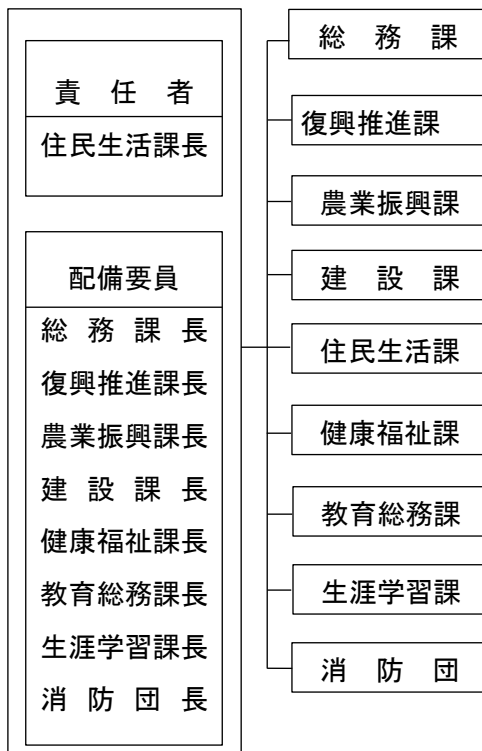
1 動員配備体制

地震発生時における職員の動員配備体制については、次のとおりである。

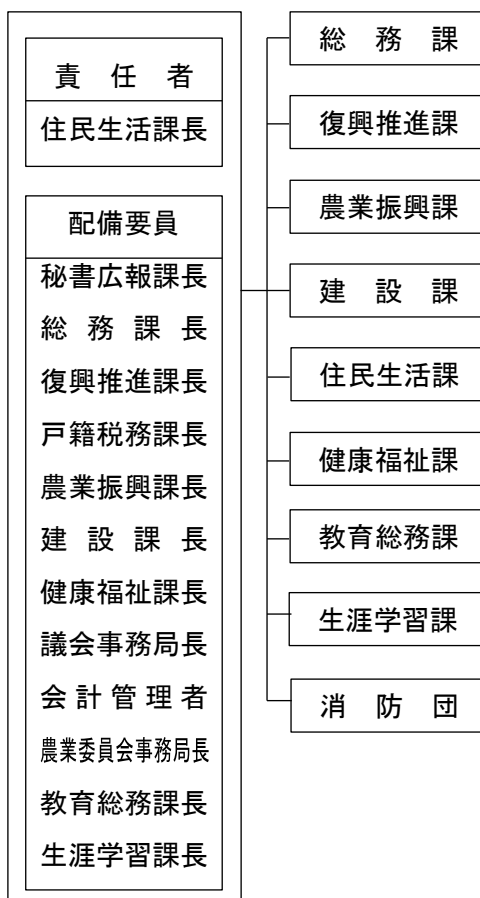
図表2-14 地震発生時における職員の動員配備体制

種 別	配 備 内 容	配 備 時 期
警戒配備	関係各課の所要人員で災害に関する情報収集及び連絡活動が円滑に行える体制とする。	<ol style="list-style-type: none"> 1 町内において震度4の地震が観測されたとき。 2 福島県に津波注意報が発表されたとき。 3 その他必要により町長が指示したとき。
特別警戒配備	管理職及び関係各課の所要人員をもって当たるもので、災害の発生とともに、そのまま直ちに非常活動を開始できる体制とする。	<ol style="list-style-type: none"> 1 町内において震度5弱の地震が観測されたとき。 2 その他必要により町長が指示したとき。
災害対策本部の設置	第一非常配備体制 本部事務局が常時活動するほか所要の地域に現地本部をおく。各班・部のおおむね1/2の職員を配備し、災害応急対策活動を実施する体制とする。	<ol style="list-style-type: none"> 1 町内において震度5強の地震が観測されたとき。 2 福島県に津波警報が発表されたとき。 3 その他必要により本部長が指示したとき。
	第二非常配備体制 全員	<ol style="list-style-type: none"> 1 町内において震度6弱以上の地震が観測されたとき。 2 福島県に大津波警報が発表されたとき。 3 その他必要により本部長が指示したとき。

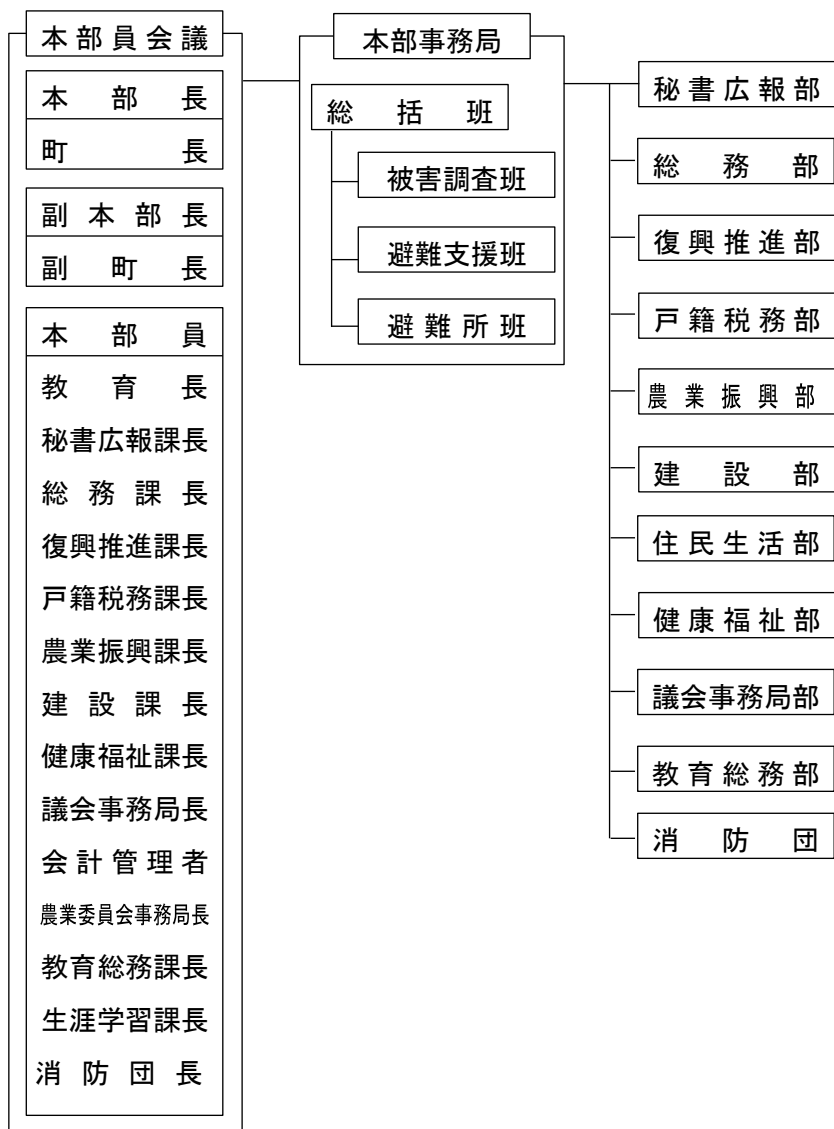
図表 2-15 双葉町警戒配備組織図



図表 2-16 双葉町特別警戒配備組織図



図表 2-17 双葉町災害対策本部組織図



2 職員の自主参集

町内において震度5強以上の地震が観測された場合には、自動的に災害対策本部を設置することとなるため、関係職員（震度6弱以上の場合には全職員）は、動員配備指令を待たず、直ちに庁舎へ参集する。

組織については、「第1編第3章第2節3」を参照する。

第3節 地震災害情報の収集伝達

【総括班、被害調査班、各部】

町は、職員を動員するなどし、又は関係機関の協力を得て、災害応急対策活動を実施するために必要な情報及び被害状況を収集するとともに、速やかに県及び関係機関に伝達を行う。

1 地震情報等の受理伝達

(1) 気象庁の地震情報

ア 地震情報の種類とその内容

地震情報の種類	発表基準	内容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名(全国を188地域に区分)と地震の揺れの検知時刻を速報。
震源に関する情報	・震度3以上 (津波警報等を発表した場合は発表しない)	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。 「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加。
震源・震度情報	・震度1以上 ・津波警報等発表または若干の海面変動が予想された時 ・緊急地震速報(警報)発表時	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度3以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地名を発表。
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、250m四方ごとに推計した震度(震度4以上)を図情報として発表。
長周期地震動に関する観測情報	・震度1以上を観測した地震のうち、長周期地震動階級1以上を観測した場合	地域ごとの震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表。(地震発生から10分後程度で1回発表)

遠地地震に関する情報	<p>国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合（国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある。） 	<p>地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）をおおむね30分以内に発表。</p> <p>日本や国外への津波の影響についても記述して発表。</p> <p>※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合は、噴火発生から1時間半～2時間程度で発表。</p>
北海道・三陸沖後発地震注意報	<p>北海道の根室沖から東北地方の三陸沖の巨大地震の想定震源域及びその領域に影響を与える外側のエリアでMw(モーメントマグニチュード)7.0以上の地震が発生した場合。なお、想定震源域の外側でMw7.0以上の地震が発生した場合は、地震のMwに基づき想定震源域へ影響を与えるものであると評価された場合に限る。</p>	<p>気象庁において一定精度のモーメントマグニチュードを推定（地震発生後15分～2時間程度）し、情報発表の条件を満たす先発地震であると判断でき次第、内閣府・気象庁合同記者会見が開かれ、「北海道・三陸沖後発地震注意報」が発表される。</p>

イ 福島地方気象台の地震情報等の伝達基準

- (ア) 福島県内で震度1以上の揺れを観測したとき。
- (イ) 福島県に津波警報等を発表したとき。
- (ウ) その他、地域住民に周知させることが適当と思われるとき（群発地震等）。
- (エ) 特に発表が必要と認めた場合。

ウ その他

福島地方気象台は、福島県に津波警報等が発表されたときや福島県内で震度4以上の揺れを観測したときなどに防災等に係る活動の利用に資するよう津波警報等の発表状況や地震の概要を地震解説資料として発表する。

エ 地震情報等の受理伝達

- (ア) 関係機関は、地震情報等について、次の図表2-18により迅速・的確に受理伝達する。
- (イ) 県は、福島地方気象台から受理した地震情報等について、市町村、防災関係機関に伝達する。
- (ウ) 町は、地震情報等を受理したときは、直ちに住民等に伝達するとともに、避難の指示の必要な措置を行う。

オ 緊急地震速報

- (ア) 気象庁は、震度5弱以上または長周期地震動階級3以上と予想した場合に、震度

4以上が予想される地域または長周期地震動階級3以上を予想した地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。日本放送協会（NHK）は、テレビ・ラジオを通じて住民に提供する。なお、震度6弱以上または長周期地震動階級4の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置づけられる。

（注）緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震の強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない場合もある。

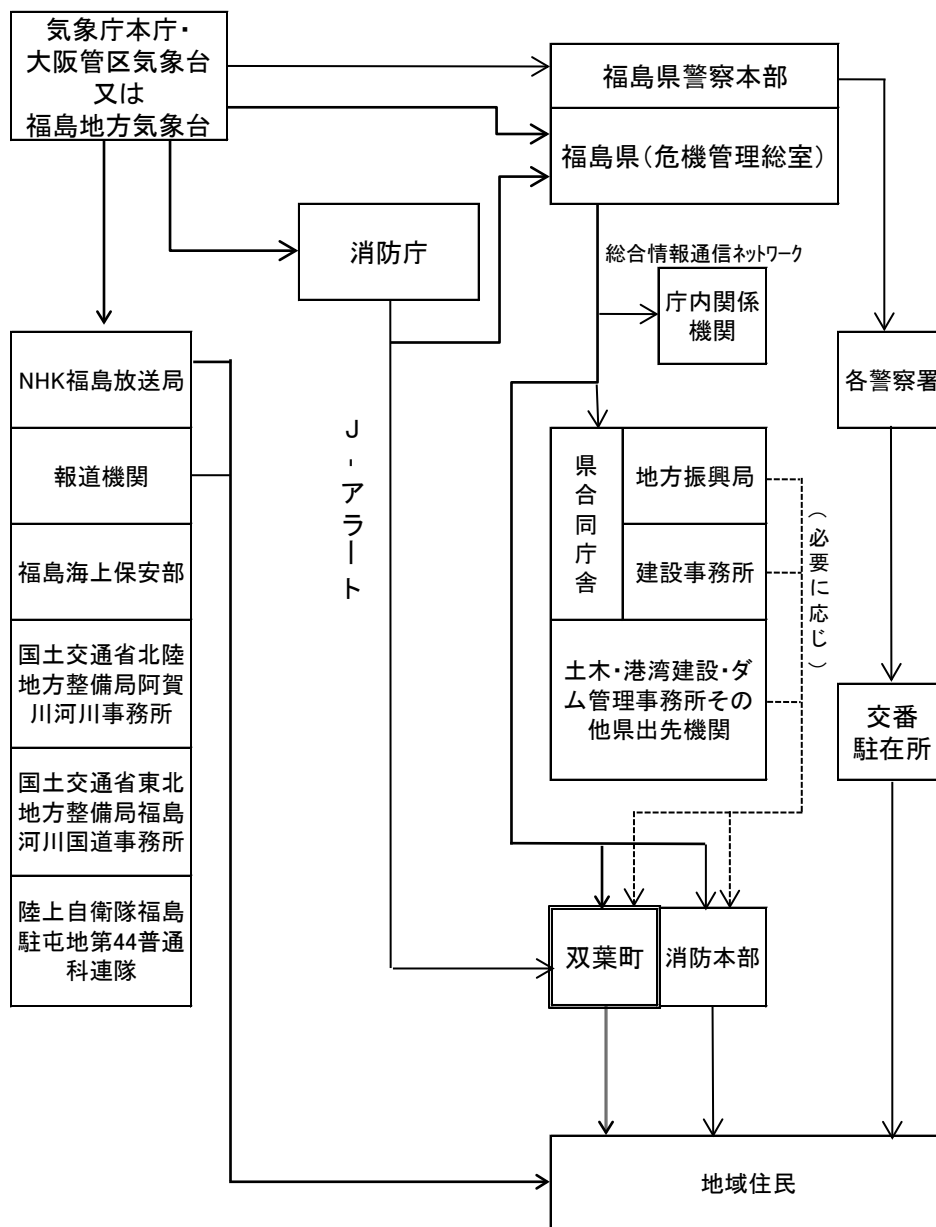
- （イ）福島地方気象台は、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努める。
- （ウ）町及び県は、福島地方気象台と協力し、訓練に緊急地震速報を取り入れるなど、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努めるとともに、住民に直接緊急地震速報を伝達する体制の整備に努めるものとする。
- （エ）町、県及び放送事業者等は、伝達を受けた緊急地震速報を市町村防災行政無線（戸別受信機を含む）等により、住民等への伝達に努めるものとする。また、町は、住民への緊急地震速報の伝達に当たっては、市町村防災行政無線を始めとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努めるものとする。

（2）福島県震度情報ネットワークシステムの情報

県内の全市町村に設置した震度計による情報を県庁で把握できるようになっており、観測した情報については、総合情報ネットワークシステムの自動FAX送信装置により市町村、消防本部、地方振興局及び庁内関係領域に送信される。

図表2-18 地震情報等伝達系統

地震情報等伝達系統図



2 被害状況等の収集、報告

(1) 地震・津波による被害状況等の情報の収集・伝達

町は、震度4以上の地震が発生した場合及び震度3以下の地震であっても被害が発生した場合は、人的被害、建物被害状況並びに火災、津波及び土砂災害の発生状況等の情報を収集し、福島県総合情報通信ネットワークの「防災事務連絡システム」により、県災害対策本部（危機管理総室）及び県災害対策相双地方本部（相双地方振興局）に報告する。ただし、通信遮断等により県（災害対策課）との連絡が取れない場合は、直接総務省消防庁に報告する。発災直後で被害状況を十分に把握できない場合は、数値報告に代えて、災害の具体的状況や個別の災害情報等の概括情報を含め把握できた順から報告する。

(2) 被害状況調査と報告

その他、災害情報の収集、報告については、「第1編第3章第3節2」を参照するものとする。

第4節 通信の確保

【住民生活部】

災害時において、通信は正確な情報の収集伝達手段として非常に重要な役割を果たし、あらゆる災害応急活動を迅速に行う上で必要不可欠なものである。

町は、通信の復旧に全力を挙げ、不通の間は補完的な通信手段の確保に努める。

具体的な計画については、「第1編第3章第4節」を参照するものとする。

第5節 相互応援協力

【総括班、総務部、住民生活部】

大規模地震による激甚な災害が発生した場合においては、広範な地域に被害が及び、社会機能が著しく低下するなかにあつて、消火活動や救命、救急、救助活動、被災者の生活対策をはじめとする多面的かつ膨大な対策を集中的に実施しなければならない。このため、町及び関係機関は、相互に協力し、応急対策活動を円滑に実施する。

県及び近隣市町村等への応援要請については、「第1編第3章第5節」を参照するものとする。

第6節 災害広報

【総括班、秘書広報部、住民生活部】

震災の同時性、広域性、多発性という特殊性を考慮した広報体制を確立するとともに、報道機関及び防災関係機関との連携を密にして、地域住民等のニーズに応じた適切かつ迅速な広報を行う。

広報活動については、「第1編第3章第6節」を参照するものとする。

第7節 消火活動

【総務部、住民生活部、消防本部、消防団】

地震によってもたらされる二次被害のうち、最も大きな被害をもたらすものが火災によるものである。地震火災による被害を少なくするため、町は、消防本部及び消防団のすべての能力を活用して消防活動に取り組み、大規模火災時には協定等による広域応援要請を行う。

また、大規模な地震発生時には、消防力を上回る出火件数となることも想定され、この場合には自主防災組織等を中心とした地域住民による初期消火、出火防止等が重要となる。

1 消防本部による消防活動

消防本部は、第一線の消防活動機関であり、地震火災に対し総力をあげて消防活動に当たるとともに、消防団等を指揮し有効な対策を行い、次のとおり活動する。

(1) 災害情報収集活動優先の原則

同時多発火災などの災害状況の迅速な把握と的確な対応のため、消防車等の管内巡回による災害情報の収集を行う。

(2) 指定緊急避難場所及び避難路確保優先の原則

延焼火災が多発し拡大した場合は、人命の安全を優先とした指定緊急避難場所及び避難路確保の消防活動を行う。

(3) 重要地域優先の原則

同時に複数の延焼火災を覚知した場合は重要かつ危険度の高い地域を優先に消防活動を行う。

(4) 消火可能地域優先の原則

同時に複数の延焼火災が発生した場合は、消火可能地域を優先して行う。

(5) 市街地火災消防活動優先の原則

工場、大量危険物貯蔵取扱施設等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分及び市街地の延焼火災の消防活動を優先とし、それらを鎮圧した後、部隊を集中して消防活動に当たる。

(6) 重要対象物優先の原則

重要対象物周辺と他の一般市街地から同時に出火した場合は、重要対象物の防護上に

必要な消防活動を優先する。

(7) 火災現場活動の原則

- ア 出場隊の指揮者は、災害の態様を把握し、人命の安全確保を最優先とし、転戦路を確保した延焼拡大阻止及び救助・救急活動の成算等を総合的に判断し、行動を決定する。
- イ 火災規模と対比して消防力が優勢と判断したときは、積極的に攻勢的現場活動により火災を鎮圧する。
- ウ 火災規模と対比して消防力が劣勢と判断したときは、住民の安全確保を最優先とし、道路、河川、耐火建造物、空地等を活用し、守勢的現場活動により延焼を阻止する。

2 消防団による活動

消防本部と連携をとりながら、次の活動を行う。

(1) 情報収集活動

町内の災害情報の収集を積極的に行う。

(2) 出火防止

地震の発生により火災等の災害発生が予測された場合は、居住地周辺の住民に対し、出火防止の広報を行い、出火した場合には住民と協力して初期消火を図る。

(3) 消火活動

消防隊が到着するまでや消防隊が十分でない場合には、率先して消火活動を行う。

(4) 救助活動

消防本部による活動を補佐し又は自らが積極的に活動し、要救助者の救助救出と負傷者に対して簡易な応急処置を行い、安全な場所への搬送を行う。

(5) 避難誘導

避難の指示がなされた場合には、住民に伝達し関係機関と連絡をとりながら、住民を安全に避難誘導する。

3 県内隣接協定及び統一応援協定による応援

消防本部は、単独での消防活動が困難であると判断したときは隣接相互応援協定を締結している消防機関に応援を要請し、それでも対応できない場合は福島県広域消防相互

応援協定による派遣要請を行う。

4 他都道府県への応援要請

町長は、地震発生時における他都道府県への応援要請の必要が見込まれる場合は、次の手続によって知事への応援要請を行う。

(1) 応援要請の手続き（要請は責任者の口頭でも可、後日文書を提出すること。）

町長は、他都道府県の消防隊の応援を要請したいときは、原則として次の事項を明らかにして知事に要請し消防長に連絡する。

- ア 火災の状況及び応援要請の理由
- イ 緊急消防援助隊の派遣要請期間
- ウ 応援要請を行う消防隊の種別と人員
- エ 町への進入経路及び結集場所

(2) 緊急消防援助隊の受入体制

他都道府県緊急消防援助隊応援消防隊の円滑な受け入れを図るため、町及び消防本部は、担当者を明確にし連絡体制を整えておく。

- ア 緊急消防援助隊の誘導方法
- イ 緊急消防援助隊の人員、機材数、指導者等の確認
- ウ 緊急消防援助隊に対する給食、仮眠施設等の手配

5 住民、自主防災組織及び事業所等の活動

住民、自主防災組織及び事業所等は、自らの生命及び財産を守るため、出火防止活動及び初期消火を実施するとともに、協力して可能な限り消火活動を行い、火災の拡大を防止する。特に危険物等を取り扱う事業所においては、二次災害の防止に努めるものとする。

第8節 救助・救急

【総務部、住民生活部、消防本部、消防団】

地震発生後には、倒壊家屋の下敷きになるなど救助・救急が必要となる被災者が出る
ことが予想される。町は、関係機関及び住民・自主防災組織等との連携を密にし、人員、
資機材等を優先的に投入して、救助活動を実施する。

地震発生時における救助・救急活動については、「第1編第3章第8節」を参照するも
のとする。

第9節 自衛隊災害派遣要請

【総括班、総務部】

大規模地震が発生したとき、住民の生命、財産の保護のため必要な応急対策の実施が町のみでは困難であり、自衛隊の活動が必要かつ効果的であると認められた場合、自衛隊に災害派遣を要請し、効率的かつ迅速な応急活動の実施を期する。

大規模地震による自衛隊の派遣要請については、「第1編第3章第9節」を参照するものとする。

第10節 避難

【総括班、被害調査班、避難支援班、戸籍税務部、住民生活部、健康福祉部】

大規模地震発生時においては、家屋倒壊、火災、がけ崩れ、津波等の発生が予想されるなか、迅速、的確な避難活動を行う必要があるため、避難のための可能な限りの措置をとることにより住民の生命、身体の安全の確保を図る。その際、要配慮者についても十分考慮する。

避難については、「第1編第3章第10節」を参照するものとする。

第11節 避難所の設置・運営

【避難支援班、避難所班、住民生活部、教育総務部】

避難所は、災害のために現に被害を受け、又は受ける恐れのある者で、避難しなければならぬ者を一時的に学校、福祉施設、公民館その他既設の建物又は応急仮設物等に受入保護することを目的とする。

避難所の設置・運営については、「第1編第3章第11節」を参照するものとする。

第12節 医療（助産）救護

【健康福祉部、消防本部】

地震発生時には、医療救護を必要とする多数の傷病者の発生が予想される。このため、震災時における医療体制を確立し、医療機関及び防災関連機関との密接な連携のもとに、一刻も早い医療救護活動を実施する必要がある。

地震発生時における救護・救急医療については、「第1編第3章第12節」を参照するものとする。

第13節 道路の確保（道路障害物除去等）

【総括班、建設部、消防団】

地震発生直後の道路の被害状況を早急に把握し、障害物の除去、応急復旧等を行うことは、救援活動を円滑に実施するために必要であり、また、これらを制約された条件下で効果的に行うためには、関係機関と協議の上、災害応急活動を支える緊急輸送路の開通作業を他の道路にさきがけて実施する

1 優先開通道路の選定

「第1編第2章第8節」で指定された緊急輸送路を優先開通道路とし、緊急性の高い順から選定する。

2 資機材の確保

町は、町保有資機材のほか、町内の建設業者等の協力を得て、資機材の確保に努める。町のみでは不足する場合は、県に対し、調達、あつせんを要請する。

3 道路開通作業の実施

- (1) 町は、所管する道路の被害状況、道路上の障害物の状況を速やかに調査し、緊急度の高い道路から開通作業を実施する。
- (2) 道路上の破損、倒壊等による障害物の除去については、警察署、自衛隊、消防本部及び占用工作物管理者等の協力を得て行い、交通確保に努める。

第14節 緊急輸送対策

【総括班、総務部、建設部】

町は、住民の生命の安全を確保するための輸送を最優先に行うことを原則に、交通関係諸施設などの被害状況及び復旧状況を把握し、復旧の各段階に応じた的確な対応を行う。

緊急輸送活動対策については、「第1編第3章第13節」を参照するものとする。

第15節 防疫及び保健衛生

【住民生活部、健康福祉部、双葉地方水道企業団】

震災時には、建物の倒壊や焼失等による多量のごみの発生とともに、不衛生な状態から感染症や食中毒等の発生が予想される。特に、多数の被災者が収容される避難所等においては、その早急な防止対策の実施が必要である。このため、防疫、食品衛生、環境衛生に関し、適切な処置を行う。

具体的な計画については、「第1編第3章第14節」を参照するものとする。

第16節 廃棄物処理対策

【建設部、住民生活部】

震災時には、建物・ブロック塀等の倒壊や地震火災等により、大量のごみの発生が予想される。また、上下水道施設の被災により、水洗トイレ等の使用に支障をきたし、し尿処理の問題が生ずる。特に多くの被災者のいる避難所等では、仮設トイレの早急な設置が必要となる。このため、し尿・ごみ・がれき・死亡獣畜の処理及び障害物の除去に関し、必要な措置を行う。

また、処理能力を超える場合等、必要に応じて、広域応援による処理を図る。

具体的な計画については、「第1編第3章第15節」を参照するものとするが、がれき処理については、次のとおりである。

1 がれき発生量の推定

地震災害・火災により建物の倒壊、焼失及びそれに伴う建物解体、さらには地震動によるガラスの落下物、ブロック塀等の破損物等（以下「がれき」という。）など大量の廃棄物が発生することが想定される。

町は、建物倒壊等の被害量から、がれき発生量を推定し、あらかじめ定めている廃棄物処理計画を勘案しつつ、中間処理又は最終処分を行うまでの一時仮置場、リサイクルのための分別を行うストックヤード等の場所の確保などの計画を策定する。

なお、がれき量は、環境省の技術資料「災害廃棄物等の発生量の推計方法」等を参考に推定する。

2 処理体制の確保

がれきの処理については、原則として町又はがれきの発生原因となる各施設管理者が処理することになるが、がれきが一時的かつ大量に発生することになるため、国、県、近隣市町村及び関係者と連携・協力して、がれきの処理状況の把握、搬送ルートや仮置場及び最終処分場の確保を図る。

3 処理対策

(1) 仮置場の確保

大量にがれき等が発生した場合は、仮置場に搬入する必要があるため、町はあらかじめ調査を実施しておいた公有地等を中心に具体的な選定を行う。

(2) 分別収集体制の確保

発生したがれき等を効率よく処理、処分するためには、排出時の分別の徹底が必要となるため、その対策について検討を行う。

(3) 適正処理・リサイクル体制の確保

震災時においても廃棄物の適正処理を確保する必要があるにもかかわらず、大量に発生するがれき等の最終処分はかなり困難となることが想定される。

このため、町は、緊急時の相互扶助や産業廃棄物処理業者の支援のあり方など、産業廃棄物の適正処理・リサイクル体制の確保策について検討しておく。

(4) 広域処分体制の確保

大量のがれき等を処分するためには、県外の最終処分場に処分を依頼することも想定されるため、県及び他の市町村等の協力を得て、広域処分対策を検討する。

(5) 粉じん等の公害防止策

がれき等の応急処分の過程においては、粉じん、有害物質の発生などが考えられ、生活環境への影響や保健衛生面から問題となる公害(大気汚染)が発生するおそれがある。

町は、県の指導を得て、その実態を把握するとともに、公害防止対策を実施する。

第17節 救援対策

【総務部、戸籍税務部、農業振興部、住民生活部、健康福祉部、双葉地方水道企業団】

震災により生活に必要な物資が被害を受け、また流通機構の混乱等により物資の入手が困難となった場合においても、住民の基本的な生活の確保、人心の安定を図ることを目的として、生活の維持に特に欠かせない食料、生活必需品及び飲料水等を確保するとともに、迅速な救援を実施する。この場合において、指定避難所に避難している被災者のみならず、指定避難所以外に避難あるいは在宅被災者への供給にも配慮する必要がある。

具体的な対策については、「第1編第3章第16節」を参照するものとする。

第18節 被災地の応急対策

【総務部、建設部】

被災地内の住民生活を復旧させるため、宅地内や河川、道路等の障害物を除去する。

また、住民の生活上の不安を解消するための各種相談事業を行う。

具体的な対策については、「第1編第3章第17節」を参照するものとする。

第19節 応急住宅の供与・住宅の応急修理

【総務部、建設部、住民生活部】

災害により住家が滅失した被災者のうち、自らの資力では住宅を確保することができない者に対し、応急仮設住宅の建設、借上住宅の提供、住宅の応急修理等を実施し、居住の安定を図る。

具体的な対策については、「第1編第3章第18節」を参照するものとする。

第20節 行方不明者の搜索、遺体の措置等

【戸籍税務部、住民生活部】

このことについては、「第1編第3章第19節」を参照するものとする。

第21節 生活関連施設の応急対策

【総括班、建設部、住民生活部、双葉地方水道企業団】

このことについては、「第1編第3章第20節」を参照するものとする。

第22節 道路、河川管理施設等及び公共建設物の応急対策

【農業振興部、建設部】

災害時においては、道路・橋りょう施設を災害から防護するとともに、緊急輸送路を最優先に応急復旧作業を迅速かつ的確に実施し、避難及び救助・救援のための交通路を確保する。

また、地震により河川管理施設等の被害を受けた場合は、浸水被害等が拡大する可能性があるため、迅速な対策を講ずる。

さらに、公共建築物等の管理者は、その機能を確保するため、自主的な災害活動を行い、被害の軽減を図るものとする。

1 道路の応急対策

(1) 基本方針

地震により道路、橋りょう等の交通施設に被害が発生し、若しくは発生するおそれがあり交通安全と施設保安上必要と認められるとき、又は地震災害における交通確保のため必要があると認められるときは、通行禁止及び制限並びにこれに関連した応急対策についての計画を定め、県及び警察署との連携を図りながら、直ちに活動に入る。

(2) 応急対策

ア 町域内の道路の被害について、速やかに県に報告し、被害状況に応じた応急復旧を行い交通の確保に努める。

イ 上下水道、電気、ガス、電話等道路占用施設の被害が発生した場合は、当該施設管理者及び当該道路管理者に通報する。緊急時には現場付近の立入禁止、避難の誘導、周知措置等住民の安全確保のための措置をとり、事後速やかに連絡する。

(3) 復旧計画

町は、早急に被害箇所の仮復旧を行い、交通の確保を図るとともに、速やかに県に被害状況を報告する。

2 主要農道、主要林道の応急対策

(1) 基本方針

地震により被災した農道、林道の障害物を除去するとともに緊急度に応じて復旧する。

特に、農道のうち生活道路及び林道のうち集落との連絡林道については、優先して行い、緊急輸送及び安全かつ円滑な交通を確保する。

(2) 応急対策

ア 防災関係機関等への連絡

農道・林道管理者は、所管する道路の被害状況等を調査し、その結果を県に速やかに報告する。

イ 交通の確保

農道・林道管理者は、所管する道路の障害物の除去及び応急復旧を行い、交通の確保に努める。

特に、農道のうち生活道路及び林道のうち集落との連絡林道については、優先して措置する。

ウ 交通規制

農道管理者は、通行が危険な農道について、警察と協力して必要な交通規制を行い、通行者に対する避難誘導措置を講ずる。

また、林道管理者は、通行が危険な林道については、関係機関に通行禁止等の措置を講ずる。

3 河川管理施設等の応急対策

(1) 河川管理施設応急対策

ア 基本方針

地震による被害を軽減するため、町は県と連携し、次の活動を実施するとともに、堤防、護岸等の河川管理施設が破壊、崩壊等の被害を受けた場合には、施設の応急復旧に努める。

(ア) 水防上必要な監視、警戒、通信、連絡及び輸送の体制

(イ) 水門、樋門等の円滑な操作

(ウ) 水防に必要な器具、資材及び設備の整備

(エ) 相互協力及び応援体制

堤防、護岸等の河川管理施設が破壊、崩壊等の被害を受けた場合には、施設の応急復旧に努める。

イ 応急対策

水防活動が十分に行われるよう関係機関と情報の連絡、交換を図り、水防上必要な器具、資材等の整備に当たる。あわせて河川管理施設、特に重要水防区域を重点的に巡視し、応急復旧を実施する。

ウ 復旧計画

- (ア) 地震による被災箇所について、速やかに復旧計画を立てるとともに、これに基づき従前の効用を回復させる。
- (イ) 被災した箇所を把握し、被害状況を関係機関に報告する。また、災害復旧事業及び改良復旧事業を計画し、国の災害査定を受けた後、災害復旧事業においては従前の効用を回復し、改良復旧事業においては再度災害の防止と治水安全度の向上を図る。

(2) 砂防施設等応急対策

- ア 施設管理者は、地震により砂防施設等に被害が発生、又は発生するおそれがある場合には、砂防施設の点検を速やかに実施する。また、必要に応じ、関係機関等と協力し土砂災害危険箇所の点検も実施する。
- イ 施設管理者は、点検により被災状況を把握し、砂防施設の被災、又は斜面崩壊等により二次災害発生のおそれがある場合には、速やかに応急対策に努める。

(3) ため池施設応急対策

- ア ため池管理者は、一定規模以上の地震が発生した場合は、ため池の緊急点検を行い、その結果を速やかに町に報告をする。また、ため池に被害が発生した場合は、直ちに応急措置を行い、ため池の安全を確保し、二次災害を防止する。
- イ ため池管理者は、地震によりため池被害が生じた場合は、町長の指示のもと、直ちに緊急放流や応急工事等を行い、ため池の安全回復に努める。

4 公共建築物等の応急対策

(1) 基本方針

町は、人命安全確保を第一とし、重要な社会公共施設の機能を確保するため、災害対策活動を行い、被害の軽減を図る。

(2) 応急対策

町は、重要な社会公共施設の機能及び人命の安全確保を図るため、応急対策を行い、被害の軽減を図る。その際、地震時の出火及びパニック防止を重点におき、町が所管する各施設において自主的な災害活動が実施できるようにするとともに、地震災害後における災害復旧を早急に行う。

- ア 避難対策については、特に綿密な計画を樹立して万全を期する。
- イ 地震時における混乱の防止措置を講ずる。
- ウ 緊急時には関係機関へ通報して応急の措置を講ずる。

- エ 避難所になった場合には、防火について十分な措置をとる。
- オ 施設入所者、利用者等の人命救助を第一とする。

第23節 文教対策

【教育総務部】

このことについては、「第1編第3章第21節」を参照するものとする。

第24節 要配慮者対策

【避難支援班、避難所班、健康福祉部】

このことについては、「第1編第3章第22節」を参照するものとする。

第25節 ボランティアとの連携

【健康福祉部】

このことについては、「第1編第3章第23節」を参照するものとする。

第26節 災害救助法の適用等

【住民生活部】

このことについては、「第1編第3章第24節」を参照するものとする。

第27節 双葉町特有の状況を踏まえた災害応急対策

【住民生活部、復興推進部、建設部】

このことについては、「第1編第3章第25節」を参照するものとする。

第4章 災害復旧計画

第1節 施設の復旧対策

【全部】

指定地方行政機関の長及び地方公共団体の長、その他執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、その他法令の規定により責任を有する者は、それぞれが管理する公共施設について災害復旧を実施する。

公共施設の災害復旧事業実施体制の確立等、復旧事業対策に際しての留意事項については、「第1編第4章第1節」を参照するものとする。

第2節 被災地の生活安定

【健康福祉部、総務部、戸籍税務部、農業振興部、住民生活部】

被災した災害からの速やかな復旧を図るため、町、県及び関係機関は被災者支援措置を講ずる。

被災者の生活確保対策等については、「第1編第4章第2節」を参照するものとする。

第5章 津波災害対策

第1節 津波災害対策の概要

1 津波災害対策について

(1) 本章の目的

甚大な被害をもたらした東北地方太平洋沖地震に伴う大津波の経験を踏まえ、今後福島県沿岸で発生が想定される津波災害から生命、身体及び財産を保護するため、津波災害予防計画、津波災害応急対策及び津波災害復旧・復興に関する事項を定め、津波防災対策の推進を図ることを目的とする。

(2) 津波災害対策に関する法律等との関係

津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）は、津波による災害を防止し、又は軽減する効果が高く、将来にわたって安心して暮らすことのできる安全な地域の整備、利用及び保全を総合的に推進することにより、津波による災害から国民の生命、身体及び財産の保護を図るため、市町村による推進計画の作成、推進計画区域における所要の措置、津波災害警戒区域における警戒避難体制の整備並びに津波災害特別警戒区域における一定の開発行為及び建築物の建築等の制限に関する措置等について定めるもので、平成23年12月に施行された。

町は県（河川港湾総室）と連携して、この法律による津波防災地域づくりを推進するとともに、津波災害警戒区域が指定されたときは、町の地域防災計画に必要な事項を定めるものとする。

2 津波被害の想定

(1) これまでに実施された津波被害の想定

県（河川港湾総室）は、県内の市町が作成する津波ハザードマップや津波避難計画の作成支援を目的として、津波想定を作成し、平成31年3月に公表し、令和4年8月に見直しを行っている。

津波レベルについては、住民避難を柱とした総合的防災対策を構築する上で想定する「最大クラスの津波（L2津波）」を想定したもので、津波シミュレーションでは、「東北地方太平洋沖地震津波（内閣府モデル）」と「房総沖を波源とする津波（茨城県モデル）」を設定して、2波源による津波シミュレーションの結果を重ね合わせて最大浸水域や最

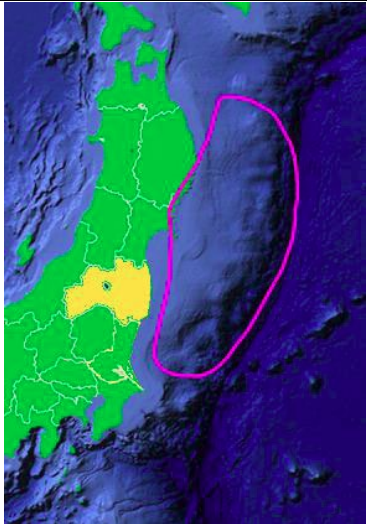
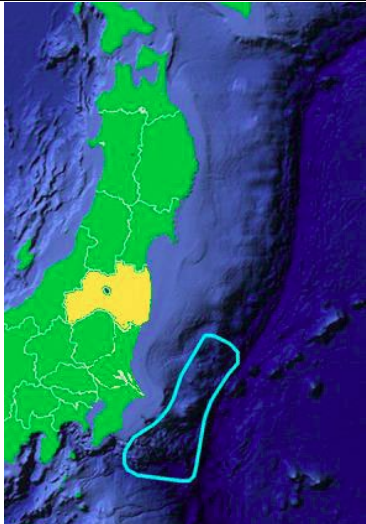
大浸水深を抽出し、最大遡上高、最大水位、影響開始時間及び第一波到達時間等を予測している。

(2) 新たに検討された津波被害の想定

ア 最大クラスの津波の想定

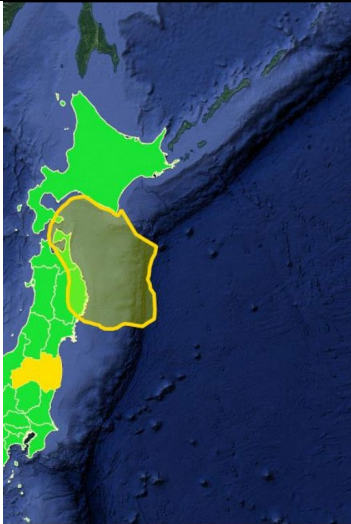
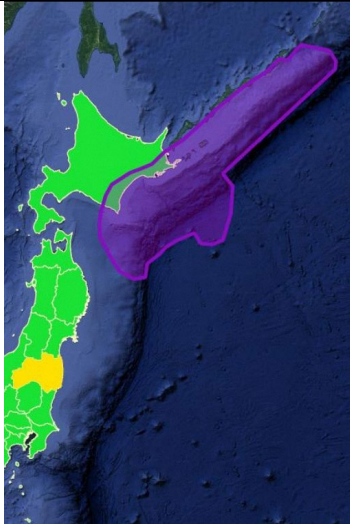
福島県沿岸に來襲する可能性のある津波として、従来の想定である宮城県沖の地震津波、明治三陸タイプ地震津波、福島県沖高角断層地震津波、想定宮城県沖連動型地震津波、房総沖を波源とする津波（茨城県モデル）に加え、日本海溝における地震に起因する津波及び千島海溝における地震に起因する津波の想定津波の津波高と、過去に福島県沿岸に來襲した既往津波の整理を行った。その結果、津波の高さが大きい東北地方太平洋沖地震津波（内閣府モデル）、房総沖を波源とする津波（茨城県モデル）、日本海溝における地震に起因する津波と千島海溝における地震に起因する津波の4つを最大クラスの津波として設定した。

図表2-19 最大クラスの津波の設定 (1/2)

対象津波		①東北地方太平洋沖震津波 (内閣府モデル)	②房総沖を波源とする津波 (茨城県モデル)
マグニ チュード		Mw=9.0 Mt=9.1~9.4	Mw=8.4 Mt=8.6~9.0
使用 モデル		内閣府モデル (すべり量 0.9~1.3 倍)	茨城県モデル
概要	説明	平成 23 年 3 月 11 日、三陸沖を震源とする地震により発生した津波。東日本大震災を引き起こし、東北から関東を中心に甚大な被害をもたらした津波の再来を想定。	地震調査研究推進本部から平成 23 年 11 月に公表された「三陸沖から房総沖にかけての地震活動の長期評価 (第二版) について」を基に想定した地震。 (平成 19 年に茨城県で想定した津波「延宝房総沖地震津波」の震源域等をもとに、すべり量 1.5 倍にした想定津波。実際に発生した規模ではないことに留意。)
	震源域		

※ Mw : モーメントマグニチュード、Mt : 津波マグニチュード

図表2-20 最大クラスの津波の設定 (2/2)

対象津波	③日本海溝における地震に起因する津波	④千島海溝における地震に起因する津波	
マグニチュード	Mw=9.1	Mw=9.3	
使用モデル	日本海溝（三陸・日高沖）モデル	千島海溝（十勝・根室沖）モデル	
概要	説明	<p>中央防災会議から令和2年4月に公表された「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震モデル検討会」により検討されたモデル。</p> <p>津波堆積物調査等を踏まえ、岩手県から北海道の海溝沿いの領域における最大クラスの津波のうち、岩手県沖から北海道日高地方の沖合の日本海溝沿いの領域にて発生する地震を想定。</p>	<p>中央防災会議から令和2年4月に公表された「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震モデル検討会」により検討されたモデル。</p> <p>津波堆積物調査等を踏まえ、岩手県から北海道の海溝沿いの領域における最大クラスの津波のうち、襟裳岬から東の千島海溝沿いの領域にて発生する地震を想定。</p>
	震源域		

※ Mw：モーメントマグニチュード、Mt：津波マグニチュード

イ 地形や構造物の条件

地形高さ（地盤高さ）及び構造物高さ（施設高さ）については、平成23年東北地方太平洋沖地震による地盤沈下を考慮して地震後の高さに統一し、復旧状況については、令和2年度末時点の復旧事業を反映している。

また、地震動による地盤の隆起または沈下などの地盤変動量、構造物の地震による破壊・沈下及び津波による越流時破壊等を考慮している。

ウ 双葉町における津波浸水想定

津波浸水想定では、最大クラスの4波源によるシミュレーション結果を重ね合わせ、最大となる浸水域・浸水深を算出している。

津波浸水想定は、以下の表のとおりである。

図表2-21 市町ごとの浸水面積

市町名	市町面積 [ha]	浸水面積[ha]					市町面積 に対する 浸水割合 [%]
		①内閣府モデル	②茨城県モデル	③日本海溝モデル	④千島海溝モデル	最大包絡値※	
新地町	4,670	970.9	164.5	657.0	759.7	970.9	20.9
相馬市	19,779	2,765.5	412.5	1,954.0	2,128.7	2,765.5	14.0
南相馬市	39,858	4,418.0	650.4	3,469.6	2,781.9	4,418.0	11.1
浪江町	22,314	741.6	168.6	640.7	519.8	741.6	3.3
双葉町	5,142	451.1	40.3	376.5	224.0	451.1	8.8
大熊町	7,871	284.7	67.8	177.2	87.9	284.7	3.6
富岡町	6,839	219.2	74.0	150.0	76.6	219.2	3.2
楢葉町	10,364	318.1	133.2	216.3	124.7	318.1	3.1
広野町	5,869	161.7	107.2	113.7	115.9	161.7	2.8
いわき市	123,226	3,477.5	2,350.6	1,527.7	1,751.4	3,554.4	2.9
合計	245,932	13,808.3	4,169.1	9,282.6	8,570.5	13,885.2	5.6

※ 最大包絡値とは、①津波～④津波の最大浸水範囲を重ね合わせたもの

図表2-22 地域海岸ごとの最大遡上高、最大水位

地域海岸	海岸名	最大遡上高 [T. P. +m]				最大水位 [T. P. +m]			
		①内閣府 モデル	②茨城県 モデル	③日本海 溝モデル	④千島海 溝モデル	①内閣府 モデル	②茨城県 モデル	③日本海溝 モデル	④千島海溝 モデル
1	新地海岸・相馬海岸①	19.6	4.6	12.1	10.0	16.0(16.0)	4.1(4.1)	10.7(10.7)	8.9(8.9)
2	相馬海岸②	23.4	5.5	14.8	10.0	22.4(19.8)	5.4(5.0)	14.2(13.0)	9.2(9.2)
3	鹿島海岸	22.8	5.9	19.5	10.6	22.1(22.1)	5.1(5.1)	19.8(19.8)	9.5(9.5)
4	原町海岸・小高海岸	23.3	6.6	20.1	10.1	16.8(16.8)	6.3(6.3)	17.3(17.3)	8.7(8.7)
5	浪江海岸・双葉海岸	19.5	9.5	18.5	10.3	18.6(16.8)	8.2(8.1)	18.3(17.1)	8.2(8.2)
6	大熊海岸	23.1	12.1	14.9	8.3	21.8(20.4)	11.2(11.2)	13.6(13.6)	7.8(7.8)
7	富岡海岸	19.9	11.4	13.9	9.1	19.6(18.3)	10.8(10.8)	13.6(13.6)	7.2(7.2)
8	檜葉海岸	17.3	12.9	12.1	7.8	15.0(14.5)	10.8(10.1)	11.3(10.8)	7.9(7.9)
9	広野海岸	15.8	14.4	10.0	10.3	14.7(14.7)	12.7(12.5)	8.9(8.8)	9.2(9.2)
10	久之浜海岸	15.3	14.6	8.2	6.1	14.0(14.0)	12.8(12.8)	7.1(7.1)	6.1(6.1)
11	四倉海岸・平海岸①	12.6	11.6	6.7	5.4	12.1(10.8)	9.9(9.7)	7.2(7.2)	5.4(5.4)
12	平海岸②・磐城海岸①	12.6	13.6	6.5	4.8	12.1(12.1)	11.8(11.8)	6.5(6.5)	4.7(4.7)
13	磐城海岸②	10.5	17.0	6.6	5.1	9.7(9.7)	14.9(14.9)	5.8(5.8)	4.8(4.8)
14	勿来海岸	10.8	11.3	6.7	6.4	9.9(9.9)	11.9(11.9)	6.5(6.5)	6.2(6.2)

※1 最大遡上高・最大水位は小数点第2位を切上げ

※2 最大水位は海岸線（海陸境界位置）での集計、括弧内は背後地盤が崖地等による評価対象外区間を除いた値

※3 最大遡上高：各地の津波が到達する最高の標高

※4 最大水位：海岸線における津波の最大水位

図表2-23 地域海岸ごとの影響開始時間、第一波到達時間

地域海岸	海岸名	影響開始時間 [分]				第一波到達時間 [分]			
		①内閣府モデル	②茨城県モデル	③日本海溝モデル	④千島海溝モデル	①内閣府モデル	②茨城県モデル	③日本海溝モデル	④千島海溝モデル
1	新地海岸・相馬海岸①	17	59	68	92	60	67	70	101
2	相馬海岸②	15	57	67	92	59	65	73	94
3	鹿島海岸	13	49	63	87	49	60	70	91
4	原町海岸・小高海岸	13	43	61	85	44	54	68	89
5	浪江海岸・双葉海岸	12	39	59	82	41	49	66	87
6	大熊海岸	11	37	59	81	39	49	65	87
7	富岡海岸	13	35	59	80	38	46	66	88
8	檜葉海岸	13	34	59	79	37	45	65	87
9	広野海岸	14	31	58	78	36	44	65	87
10	久之浜海岸	15	28	56	74	33	39	62	83
11	四倉海岸・平海岸①	14	25	54	72	30	36	60	80
12	平海岸②・磐城海岸①	18	23	51	69	27	34	58	78
13	磐城海岸②	20	24	54	71	28	35	58	82
14	勿来海岸	27	28	60	78	35	41	64	88

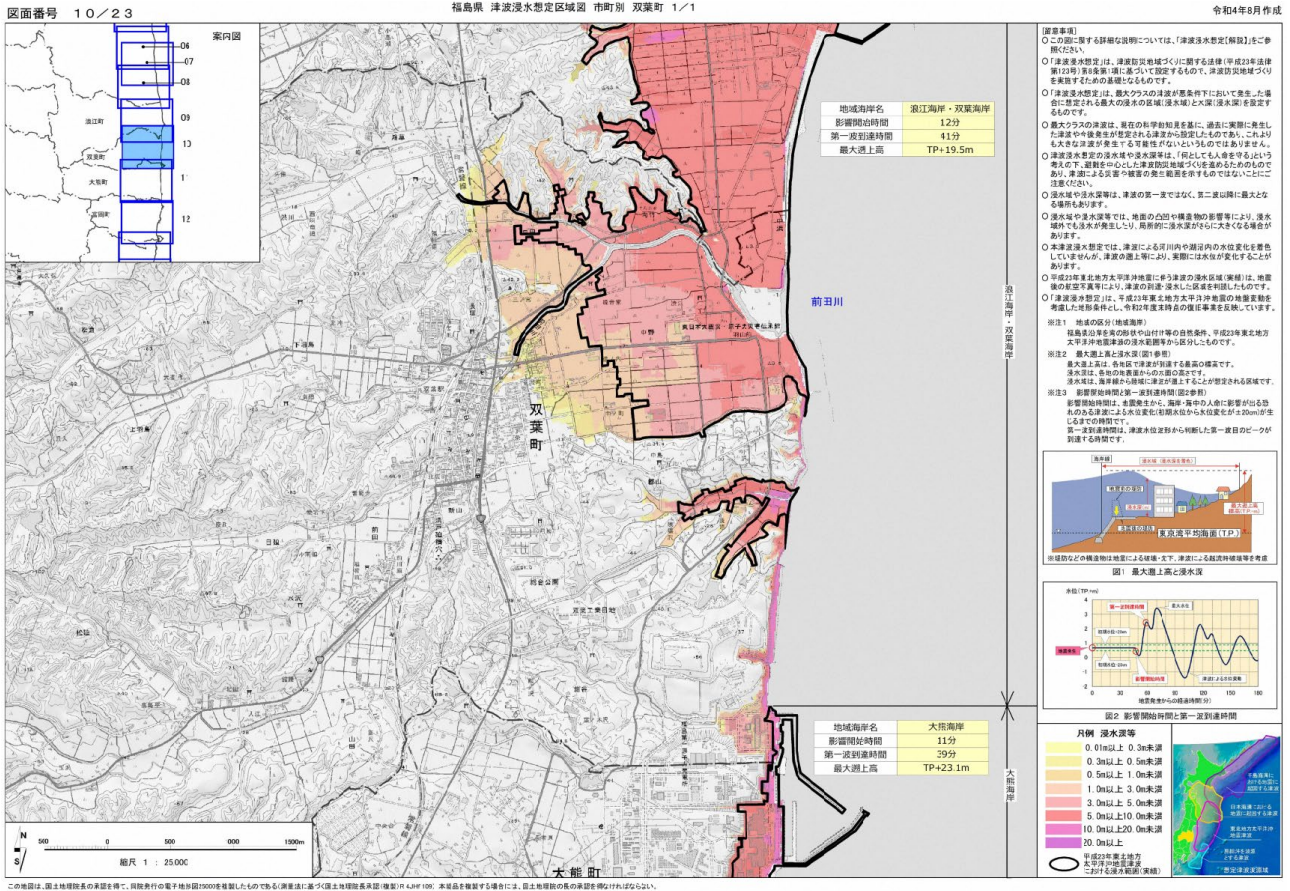
※1 影響開始時間・第一波到達時間は、小数点第1位を切下げ

※2 影響開始時間および第一波到達時間は、沖合の代表地点における水位波形から集計

※3 影響開始時間：沖合の代表地点における地震発生から海岸・海域の人命に影響が出る恐れのある津波による水位変化（初期水位から水位変化が±20cm）が生じるまでの時間

※4 第一波到達時間：沖合の代表地点における、津波水位波形から判断した第一波目のピークが到達する時間

図表 2-24 浸水想定区域図(双葉町)



3 想定する津波災害の規模

本章においては、「最大クラスの津波（L2津波）」と「比較的発生頻度の高い津波（L1（レベル1）津波）」に応じた津波災害予防対策、津波災害応急対策を講じるものとする。

町の被害想定については、次のとおりである。

図表 2-25 双葉町津波による被害想定

項目		被害数
建物被害（棟）	全壊	168
	半壊	82
人的被害（人）	死者	0
	負傷者	0
	重傷者	0
	津波被害による要救助者	0
	役場庁舎機能支障	0
重要施設被害（数）	消防・警察	0
	拠点病院	0
	津波堆積物（トン）	104,957

第2節 津波災害予防対策

1 津波防災知識の普及、防災訓練

【復興推進課、住民生活課、健康福祉課、教育総務課、生涯学習課】

(1) 住民、児童・生徒等への津波防災教育

ア 住民等に対する津波防災教育

町は、津波による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本になることを踏まえ、防災週間、津波防災の日及び防災関連行事等を通じ、防災関係機関、地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、津波防災知識の普及に努める。

県は、町と協力して住民等に対する津波防災教育や広報を実施するとともに、町が行う住民等に対する津波防災教育に関し必要な助言を行うものとする。

津波防災教育は、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行うものとし、下記の内容について、印刷物、ビデオ等の映像、各種集会の実施など地域の実情に合わせたより具体的な手法により、自助努力を促し地域防災力の向上を図ることに留意しながら、実践的な教育を行うものとする。

- (ア) 我が国の沿岸はどこでも津波が襲来する可能性があり、強い揺れ（概ね震度4程度以上）を感じたとき又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、迷うことなく迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難すること、避難に当たっては徒歩によることを原則とすること、自ら率先して避難行動を取ることが他の地域住民の避難を促すことなど、避難行動に関する知識
- (イ) 地震による揺れを感じにくい場合でも、大津波警報を見聞きしたら速やかに避難すること、沿岸部や川沿いにいる場合など、自らの置かれた状況によっては、津波警報でも避難する必要があること、海岸保全施設等よりも海側にいる人は、津波注意報でも避難する必要があること
- (ウ) 津波の第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること、第2波、第3波等の後続波の方が大きくなる可能性、数時間から場合によっては一日以上にわたり津波が継続する可能性があること、さらには、強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せるいわゆる津波地震や、海外で発生する遠地震による津波の発生の可能性など、津波の特性に関する情報
- (エ) 地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること、特に地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があること、浸水想定区域外でも浸水する可能性があること、指定緊急避難場所・指定避難所の孤立や指定緊急

避難場所・指定避難所自体の被災も有り得ることなど、津波に関する想定・予測の不確実性

- (オ) 3日分の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備、負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策、飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養についての準備等の家庭での予防・安全対策
- (カ) 津波警報等発表時や避難指示の発令時にとるべき行動、指定緊急避難場所や指定避難所での行動
- (キ) 家庭内における津波発生時の連絡方法や避難ルールの取決め

イ 児童・生徒等に対する津波防災教育

町は、児童・生徒等に対する津波防災教育を、「第2章第14節」に定めるところにより実施する。

なお、児童・生徒等が住んでいる地域の特徴や過去の津波の教訓等について継続的な防災教育に努めるとともに、学校における体系的な防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実に努める。

また、学校において、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促すものとする。

ウ 防災上重要な施設管理者に対する津波防災教育等

病院、社会福祉施設、ホテル、旅館その他不特定多数の人々が集まり、津波災害発生時に人的被害が発生する可能性が高い防災上重要な施設管理者に対する津波防災教育を、「第2章第14節」に定めるところにより行うものとする。

また、観光客・来訪者など地理・地形に不案内不慣れな利用者の人出が予想される施設の管理者、事業者及び自主防災組織等とあらかじめ津波に関する避難誘導についての協議を行い、情報伝達及び避難誘導の手段を定めることとする。

エ 町職員に対する津波防災教育

町は、防災対策に携わる職員に対する津波防災教育を「第2章第14節」に定めるところにより行うものとする。

(2) 津波防災訓練の実施

- ア 町及び防災関係機関は、地震防災対策推進計画の熟知、関係機関及び住民の自主防災体制との協調体制の強化を目的として、大規模な地震及び津波を想定した防災訓練（津波防災訓練）を実施するものとする。

- イ 津波防災訓練は、少なくとも年1回以上実施するものとする。
- ウ 津波防災訓練は、地震発生から津波来襲までの円滑な津波避難のための災害応急対策を中心とする。
- エ 津波防災訓練は、町、防災関係機関及び居住者等の参加を得て行う実働型の防災訓練のほか、県、防災関係機関、自主防災組織等と連携して、次のようなより具体的かつ実践的な訓練を行う。
 - (ア) 要員参集訓練及び本部運営訓練
 - (イ) 津波警報等の情報収集、伝達訓練
 - (ウ) 警備及び交通規制訓練
 - (エ) 災害の発生の状況、避難指示、自主避難による各避難場所等への避難者の人数等について、迅速かつ的確に県及び防災関係機関に伝達する訓練
- オ 町は、自主防災組織等の参加を得て訓練を行う場合には、県に対し、必要に応じて助言と指導を求めるものとする。

(3) 津波避難訓練の実施

町は、津波による被害を防止するため、迅速かつ的確に津波に対する避難活動が行えるよう、大規模な地震を想定した津波避難訓練を実施する。特に、津波からの避難は個人による自主的な行動が重要となることから、その啓発を重視して取り組み、強い地震を感じたときは迅速な避難行動を開始するなどの意識の啓発や、高台への避難経路及び周知を図る。

ア 実施回数

円滑な避難と津波対策の問題点の検証等を行うため、毎年1回以上の津波避難訓練を実施するよう努める。

イ 実施内容

地域の実情等を踏まえ、次の事項について実施する。

- (ア) 津波予報、津波情報の収集・伝達訓練
- (イ) 避難指示の発令・伝達訓練
- (ウ) 津波避難訓練
- (エ) 要配慮者、滞留旅客等に対する避難誘導訓練

ウ 参加者

- (ア) 訓練は、町及びその他の防災関係機関の職員のほか、住民、その他関係団体の参加、協力により実施する。
- (イ) 訓練の実施にあたっては、地域住民はもとより、海岸付近の観光施設・宿泊施設

の管理者等の参加を得ながら、地域ぐるみの実施を推進する。

- (ウ) 教育機関における野外活動時の津波対策として、引率者に津波に対する心構えを周知する。

エ 訓練結果の検証

訓練参加者には、津波に関する啓発も併せて実施し、訓練終了後には、検討会を実施するなど、訓練内容・方法・問題点等の検証を実施するよう努める。

また、訓練による検証の結果、現在の指定緊急避難場所等が不相当である場合、又は他により速やかに避難することができる避難場所等が見つかった場合には、これを変更する。

オ 訓練内容の工夫

- (ア) 訓練に当たっては、実地訓練のほかに、津波ハザードマップを活用して、より具体的に災害の状況を想定し、訓練参加者の判断力・災害対応能力の向上を目的とした図上訓練についても、実施するよう努める。
- (イ) 要配慮者の参加を呼びかけ、その避難支援活動についても訓練するなど、より実践的な内容となるよう努める。

2 情報受理・伝達体制

【総務課、住民生活課】

(1) 津波情報等の受理伝達体制の確立

町は、勤務時間外においても、県総合情報通信ネットワーク等により伝達される情報が担当課長へ迅速・確実に伝達されるよう、連絡体制を定めておくとともに、情報の伝達を受けたときは関係課に周知徹底できるよう、予め情報の内部伝達組織を整備しておくものとする。

(2) 住民等への情報伝達手段の整備

ア 津波予報伝達の迅速化・確実化

町は、住民等への津波予報伝達手段として防災行政無線等の整備を推進するとともに、サイレン、広報車、インターネットや緊急速報メールなど多様な通報・伝達手段を確保し、住民や海岸利用者への伝達の徹底を図る。

また、観光協会等関係団体と共同して、観光施設や宿泊施設等に防災行政無線の戸別受信機の設置等による伝達手段の確保を図る。

イ 伝達協力体制の整備

町は、沿岸部に職場がある事業者、多くの人出が予想される海水浴場の管理者及び自

主防災組織等とあらかじめ津波予報の伝達に関して協議を行い、これら関係者との協力体制を確立・維持する。

(3) 防災関係機関との情報伝達

防災関係機関は、所定の情報の伝達・連絡手段を整備点検し、沿岸への津波予報伝達が迅速かつ確実に行えるよう体制の確立を図る。

3 津波避難施設等の整備

【建設課、住民生活課】

(1) 津波監視体制の整備

ア 津波監視の方法

町は、津波監視を行う際は、監視カメラ等の遠隔監視設備による無人監視体制の整備に努めるものとし、やむを得ず有人監視を行う場合は、最大クラスの津波であっても安全を確保できる高台や堅牢な建物等において実施し、監視者の安全確保を図るものとする。なお、津波監視場所については、過去の津波記録等を勘案し、津波の早期発見に適した場所に設定する。

イ 津波監視担当者の選任

町は、有人監視を行う場合は、地震発生後速やかに津波監視を開始できる者を津波監視担当者として、あらかじめ選任する。

ウ 津波監視場所の情報伝達手段の確保

町は、有人監視を行う場合は、津波監視場所の情報伝達手段として、地震や停電等の災害時にも使用可能な無線通信施設の整備を図る。

エ 波高及び潮位観測施設の活用

町は、下記の施設で得られる波高及び潮位の観測情報について県及び国から提供を受け、これを活用する。

- (ア) 県（河川港湾総室）が小名浜港、相馬港及び四倉漁港に設置している波高観測施設
- (イ) 国土交通省小名浜港湾事務所が小名浜、相馬港及び福島県沖に設置している波高観測施設
- (ウ) 気象庁が小名浜、相馬港に設置している潮位観測施設及び津波観測施設
- (エ) 国土地理院が相馬港に設置している潮位観測施設

(2) 指定緊急避難場所の整備

ア 指定緊急避難場所の指定

町は、「第1編第2章第9節3」の定めに基づき、津波浸水想定等により津波の危険が予想される地域について、地形、標高等の地域特性や収容人数等を十分に配慮した、津波を対象とする指定緊急避難場所をあらかじめ指定する。

特に、周囲に高台等がない地域では、堅固な高層建物や人工構造物を津波避難ビル等として整備・指定に努めるものとし、民間ビル等を指定する場合は、管理者の同意を得るとともに、災害発生時の避難場所としての運用方法等について調整を行う。

具体的な指定緊急避難場所については、資料編5-1に示すとおりである。

イ 指定緊急避難場所の要件

指定緊急避難場所は、津波が発生し、又は発生するおそれがある場合に、居住者、滞在者等（居住者等）に開放されるものであり、階段その他通路に避難上の支障が生じないものであること。

また、津波が発生した場合において人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがないと認められる土地の区域内に設定するものであるが、公共施設や民間ビル等の建物の屋上等を指定する場合は、津波による水圧、波力震動、衝撃等によって損壊等を生じない構造のものであり、かつ建築基準法上の耐震基準に適合するものとする。

ウ 指定緊急避難場所の周知

町は、印刷物の配布やインターネット等により、指定緊急避難場所を居住者等に周知するとともに、標識看板等を設置する。

なお、住民だけでなく、現地の地理に不案内な観光客や海浜利用者等に対しても周知できるよう、海浜地への立看板の設置、パンフレットやチラシの配布、指定緊急避難場所及び津波避難ビルを示す標識を設置する等の広報を行うものとする。

また、観光地、海水浴場等外来者の多い場所では、駅、宿泊施設及び行楽地に、避難対象地域の掲示、指定緊急避難場所及び避難路の誘導表示などを行うことにより、外来者に対し周知を図るものとする。

(3) 避難路の選定・確保

町は、「第1編第2章第9節6」の定めに基づき、津波が発生した場合に避難が必要な地域から指定緊急避難場所までの避難路を選定し、各道路管理者とともに避難路の整備に努めるものとする。

また町は、避難路に、指定緊急避難場所までの誘導標識の整備を行うとともに、避難路の除雪・防雪・凍雪害防止のため必要な措置を講ずるほか、警察本部その他関係機関

との協議により、津波来襲のおそれがある地域における交通規制、避難路についての交通規制の内容をあらかじめ計画し周知するものとする。

4 住民等の避難計画

【復興推進課、戸籍税務課、住民生活課、建設課、健康福祉課、教育総務課、生涯学習課】

(1) 津波ハザードマップの作成及び災害危険区域等の指定

ア 津波ハザードマップの作成

町は、東日本大震災の津波浸水区域及び県が提供する浸水想定区域図等を踏まえ、津波が発生した場合に避難が必要な地域（避難対象地域）や、指定緊急避難場所、避難路等を明示した津波ハザードマップを作成し、公表するとともに、立看板や避難訓練等を通じて、地域住民への周知徹底を図る。

イ 津波災害危険区域の指定

町は、建築基準法第39条第1項の規定に基づき、条例で津波の危険が著しい区域を災害危険区域として指定することができる。この場合、災害危険区域内における住居の用に供する建築物の建築の禁止その他建築物の建築に関する制限で災害防止上必要なものは、条例で定めるものとする。

ウ 津波災害警戒区域及び津波災害特別警戒区域の指定

県は、津波防災地域づくり法第53条の規定に基づき、津波が発生した場合には住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域における津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域を、津波災害警戒区域として指定することができる。

また、同法第72条の規定に基づき、津波災害警戒区域のうち、津波が発生した場合には建築物が損壊し、又は浸水し、住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為及び一定の建築物の建築又は用途の変更の制限をすべき土地の区域を、津波災害特別警戒区域として指定することができる。

(2) 津波避難計画の策定

ア 町における津波避難計画の作成

町は、津波発生時における迅速かつ円滑な避難を実施するため、住民、自主防災組織、消防本部、警察、学校等の多様な主体の参画により、以下の事項を定めて、具体的かつ実践的な津波避難計画を今後、作成するとともに、その内容の住民等への周知徹底を図る。

(ア) 津波浸水想定区域図

町は、東日本大震災の津波浸水区域及び県が提供する浸水想定区域図等を踏まえ、津波浸水想定区域を設定し、津波ハザードマップに掲載する。

(イ) 避難対象地域

町は、東日本大震災の津波浸水区域及び県が提供する浸水想定区域図等を踏まえ、津波が発生した場合に避難が必要な地域を、避難対象地域として指定する。

(ウ) 避難困難地域

町は、津波シミュレーション等により算出される予想津波到達時間及び避難する際の歩行速度等を参考として、津波の到達時間前に避難を完了することが困難な地域を抽出し、必要に応じて、津波避難ビル等の指定を行う。

(エ) 緊急避難場所等、避難路等

「第5章第2節3(2)、(3)」に定めるとおりとする。

(オ) 避難の方法

避難の方法は、原則として徒歩とする。このため、町及び県は、自動車免許所有者に対する継続的な啓発を行うなど、徒歩避難の原則の周知に努めるものとする。

ただし、地域において、津波到達時間、指定緊急避難場所までの距離、要配慮者の存在、避難路の状況等を踏まえて、徒歩による避難が著しく困難な場合には、地域ごとの実情に応じて車両の活用の適否を検討するなど、避難行動の実効性を確保するよう努める。

(カ) 初動体制

「第3章第2節1」に定めるとおりとする。

(キ) 避難誘導等に従事する者の安全確保

町や防災関係機関は、避難誘導や防災対応にあたる者の二次災害を防止し安全を確保するため、以下の内容を定めた「避難誘導活動の手引き」等を作成する。

- ・ 避難広報は安全を確保できる高台で行うこと
- ・ 水門閉鎖や避難誘導の業務に際しては、無線等通信手段を携行するとともに、津波到達予想時刻前に活動を終了し安全な場所に退避すること
- ・ 大津波が発生した場合には、河川の遡上による被害が発生することもあるので、河川沿いの避難には危険性があること

また、避難誘導や防災対応にあたる者が安全確保のために待避するタイミングには、住民の避難が完了してなければならぬこと等について、事前に住民等に周知するものとする。

- (ク) 津波情報の収集、伝達
「第5章第3節2」に定めるとおりとする。
- (ケ) 避難指示
「第5章第3節2」に定めるとおりとする。
- (コ) 津波対策の教育・啓発
「第5章第2節1(1)」に定めるとおりとする。
- (サ) 避難訓練
「第5章第2節1(2)、(3)」に定めるとおりとする。

イ 避難計画作成における住民の参画

町は、避難対象地域における避難計画作成等に当たっては、住民の参画、又は住民自らが作成することが重要であることから、ワークショップ形式による計画作成等の取組みや支援を行うものとする。

ウ 避難行動要支援者の避難対策

避難行動要支援者の避難については、「第1編第3章第22節」に定めるところにより、避難行動要支援者名簿の情報をあらかじめ自主防災組織、消防団及び近隣者等の避難支援者に提供することにより、対象者の把握や避難の連絡方法、避難補助の方法等を確認しておくものとする。

また、要配慮者施設等の管理者は、津波に対して安全な避難場所を確保するとともに、必要に応じて鉄筋コンクリート等の強固な建物を緊急避難施設として指定するとともに、要配慮者の避難誘導について自主防災組織や地域住民から協力を得られるよう、体制の整備に努める。

なお、避難行動要支援者・要配慮者が津波からの避難後に命の危険にさらされる事態を防ぐため、防災、医療、保健、福祉等の各専門分野が連携した支援方策の検討に努めるものとする。

(3) 町が自ら管理又は運営する施設に関する対策

町が管理する庁舎、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、病院、学校等の管理上の措置は、おおむね次のとおりである。

ア 各施設に共通する事項

(7) 津波警報等の入場者等への伝達

入場者等が極めて多数の場合は、これらの者が円滑な避難行動を取り得るよう情報の適切な伝達方法を事前に検討する等の措置を講ずること。

避難地や避難経路、避難対象地区、交通規制状況その他必要な情報を併せて伝達す

るよう事前に十分検討すること。なお、海岸近くにある施設については、津波警報等の発表が行われる前であっても、強い地震を感じたとき、または弱い地震であっても長いゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに避難するよう入場者等に対し、伝達すること。

(イ) 入場者等の避難のための措置

避難誘導方法については、積雪や凍結等により避難に時間を要するおそれがあることを考慮する。

(ウ) 施設の防災点検及び設備の点検、備品等の転倒・落下防止措置

(エ) 出火防止措置

(オ) 水、食料等の備蓄

(カ) 消防用設備の点検、整備

(キ) 非常用電源の整備、防災行政無線、テレビ・ラジオ・インターネット対応の通信機器など情報を入手するための機器の整備

イ 個別事項

次に掲げる事項のほか、具体的な措置内容は、施設ごとに別に定めるものとする。

(ア) 病院、診療所等

重症患者や新生児等移動することが不可能又は困難な者の安全確保及び避難誘導のための必要な措置

なお、要配慮者の避難誘導方法に配慮するとともに、詳細な措置内容は施設ごとに別に定めるよう留意する。

(イ) 学校等

- a. 当該学校等が、津波避難対象地域にあるときは、避難誘導のための必要な措置
- b. 当該学校等に保護を必要とする生徒等がいる場合（特別支援学校等）は、これらの者に対する保護の措置

なお、要配慮者の避難誘導方法に配慮するとともに、詳細な措置内容は施設ごとに別に定めるよう留意する。

(ウ) 社会福祉施設

重度障がい者や高齢者等移動することが不可能又は困難な者の安全の確保及び避難誘導のための必要な措置

なお、要配慮者の避難誘導方法に配慮するとともに、詳細な措置内容は施設ごとに別に定めるよう留意する。

ウ 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

災害対策本部又はその支部が設置される庁舎等の管理者は、(ア)に掲げる措置をとる

ほか、次に掲げる措置をとるものとする。また、災害対策本部等を町が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請するものとする。

- (ア) 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保
- (イ) 無線通信機等通信手段の確保
- (ウ) 災害対策本部等開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

(4) 福島県沿岸地震・津波対策連絡会の開催

県、警察本部、町、沿岸消防本部及び福島海上保安部は、福島県沿岸地震・津波対策連絡会を開催し、次の事項について、情報交換、調査及び検討を行う。

- (ア) 津波警報発表時の警戒体制
- (イ) 津波警報の住民への伝達体制
- (ウ) 住民の避難等
- (エ) 被害時の応急対策
- (オ) 震災に対する住民の意識の啓発及び防災知識の普及方法
- (カ) 沿岸地域の危険性の把握
- (キ) その他連絡会が必要と認める事項

5 津波に強いまちづくり

【建設課、農業振興課、住民生活課】

(1) 津波に強いまちの形成

町は、地域防災計画、都市計画、立地適正化計画等の計画相互の有機的な連携を図るため、関係部局による共同での計画作成、まちづくりへの防災専門家の参画など、津波防災の観点からのまちづくりに努めるものとする。また、都市計画等を担当する職員に対して、ハザードマップ等を用いた防災教育を行い、日常の計画行政の中に防災の観点を取り入れるよう努めるものとする。

(2) 海岸保全施設の整備

県は、津波や高潮、波浪、海岸浸食などによる災害から海岸を防護し、国土を保全するため、海岸堤防などの海岸保全施設の整備を図る。

なお、本町における海岸堤防等の整備状況については、資料編 11-4 に示すとおりである。

(3) 防災林の整備

町及び県は、堤防を越える津波の被害を軽減するために整備した防災林の適切な維持

管理を行う。

(4) 市街地の再整備

町及び県は、最大クラスの津波が到達した地域又は到達するおそれのある地域においては、防災集団移転促進事業や土地区画整理事業などによる高台移転、宅地の嵩上げにより再度災害の防止を図る。

(5) 施設の安全性の確保

ア 町、国、県、各施設管理者は、津波による被害のおそれのある地域において、構造物、施設等を整備する場合、耐震化の推進を図るなど津波に対する安全性に配慮する。また、地震や津波が発生した場合は、工事中の建築物その他の工作物又は施設については、工事を中断するようあらかじめ定めるものとする。

イ 町は、津波浸水想定の対象地域における児童生徒等の安全確保のため、高台等へ通じる避難路等の整備や建物の高層化など、各地域の実情等を踏まえた学校の津波対策について努めるものとする。海岸の管理者は、地震が発生した場合は直ちに、水門を閉鎖し、また工事中的場合は工事の中断等の措置を講ずるよう、あらかじめ定めるものとする。また、内水排除施設等は、施設の管理上必要な操作を行うための非常用発電装置の整備、点検その他所要の被災防止措置を講じておくものとする。

ウ 河川、海岸の管理者は、地震が発生した場合は直ちに、水門を閉鎖し、また工事中的場合は工事の中断等の措置を講ずるよう、あらかじめ定めるものとする。また、内水排除施設等は、施設の管理上必要な操作を行うための非常用発電装置の整備、点検その他所要の被災防止措置を講じておくものとする。

エ 河川、海岸の管理者は、次の事項について別に定めるものとする。

(ア) 堤防、水門等の点検方針・計画

(イ) 堤防、水門等の自動化・遠隔操作化・補強等必要な施設整備等の方針・計画

(ウ) 水門の閉鎖を迅速・確実に行うための体制、手順及び平常時の管理方法

なお、積雪や凍結により水門等閉鎖に支障をきたすことなく確実に作動するよう配慮する。

第3節 津波災害応急対策

1 災害対策本部体制

【住民生活課】

(1) 災害対策本部等の設置

災害対策本部等の設置については、「第3章第1節」を参照するものとする。

(2) 災害対策本部等の組織及び運営

災害対策本部等の組織及び運営は、災害対策基本法、双葉町災害対策本部条例に定めるところによるものとし、「第3章第1節」を参照するものとする。

(3) 災害応急対策要員の参集

職員は、地震発生後の積極的な情報等の収集に努め、参集に備えるとともに、発災の程度を勘案し、動員命令を待つことなく、自己の判断により定められた場所に参集するよう努めるものとする。職員の参集計画については、「第3章第2節」を参照するものとする。

2 津波警報等の伝達

【総括班、被害調査班、各部】

(1) 津波警報等の発表

ア 津波警報等の種類と内容

津波警報等の種類と発表される津波の高さ等については、下表のとおりである。

なお、地震の規模がマグニチュード8を超えるような巨大地震に対しては、精度のよい地震の規模をすぐに求めることができないため、津波警報等発表の時点では、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報等を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉を用いて発表し、非常事態であることを伝える。予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合には、その後、地震の規模が精度良く求められた時点で津波警報等を更新し、津波情報では予想される津波の高さも数値で発表する。

図表2-26 津波警報等の種類と発表される津波の高さ等

種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と津波警報等を見聞きした場合に取るべき行動
		数値での発表 (予想される津波の高さ区分)	巨大地震の場合の発表	
大津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10m < 予想される津波の最大波の高さ)	巨大	巨大な津波が襲い、木造家屋が全壊・流出し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、直ちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		10m (5m < 予想される津波の最大波の高さ ≤ 10m)		
		5m (3m < 予想される最大の高さ ≤ 5m)		
津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで1mを超え3m以下の場合	3m (1m < 予想される津波の最大波の高さ ≤ 3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。

津波注意報	予想される津波の最大波の高さが高いところで 0.2m以上1m以下の場合であって、津波による被害のおそれがある場合	1 m (0.2 m ≤ 予想される津波の最大波の高さ ≤ 1 m)	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、又、養殖いかだが出し小型船舶が転覆する。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近づいたりしない。
-------	--	---------------------------------------	---------	--


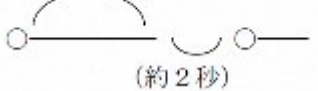

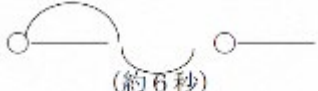
(注)

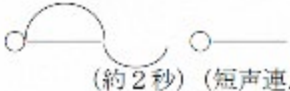
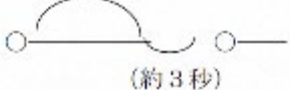
- (ア) 津波による災害のおそれなくなったと認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。
- (イ) 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点で津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。
- (ウ) 津波警報等は、精査した地震の規模や実際に観測された津波の高さをもとに、更新する場合がある。
- (エ) 沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。

イ 津波警報等標識

津波注意報、津波警報及び大津波警報をサイレンによって伝達する場合は、次の方法による。(気象庁告示第3号—予報警報標識規則)

図表 2-27 津波警報等標識

標識の種類	標識	
	鐘音	サイレン音
津波注意報 標識	(3点と2点との斑打) 	(約10秒)  (約2秒)
津波警報 標識	(2点) 	(約5秒)  (約6秒)

大津波警報 (特別警報) 標識	(連点) ● - ● - ● - ●	(約3秒)  (約2秒) (短声連点)
津波注意報及び 津波警報 解除標識	(1点2個と2点の斑打) ● ● ● - ●	(約10秒) (約1分)  (約3秒)

(注) 鳴鐘又は吹鳴の反復は、適宜とする。

また、津波注意報、津波警報及び大津波警報を旗によって伝達する場合は、次の方法による。(気象庁告示第5号—予報警報標識規則 令和2年6月24日一部改正)

図表2-28 津波警報等標識

標識の種類	標識				
津波注意報標識	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>赤</td> <td>白</td> </tr> <tr> <td>白</td> <td>赤</td> </tr> </table>	赤	白	白	赤
赤		白			
白		赤			
津波警報標識					
大津波警報標識					

(注) 旗は方形とし、その大きさは適宜とする。

ウ 津波に関する予報及び情報

(7) 津波予報

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

図表2-29 津波予報の発表基準とその内容

	発表基準	内容
津波予報	津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表
	0.2m未満の海面変動が予想されたとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要が無い旨を発表
	津波警報等解除後も海面変動が継続するとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

(イ) 津波情報

津波警報等を発表した場合、津波予報区の到達予想時刻や予想される津波の高さなどを津波情報で発表する。

図表2-30 津波情報の種類

	情報の種類	発表内容
津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値(メートル単位)又は「巨大」や「高い」という言葉で発表
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表
	津波観測に関する情報	沿岸で津波を観測した場合に、その時刻や高さを発表(※1)
	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表(※2)

(※1) 津波観測に関する情報の発表内容について

- ・ 沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、及びその時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを発表する。
- ・ 最大波の観測値については、大津波警報又は津波警報を発表中の津波予報区において、観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で表現して、津波が到達中であることを伝える。
- ・ 機器障害などによって観測点からデータが入手できない場合など、その観測点で津波の観測ができなくなっている場合には「欠測」と発表する。

(※2) 沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

- ・ 沖合で観測された津波の第一波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表する。また、これら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値(第一波の推定到達時刻、最大波の推定到達時刻と推定高さ)を津波予報区単位で発表する。
- ・ 最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を発表しない。大津波警報又は津波警報が発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」(沖合での観測値)及び「推定値」(沿岸での推定値)の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。
- ・ 沿岸で推定される津波の高さが非常に小さい場合は、沖合での観測値を「微弱」と表現する。
- ・ 沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値については数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

(2) 津波警報等の伝達受理

津波は、地震発生後極めて短時間に沿岸に到達するおそれがあるので、津波警報等が発表された場合、防災関係機関は津波警報等伝達系統図により、可能な限り迅速、的確に伝達する。

また、津波予報・津波情報の伝達は、津波警報等の伝達に準じて行う。

ア 福島地方気象台

福島県を対象区域として津波警報等又は津波予報・津波情報を受理したときは、津波警報等伝達系統図により速やかに伝達する。

イ 県

福島地方気象台から通報される情報は、県総合情報通信ネットワークにより直ちに町、消防機関、県出先機関に伝達する。

大津波警報（特別警報）の情報を受けたときは、直ちに町に通知する。

ウ 町

町は、情報の伝達を受けたときは、関係部課に周知徹底できるよう予め情報の内部伝達組織を整備しておくとともに、町地域防災計画の定めるところにより、速やかに住民その他関係のある団体に周知徹底させる。

なお、住民等に情報を伝達する場合は、地理的条件を踏まえつつ、住民等が具体的に取るべき行動を併せて示すこと等に配慮する。

また、定められた伝達ルート以外で津波警報等を覚知したときも直ちに住民に伝達できるようにあらかじめ体制を整えておくことが重要である。

エ 警察本部

警察本部は、双葉警察署を通じ、町に津波警報等を伝達する。

オ 福島海上保安部

(ア) 船舶関係団体、企業等に対し、電話、一斉FAX等により周知する。

また、船舶に対し情報を伝達する場合は、予想される津波の高さ、到達時間等を踏まえ、係留の強化、の固定、港外退避等のとるべき措置を併せて示すことに配慮する。

(イ) 被害が予想される地域の周辺海域の在泊船舶に対しては、船艇、航空機等を巡回させ、訪船指導の他、拡声器、たれ幕等により周知する。

(ウ) 航行船舶に対しては、航行警報又は安全通報等により周知する。

(エ) 被害が予想される地域の沿岸海域の住民や海水浴客等に対しては、船艇、航空機等を巡回させ、拡声器、たれ幕等により周知する。

カ NTT 東(西)日本株式会社

大津波警報（特別警報）及び津波警報を受理したときは、一般通信に優先してFAXにより直ちに町に伝達する。

キ 放送機関

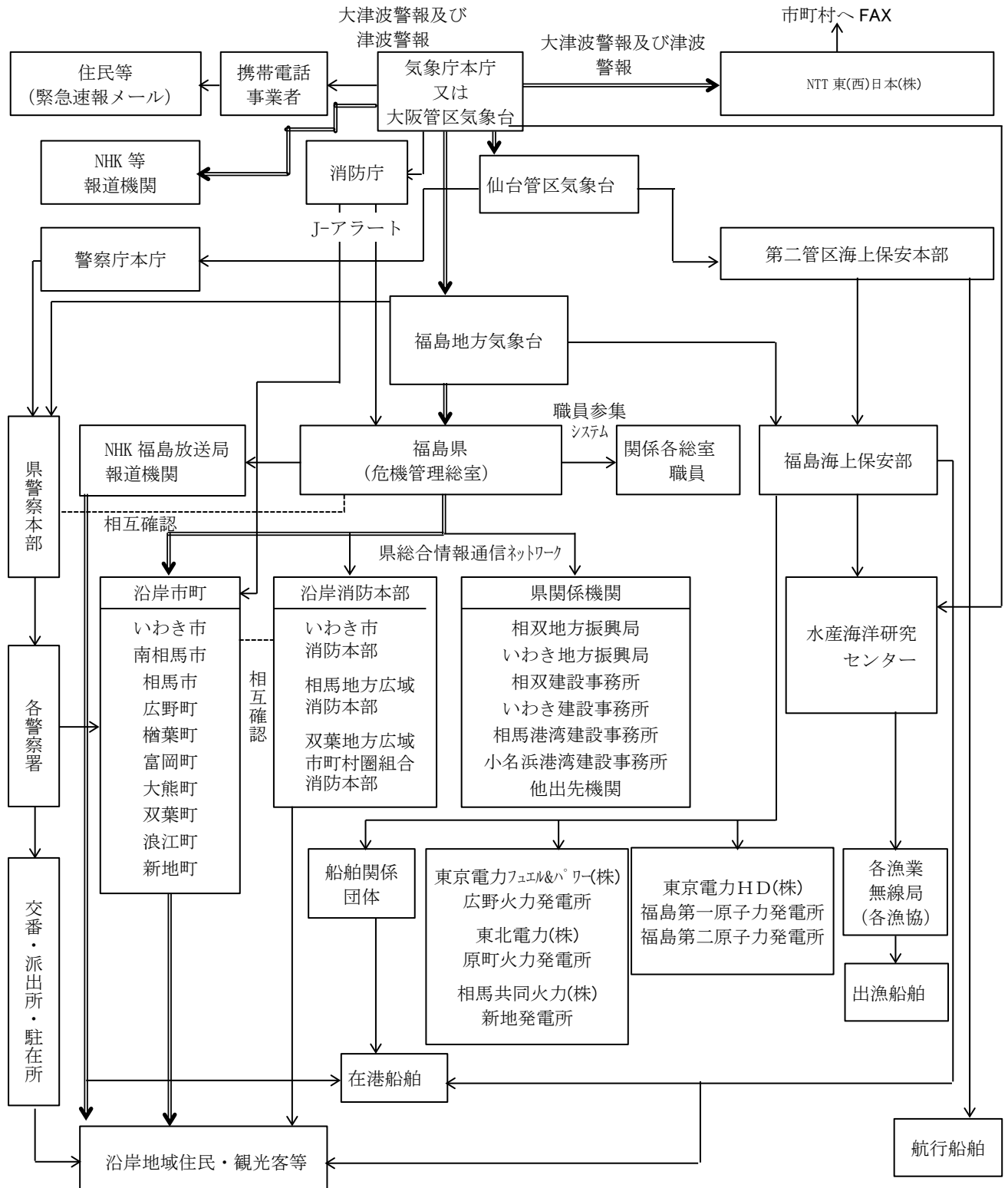
放送機関は、津波警報等の情報を受けたときは、その情報を速やかに放送するよう努める。

NHK福島放送局は、大津波警報（特別警報）及び津波警報の情報を受けたときは、その情報を直ちに放送する。

ク 携帯電話事業者

携帯電話事業者は、気象庁から大津波警報及び津波警報を受理したときは、緊急速報メールにより町エリアに配信する。

図表2-31 津波警報等伝達系統図



※二重線の経路は特別警報発表時に伝達、通知又は周知の措置が義務づけられている。

★NTT 東日本(株)が被災するなど伝達を受けられないときは、NTT 西日本(株)が代わりに受信し、伝達する。

(3) 異常を発見した場合の通報

異常を発見した場合の通報については、「第1編第3章第3節1(5)」を参照するものとする。

(4) 避難指示等の発令

ア 津波監視

町は、津波注意報が発表されたときは、消防機関と協力をして、直ちに津波監視を行う。津波監視を行う場合は、監視に従事する者の安全確保に十分な配慮を行う。

また、津波警報が発表された場合は、津波監視よりも、海浜にある者や沿岸住民への津波情報の広報、伝達並びに避難の指示を最優先に行う。

イ 津波の自衛措置

近海で地震が発生した場合、津波警報等の発表以前であっても、津波が来襲するおそれがあるため、強い地震（震度4程度以上）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときには、町は、消防本部、消防団、警察官及び自主防災組織等と協力し、海浜にある者、海岸付近の住民等に直ちに海浜から退避し、急いで高台等安全な場所に避難するよう指示をする。

ウ 避難指示

町は、津波災害から人命、身体の保護又は災害の拡大防止のため、以下の基準に基づき、地域住民等に対して避難指示を行う。なお、どのような津波であれ、危険地域からの一刻も早い避難が必要であることから、「高齢者等避難」は発令せず、基本的には「避難指示」のみを発令する。

図表2-32 気象庁の津波情報による発令基準

発令基準	避難指示の対象・内容等
津波注意報が発表されたとき	海浜にある者に対し、直ちに海浜から退避するよう避難指示を発令する。
津波警報が発表されたとき	避難対象地域及び周辺の沿岸にある者に対し、直ちに避難指示を発令し、その周知徹底を図る。
大津波警報が発表されたとき	特に、大津波警報が発表されたときは、避難対象地域を越えて津波被害が発生するおそれがあるため、避難対象地域周辺の地域に対しても避難指示を発令する。

図表2-33 その他の発令基準

発令基準	発令する避難指示等の内容等
津波監視により異常を認めた場合	避難対象地域にある者に対し、速やかに避難指示を発令する。
停電、通信途絶等により、津波警報等を適時に受けることができない状況において、強い揺れを感じた場合、あるいは、揺れは弱くとも1分程度以上の長い揺れを感じた場合（町長が気象業務法施行令第10条の規定に基づき、自ら災害に関する警報を発令する場合）	避難対象地域及び周辺の地域に対し、直ちに避難指示を発令する。

(注)避難指示の解除については、避難指示発令の基準としている大津波警報、津波警報、津波注意報が解除された段階を基本として、解除するものとする。

浸水被害が発生した場合の解除については、避難指示発令の基準としている津波警報等が解除され、かつ住宅地等での浸水が解消した段階を基本として、解除するものとする。

エ 発令の手順

避難指示の発令は、町長の指示により行う。ただし、地震発生時や地震発生直後に町長と連絡が取れない場合には、「第1編第3章第10節」に定める順位により避難指示を発令するものとする。

オ 県への報告

このことについては、「第1編第3章第10節2(3)」を参照するものとする。

カ 県による避難の指示等

地震や津波により、町が被災しその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合は、県が避難の指示等を行う。

(5) 住民等への伝達

ア 町の措置

町は、津波警報等や避難指示の伝達にあたっては、沿岸地域の住民、公私の団体はもとより、走行中の車両、海水浴客、釣り人、観光客等にも確実に伝達できるよう、あらゆる手段を用いて住民等へ伝達するよう努める。

具体的な伝達手段については、次のとおりとする。

- (ア) 町防災行政無線（同報系）
- (イ) 広報車
- (ウ) ソーシャルネットワークサービス（SNS）
- (エ) 携帯電話への緊急速報メール
- (オ) 行政区、自主防災組織等の連絡網

(カ) 津波フラッグ

なお、伝達に当たっては、消防本部、消防団、警察官及び自主防災組織等の協力を得て、外国人や聴覚障がい者、視覚障がい者、一人暮らし高齢者などの要配慮者にも的確に伝わること等に配慮する。

イ 警察官の措置

警察官は、津波警報等が発表された場合又は津波のおそれがある場合において、町長が避難の指示をすることができないと認めるとき、町長から要求があったとき又は危険が切迫していると警察官自ら認めるときは、沿岸住民、海浜利用者等に対して避難の指示を行う。

警察官は、避難の指示をしたときは、直ちにその旨を町長に通知を行う。

ウ 海上保安官の措置

海上保安官は、津波警報等が発表された場合又は津波のおそれがある場合は、巡視船艇、航空機を巡回させ、磯釣り客、港湾工事関係者、海浜利用者等に対して避難の指示を行う。

海上保安官は、避難の指示をしたときは、直ちにその旨を町長に通知を行う。

エ 県の措置

県は、大津波警報及び津波警報が発表された場合は、緊急速報メールやSNSを利用して町の住民等に周知するとともに、放送事業者への情報提供により町が行う避難指示の伝達を援助する。

3 住民等の避難誘導、交通等の確保

【総括班、被害調査班、避難支援班、戸籍税務部、建設部、住民生活部、健康福祉部、消防本部、消防団】

(1) 住民等の避難誘導

ア 町の措置

町は、消防職員、消防団員、警察官、町職員など避難誘導や防災対応にあたる者の安全が確保されることを前提とした上で、あらかじめ作成した「避難誘導活動の手引き」等の定めに従い、予想される津波到達時間も考慮しつつ、避難の広報や避難誘導、避難行動要支援者の避難支援等を行うものとする。

また町は、県と協力し、避難対象地域内の住民等が、津波襲来時に的確な避難を行うことができるよう、避難対象地域や避難方法の検討、避難経路の除雪・防雪・凍結防止

対策、住民等の津波への備えの啓発、避難行動要支援者の個別避難計画の策定支援並びに外国人、出張者及び旅行者等の避難誘導等の体制の検討に努めるものとする。

なお、住民等の避難行動等の検討に当たっては以下の点に留意する。

- (ア) 避難時の低体温症のリスクを踏まえ、避難場所での防寒対策に必要な物資（乾いた衣類、防寒具、暖房器具、発熱剤入り非常食等）の備蓄を考慮する。また、猛暑時の対処としてなるべく冷房設備のある避難場所への誘導に努めるとともに、飲料水や冷却シート等の提供に留意する。
- (イ) 避難場所から避難所への避難経路、防寒機能を備えた屋内の避難所への二次避難の経路等について考慮する。
- (ウ) 各種防災施設の整備状況や被害想定を検証等を定期的に行い、必要に応じて見直す。
- (エ) 高台への避難に相当な時間を要する平野部における避難場所の指定に当たっては、堅牢な高層建築物の中・高層階を避難場所として利用するなど、津波避難ビル等の活用を推進する。
- (オ) 人口が少ない平野部等、徒歩による避難が困難な地域では、地域の実情に応じて、災害による道路寸断、道路渋滞、交通事故等の可能性が低いことを前提とし、必要に応じて、自動車による避難について検討する。
- (カ) 避難行動要支援者の避難支援等、外国人、出張者及び旅行者等の避難誘導等において、消防団、自主防災組織等との連携に努めるとともに、支援等を行う者の避難に要する時間その他の安全な避難の確保に配慮する。

イ 避難行動要支援者の避難

町は、避難行動要支援者の避難について「第1編第3章第22節」に定めるところにより、避難行動要支援者名簿や個別計画に基づき、避難誘導等を実施するとともに、高齢者、児童、傷病者、障がい者等の要配慮者に対する支援や外国人、出張者及び旅行者等に対する誘導など、支援を行う者の避難に要する時間に配慮しつつ適切な対応を実施する。

なお、避難行動要支援者の避難支援を行う避難支援等関係者も、自らの安全確保を前提として避難支援を行うものとする。

ウ 乗客等の避難誘導

JR東日本は、列車の乗客及び駅周辺にいる者について、速やかに高台など安全な避難場所に避難誘導するものとする。

(2) 住民等がとるべき避難行動

ア 自主的な避難

住民は、津波が予想される地震が発生した場合又は津波警報等が発表された場合、町等からの避難指示の発令や避難誘導を待つことなく、指定緊急避難場所に自ら速やかに避難を行う。

イ 避難の方法

避難の方法は、原則として徒歩とする。

ただし、津波到達時間、指定緊急避難場所までの距離、要配慮者の存在、避難路の状況等により必要な場合は、あらかじめ定められた方策により、自動車による避難を行う。

(3) 道路交通の確保

町は、警察本部その他関係機関と協力して、津波の襲来により危険度が高いと予想される区間及び避難経路として使用されることが想定される区間について、交通規制の内容を事前に周知する。なお、必要に応じ隣接する県の警察本部との連絡を密にし、交通規制の整合性を広域的に確保する。

また、道路管理者は、情報板などにより津波発生に関する情報や、地震被害による通行規制情報の提供に努めることとし、避難場所へのアクセス道路等について、災害を防止するための必要な措置を講ずるものとする。

(4) 鉄道の確保

津波の襲来により危険度が高いと予想される区間における運行の停止等の運行上の措置を講ずるものとする。

4 関係機関の措置及び応急対策

(1) 被害状況等の収集・報告

このことについては、「第1編第3章第3節」を参照するものとする。

(2) 消防機関等の活動

ア 消防本部及び消防団の対策

町は、消防機関及び消防団が津波からの円滑な避難の確保等のために講ずる措置について、次の事項を重点としてその対策を定め、実施するものとする。

- (ア) 津波警報等の情報の的確な収集及び伝達
- (イ) 津波からの避難誘導
- (ウ) 自主防災組織等の「津波避難計画」作成等に対する支援
- (エ) 避難対象地域、津波警報等の種類と発表される津波の高さ等及び津波到達予想時間等を考慮した退避ルールの確立

イ 施設管理者の措置

施設管理者等は、地震や津波が発生した場合は、次のような措置をとるものとする。

- (ア) 所管区域内の監視、警戒
- (イ) 水門等の操作又は操作の準備並びに人員の配置
 - なお、水門等の閉鎖に当たっては、次の観点から操作員の安全確保に配慮する。
 - a. 強い揺れを感じたとき、弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき、揺れを感じなくても津波警報等が発表されたときのいずれにおいても、直ちに海浜から離れ、急いで安全な場所に避難することを原則とする。
 - b. その後、津波に関する情報を把握し津波到達までに時間的余裕があると認められる場合には、避難に要する時間を十分確保した上で、必要な安全確保対策を実施する。
 - (ウ) 資機材の点検、整備、配備

(3) 町の応急対策

津波災害時の町の応急対策については、「第1編第3章」に定めるほか、以下のとおりとする。

ア 工事中の建築物等に対する措置

地震が発生した場合は、町が自ら管理又は運営する建築物その他の工作物又は施設のうち、工事中のものについては、津波襲来に備え、原則として工事を中断するものとする。

なお、特別な必要により津波被害の防止対策を行う場合には、作業員の安全確保のため津波からの避難に要する時間に配慮する。

イ 内水処理の対応

津波等により浸入した水の排除等が必要となった場合、水防法第32条に基づき、国が特定緊急水防活動を行うことができるとされていることから、水防管理者（町長）は、人命救助等を迅速に行えるよう、県・国と連携してこれに取り組むものとする。

（4） 公共インフラ関係の対応

ア 水道

双葉地方水道企業団は、住民等の津波からの円滑な避難を確保するため、水道管の破損等による二次災害を軽減させるための措置を実施する。

イ 電気

東北電力ネットワーク(株)は、火災等の二次災害の防止に必要な利用者によるブレーカーの開放等の措置に関する広報、重要施設への電力供給のための体制確保、優先復旧の手順の作成等の措置を講ずるものとする。

ウ ガス

ガス事業者は、利用者によるガス栓閉止、液化石油ガスボンベの転倒防止等、火災等の二次災害の防止のために必要な措置に関する広報を講ずるものとする。

エ 通信

電気通信事業者は、電源の確保、通信手段の多重化・多様化に係る対策、地震発生後の輻輳対策、災害用伝言ダイヤル等の安否確認手段の普及方策等の措置を講ずるものとする。

オ 放送

- (ア) 放送事業者は、放送が居住者等及び観光客等への情報の正確かつ迅速な伝達のために不可欠なものであることから、地震発生時には津波に対する注意喚起に努めるとともに、津波警報等の正確かつ迅速な報道に努めるものとする。
- (イ) 放送事業者は、各計画主体と協力して、被害に関する情報、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、津波警報等、防災関係機関や居住者等及び観光客等が津波からの円滑な避難を行うために必要な情報の提供に努めるよう留意するものとする。
- (ウ) 放送事業者は、発災後も円滑に放送を継続し、津波警報等を報道できるようあらかじめ必要な要員の配置、施設等の緊急点検その他の被害防止措置を講ずるものとする。

とする。

カ 水防管理団体等

水防管理団体等は、地震が発生した場合は、次のとおりの措置を講ずるものとする。

- (ア) 所管区域内の監視、警戒及び水防施設の管理者への連絡通知
- (イ) 水門等の操作又は操作の準備並びに人員の配置
- (ウ) 水防資機材の点検、整備、配備

第4節 津波災害復旧・復興計画

【復興推進部】

1 津波防災まちづくり

東日本大震災からの復興では、町及び県は、津波による被害を受けた被災地について、津波に強いまちづくりを図る観点から、住民等の参加の下、高台移転も含めた総合的な市街地の再整備を実施しており、再び津波被害があった際には、それまで実施してきた津波防災まちづくりについても津波被害の状況に応じて適切に見直しを行うものとする。その際、時間の経過とともに被災地域への再移転が行われないよう、土地利用制限や建築制限等についても見直しを行うものとする。

町及び県は、防災まちづくりに当たっては、必要に応じ、浸水の危険性の低い地域を居住地域とするような土地利用計画の策定や、できるだけ短時間で避難が可能となるよう緊急避難場所（津波避難ビル等を含む）、避難路・避難階段等の避難関連施設を都市計画と連携して計画的に整備すること等を基本的な目標とするものとする。この際、都市公園、河川等のオープンスペースの確保等については、単に避難場所としての活用、臨時ヘリポートとしての活用など防災の観点だけでなく、地域の環境保全、レクリエーション空間の確保、景観構成に資するものであり、その点を十分住民に対し説明し、理解と協力を得るよう努めるものとする。

2 その他復旧、復興のための措置

津波災害からの施設の復旧や被災者への支援、生活再建及び産業の再建については、「第1編第4章」の各節により実施するものとする。

なお、津波災害は、沿岸部の農林業者に対して壊滅的な被害をもたらす場合があることから、農地の塩害対策等に十分留意するものとする。

第5節 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震対策推進計画

1 総則

(1) 推進計画の目的

この計画は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号。以下「法」という。）第5条第2項の規定に基づき、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域について、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

町では、これまで第5章全体を推進計画としていたが、令和5年の法改正を踏まえ、「地域住民等の避難行動」や「避難場所及び避難所の運営・安全確保」、「意識の普及・啓発」、「関係者との連携協力の確保に関する事項」、「後発地震への注意を促す情報に対する対応」、「津波避難対策緊急事業計画に関する事項」などの項目を追加する必要があるため、本節として独立して、法第5条の規定に基づき策定する推進計画として位置づけることとした。

なお、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震対策の基本的事項については、通常地震・津波対策である「第2編第1章」から「第3章」、及び「第2編第5章」によるものとする。

(2) 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

本市町村の地域に係る地震防災に関し、本市町村の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱は、このことについては、「第1編第1章第5節」を参照するものとする。

2 地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する事項

このことについては、「第2編第2章」及び「第2編第5章第2節」を参照するものとする。

3 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項

このことについては、「第2編第5章第3節」を参照するものとする。

4 関係者との連携協力の確保に関する事項

このことについては、「第2編第3章第5節」を参照するものとする。

5 後発地震への注意を促す情報が発信された場合にとるべき防災対応に関する事項

(1) 後発地震への注意を促す情報等の伝達、町防災会議の設置等

ア 後発地震への注意を促す情報等の伝達

後発地震への注意を促す情報その他これらに関連する情報や後発地震に対して注意する措置等（以下「後発地震への注意を促す情報等」という。）の伝達に係る関係者の連絡体制は「第2編第3章第3節」を参照するものとする。

(2) 後発地震への注意を促す情報等が発信された後の周知

地域住民等に冷静な対応を呼びかけるとともに、後発地震への注意を促す情報等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報等、地域住民等に密接に関係のある事項について周知するものとし、実際の周知等の体制については、「第2編第3章第3節」を参照するものとする。

(3) 災害応急対策をとるべき期間等

町は、後発地震への注意を促す情報の発信に至った地震の発生から1週間、後発地震に対して注意する措置を講ずる。

(4) 町がとるべき措置

町は、後発地震への注意を促す情報等が発信された場合において、地域住民等に対し、日頃からの地震への備えの再確認や、円滑かつ迅速な避難をするための備え等の防災対応をとる旨を呼びかける。

また、町における日頃からの地震への備えを再確認するとともに、施設・設備等の点検等により円滑かつ迅速な避難を確保するよう備える。

【後発地震に対して注意する措置】

(ア) 家具等の固定、家庭等における備蓄の確認等日頃からの地震の備えの再確認

(イ) 避難場所・避難経路の確認、家族等との安否確認手段の取決め、非常持出品の常時携帯等、円滑かつ迅速に避難するための備え

(ウ) 施設内の避難経路の周知徹底、情報収集・連絡体制の確認、機械・設備等の転倒防止対策・点検等、施設利用者や職員の円滑かつ迅速な避難を確保するための備え

(エ) 個々の病気・障がい等に応じた薬、装具及び非常持出品の準備、避難行動を支援する体制の再確認・徹底等、要配慮者の円滑かつ迅速な避難を確保するための備え

6 防災訓練に関する事項

町は、推進地域に係る大規模な地震を想定した防災訓練を、年1回以上実施するよう努める。その際、津波警報等又は後発地震への注意を促す情報等が発信された場合の情報伝達に係る防災訓練を実施する。

防災訓練に関する事項は、「第2編第2章第15節」及び「第2編第5章第2節1」を参照するものとする。

7 地震防災上必要な教育及び広報に関する事項

(1) 町職員等に対する教育

町は、職員等に対し、地震防災上果たすべき役割等に相応した教育を次のとおり実施する。職員等に対する教育の実施内容は、以下のとおり。また、実施方法等については、「第2編第5章第2節」を参照するものとする。

- ア 地震及び津波に関する一般的な知識
- イ 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- ウ 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- エ 後発地震への注意を促す情報の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
- オ 後発地震への注意を促す情報が発信された場合及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- カ 後発地震への注意を促す情報が発信された場合及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割
- キ 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震対策として今後取り組む必要のある課題

(2) 地域住民等に対する教育・広報

町は、東日本大震災の教訓や日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震により想定される被害等を踏まえ、防災意識の普及・啓発に努めるとともに、地域住民等が津波からの避難を始めとして、国からの指示が発せられた場合等に的確な判断に基づいた行動ができるよう次のとおり教育・広報を実施する。地域住民等に対する教育・広報の実施すべき項目は、以下のとおり。また、実施方法等については、「第2編第2章第11節」を参照するものとする。

- ア 地震及び津波に関する一般的な知識
- イ 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動及び津

波に関する知識

- ウ 後発地震への注意を促す情報の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
- エ 後発地震への注意を促す情報が発信された場合及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合の出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、自動車運転の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識
- オ 正確な情報の入手方法
- カ 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- キ 各地域における避難対象地域、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
- ク 各地域における避難場所及び避難経路に関する知識
- ケ 地域住民等自らが実施し得る、最低でも3日間分、可能な限り1週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法
- コ 住居の耐震診断と必要な耐震改修の実施
- サ 防寒具等の冬季における避難の際の非常持出品

8 津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項

町は、必要に応じて、津波から避難するため必要な緊急に実施すべき次に掲げる事業に関する計画（以下、津波避難対策緊急事業計画という。）の作成を検討する。

なお、津波避難対策緊急事業計画の作成にあたっては、津波の浸水想定に基づき、区域ごとに、津波から避難するために必要な緊急に実施すべき事業の種類を記載した「基本的な方針」や津波避難対策の推進のために必要な事業が重点的かつ効率的に行われるよう、可能な限り具体的かつ明確な目標及びその達成期間を設定するものとする。

- ア 津波からの避難の用に供する避難施設その他の避難場所の整備に関する事業
- イ 避難場所までの避難の用に供する避難路その他の避難経路の整備に関する事業
- ウ 集団移転促進事業及び集団移転促進事業に関連して移転が必要と認められる施設であって、高齢者、障がい者、乳幼児、児童、生徒等の要配慮者が利用する政令で定める施設の整備に関する事業